

郷、戸主服部、連阿閉などあり、拾芥抄、また姓名録抄には、この姓みえず、色葉字類抄に神服連と見ゆ、

白堤首天櫛玉命八世世大熊命之後也

白堤は地名なるべし、神名式に、大和國山邊郡白堤神社、今は長柄村にありて、白鳥明神と云とぞ、白鳥と云ふによりて、日本武尊を祀るなど云は、後人の附會にて取にたらず、シロツ、ミと訓べし、この白堤は、用明紀三丁右逆之同姓白堤とある人名に由あり、白堤は逆の同姓にて、逆は三輪君逆これなり、大倭注進狀、大三輪社鎮座次第に、推古天皇、御世、大神君、白堤と云人、率川神を奉齋する由みゆ、此神に因縁ありて負る名なるべし、用明天皇より推古天皇までの年間遠からざれば、白堤は同人と聞ゆ、さて長柄村、白鳥、明神といふは、誠に式の白堤、神なるべし、いかにとなれば、大神氏は、大已貴命の裔にて、八重事代主はこの神の御子なるに、姓氏録大和神別に、長柄首天、乃八重事代主神之後也とある、長柄首に由あり、また白堤首の祖天、櫛玉命は、必ず事代主命の御子にて、神名式に、櫛玉命、神社四座とあるは、即此天、櫛玉命にして、類聚三代格に飛鳥、裔神とあると打合て聞ゆるも由あればなり、大熊命、它書に考へ得ず、拾芥抄、姓氏録部、また姓名録抄に白堤首と云あり、

高志連天押日命十一世孫大伴室屋大連公之後也

高志連は、右京高志連の條に云り、十一世孫は、同佐伯日奉造に、十一世孫談連とあり、大伴系圖を考ふるに、室屋の子談なれば、十二世とあるべきを、誤れるなるべし、

仲丸子日臣命九世孫金村大連之後也

仲丸子は、那加知乃麻呂古と訓むべきにや、繼体天皇の御子丸高王あり、書紀に、梳子とあり、記傳に凡て麻呂古とは、子を親み愛みて呼稱にて、麻呂は自稱なれば、吾子と云ふが如し、書紀、繼體の御卷に、詔に、懿哉麻呂子云々、また朕子麻呂古云々、などあるは、勾大兄、皇子を指て、かく詔へり、さて然親み愛みていふ稱を、やがて御名にも負せたるなり、欽明天皇の御子にも此御名なるあり、敏達天皇の御子忍坂日子人太子の亦御名も麻呂古と申せり、さて仲は、長曰某、仲曰某、少曰某、など、書紀にあまたあるに、准へて、仲を那加知と訓む事を知るべし、思ふに大伴氏の族にて、金村大連の仲子にあたるが、親み愛まるゝものありて、仲丸子と云へり、けむを、即其氏に負せしなるべし、九世孫は、左京神別中に、神松造の條、道臣命八世孫金村大連公とあるに、符はず、一世の差あり、仁明紀、承和二年三月庚寅、大和國人正七位上仲丸子連乙成、同姓眞當等、賜姓仲宿禰とあり、宣化紀に、二年詔、大伴金村大連、遣其子磐、與、狭手彦、以助任那、是

時磐留筑紫執其國政欽明紀二十三年八月大將軍大伴連狹手彦領兵數万伐高麗なごあり大伴系圖に金村の子三人あり長を磐といひ仲を咋子と云ひ少を狹手彦といへるが如しさらば金村の仲九子は咋子にてもありけむかし拾芥抄姓尸録部また姓名錄抄に仲九子連あり旁注にナカノマロコとあり訂正本に仲九子とよめるはいか、あらむ今は姑く古訓に従へり、

大家臣大中臣朝臣同祖津速魂命之後也

大家は諸國にあれど武烈紀に伊須能簡瀨(石上)賦屢鳴須擬底(布留)を過て(舉)慕摩矩羅(薦)枕拖簡播志須擬(高橋)過(慕)能(婆)幡爾(物多爾)於(褒)野該須擬(大宅)過(云々)とある地にて和名抄に大和國添上郡大宅とある是なりこの氏は神別にも皇別にもあれば、史にみえし氏人そのいつれの族なる事をわきがたし、

添縣主出自津速魂命男武乳遺命也

添は神武紀に層富縣波哆丘岬有新城戶畔續日本紀養老五年に添上郡和名抄に大和國添上曾不乃加美郡添下(曾不乃之毛)郡神名式添下郡添御縣坐神社あるによりて曾富と訓むべし津速魂命は左京神別藤原朝臣の條に云へり武乳遺命は舊事紀に津速魂命兒天兒屋命次武乳遺命添縣主等祖とみえ氏人は稱德紀に天平神護元

御手代首天御中主命十世孫天諸神命之後也

年二月甲子大和國添下郡人左大舍人大初位下縣主石前賜添縣主とあるのみ拾芥抄姓尸録部たま姓名錄抄に添縣主とあり、御手代は美天之呂と訓むべし天皇の御名を後世に留めむとして其民を置る、を御名代と云ひ皇子の坐さるるか爲にその代りに部曲の民を定むるを御子代といふ如く天皇の御手に代りて仕奉るを御手代とは云ふなりこは思ふに朝廷の御祭に大御手に代りて仕奉る職掌なりしなるべしされど此氏ものにみえず拾芥抄姓尸録部また姓名錄抄に御手代首とあり聖武紀天平二十年秋七月丙戌從五位下大倭御手代連麻呂女賜宿禰姓日本靈異記上卷に御手代東人者諾樂宮御宇勝寶應眞聖武太上天皇之代入吉野山修法求福云々万葉集八(四十四)丁右(天平)十年に手代人名など云るは同姓か異姓か詳ならず、

掃守振魂命四世孫天忍人命之後也

この氏は左京上掃守連の條に云へり、

飛鳥直天事代主命之後也

飛鳥は舊事紀に都味齒八重事代主神坐倭國高市郡高市社亦曰甘南備飛鳥社また

神名式大和國高市郡飛鳥坐神社四座(並名神大月次相嘗新嘗)とある飛鳥にて、今飛鳥村字神奈備と云ふにあり、こは遠飛鳥宮など云る地なり、飛鳥と書由は、書紀天武卷に十五年改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥、淨御原宮とありて、大宮の號を飛鳥云々と云ふから、其地名にも冠らせて、飛鳥の明日香と云、終に其枕詞の字を、即地名にも用ひて書たる物にて、加須賀を春日と書例に同じ、か、れは万葉集の詞によりて、阿須賀と訓むへし、天事代主命は古事記に、大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神云々、また葦原中國言向の段、爾天鳥船神、副建御雷神、而遣是、以此二神降到出雲、伊那佐之小濱、而拔十掬劍、逆刺立于浪穗、跌坐其劍、前問其大國主神言、天照大神高木神之命、以問使之、汝之字志波、祓流葦原中國者、我御子之所知國言、依賜、故汝心奈何、爾爾答、白之、僕者不得白、我子八重事代主神是、可白、然爲鳥、遊取魚而而往、御大之前未還來、故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神、而問賜之時、語其父大神言、恐之、此國者立奉天神、御子、即踏傾其船、而天逆手矣、於青柴垣打成而隱也、また建御名方神の順ひ奉りし條に、故更且還來問其大國主神、汝子等事代主神、建御名方神、二神者、隨天神、御子命、勿違白、訖、故汝心奈何、爾答、白之、僕子等二神、隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命、既獻也、唯僕住所者、如天神、御子之天津日繼所知之、登陀流天之御巢、而於底津石根宮柱

布斗斯理於高天原、氷木多迦斯理而治、賜者僕者、於百不足八十、期手隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前、而仕奉者、違神者、非如此之白、而乃隱也、また書紀神代卷是、後高皇產靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、命曰磐裂根裂神之、子、磐筒男、磐筒女、所生之子、經津主神是、將佳也、時有、天石窟所住神、稜威雄走神之子、斐速日神、斐速日神之子、煖速日神、煖速日神之子、武斐捷神、此神進曰、豈唯經津主神、獨爲丈夫、而吾非丈夫哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國、二神於是降到出雲國、五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒、端而問大已貴神曰、高皇產靈尊欲降皇孫君、臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不時、大已貴神對曰、當問我子、然後將報、是時、其子事代主神、遊行在於出雲國、三穗、碕、以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂、故以熊野諸手船(亦名天鵲船)載使者、稻背、脛遣之、而致高皇產靈勅、於事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼籬、踏船楫而避之、使者既還、報命、故大已貴神、則以其子之辭、白於二神曰、我怙之子、既避去矣、故吾亦當避、如吾防禦者、國內諸神、必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛、治國者、必當平安、今我當於百不足之八十、限將隱去矣、言訖、遂隱、また一書に、是時歸順之首渠者、大物主命及事代主神、乃合八十萬神、

於天、高市帥以昇天、陳其誠、歎之、至時、高皇產靈尊敕大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三種津姬配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、また此時の事を、出雲國造神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟、大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託、天倭大物主櫛庭玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、(神名式大和國城上郡大神大物主神社名神大、月次、相嘗新嘗、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鳴能神奈備爾坐、(神名式大和國葛上郡高鴨阿治須伎託彦根命四座、並名神大、相嘗新嘗、事代主命、能御魂乎、宇奈提爾坐、賀夜奈流美命、能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、天、(神名式大和國高市郡飛鳥坐神社四座、並名神大、月次、相嘗新嘗、ありて、祭神は社傳に、事代主命、建御名方命、高照姬命、下照姬命とあり、皇御孫命乃近守神登置天、八百丹杵築宮爾靜坐支とあり、記傳に、事代主神は八重事代主神ともあり、姓氏錄に、積羽八重事代主命ともあり、神名帳には、都波八重とあり、さて名義代は師の出雲國造神賀詞の解に、云、神乃禮自利は他の祝詞に、禮代とあると、同ことにて、禮代も此にならひて、韋夜自利と訓むべし、利は留志の約れるにて、禮の志留志と云ことなり、紀に物實を望能志呂と訓る、即是に同じと云れつる意にて、事代は事の志留志なり、然名けし所由は、此神即踏傾其船、而天、道手矣、於青柴垣打成、而隱也とある、此、天下

を皇孫命に、避奉たまふ事の志留志なり、さて都美婆八重とは、彼青柴の葉を、彌重に積隔て、垣と爲たまふを云ふ、即書紀には、八重若柴籬とあるを思へ、又思ふに、代は領の意にもあらむか、鈴木重胤か考に、大物主神を、雄略紀に、大物代主神ともあり、神名式、播磨國宍粟郡大倭物代主神社とみえたるを思ふに、大物主と云よりは、委しき御名にて、事代主神に相對へたる御名なり、然れば物には、八十万神も、其物の中にて有へけれども、猶泛く國土に在ゆる万物に主たる由にて云るなり、か、れは事代主神も、事知之大人神と云意にて、已に此國土を天神の御子に避奉たまひて、御父大神の幽事を治たまふ其御事業に預り、知看すの謂なるべしと云へり、さて古事記に、迦毛、大御神を擧たる例によらば、此神の鎮坐社の殊に擧べきに、擧ざるは如何にぞや、其を今擧ば、まづ神賀詞に、事代主命、能御魂乎、宇奈提爾坐、云々とあるは、和名抄に、大和國高市郡雲梯(宇奈天)郷あり、今時も雲梯村あり、(万葉七(三十三丁)に、眞鳥住卯名手之神社之云々、十二(二十八丁)に、不想乎、想常云者、眞鳥住卯名手乃杜乃神、思將御知、なごよめる神社の御事と聞えたり、然るに式に、此社の載ざるはいと、不審きわさならずや、此事は師も疑ひおかれき、又かの神賀文の連に、賀夜奈流美命、能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、天とあるも、式に、高市郡加夜奈留美命、神社は、別にありて、飛鳥神社

とは異なれば、此又いふかしきことなり、故つらつら思ふに、彼文は事代主命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾座、賀夜奈流美命能御魂乎、宇奈提爾坐天、とあるべきが、まがひて誤れるなるべし、其故は飛鳥神社ぞ事代主命にて、加夜奈流美神社は雲梯村にあり、と今國人も云へり、弘仁十三年四月の官符に、賀屋鳴比女社とあるは、決めて此神主と聞えたるに、此を飛鳥神の神裔の由あり、然るを彼神賀の文の如くならば、賀夜奈留美命、即飛鳥神なれば、裔神たること違へり、或書に、式に加夜奈流美命神社を、今栢森村にありと云るは、さだかなる證なし、此は彼村飛鳥に近く、又名の似たる故に、彼神賀文と合せて、推當に定めつるならんと云るにつきて、鈴木重胤が云、この事代主命と賀夜奈流美命と入混ひたるなり、と云れたるは、思誤られたる者なり、右の万葉の詞のさまも、事代主命にこそは似着て有め、賀夜奈流美命には、更に由なき事なるをや、借萬葉に、不想乎想當云者と詠るは、事代主神は、事を知る神に坐せば、終に其偽り發覺て、終に神の御罰をぞ得奉らむとにて、事代主神の御父大神を祐贊て、幽事を治す事實に甚よく合へり、己に大國主神の國避の時に、右の如く事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐と申給ひて、鎮めたまひて、歌にも詠けり、神威の高く御在しける神社なるを、神壽詞の事の未廢れさりし昔時に、朝廷の制に漏させたまふべくも非ねば、此

を思ひ、此を惟ふに、式に、高市御縣坐鴨事代主神社、大月次新嘗、とある此なるへし、猶式に、葛上郡鴨都波八重事代主神社、並名神大月次相嘗新嘗、と有もあれども、其は大輪三社注進次第記に、瑞籬宮、御世云々、承勅立社於葛城、邑賀茂地、奉齋事代主命とあれば、上古には聞えぬ事なるが、此高市御縣なるは、其よりも古く、神代よりの鎮座なる事云も更なり、地神本紀に、云々、この文は上に引りとあるも、古き傳の有を取て記せるなるへしと云り、さて式に、同郡飛鳥坐神社四座、上にいへり、これ事代主神を主と祭れり、又高市郡高市御縣坐鴨事代主神社、大月次新嘗、あり、こは今高殿村と云にありて、大宮と稱す、天香山の少し西の方なり、書紀天武卷に、高市縣主許梅に著て、吾者高市社所居名事代主神と詔へるは、此神なり、又葛上郡鴨都波八重事代主神、神社二座、名神大月次相嘗新嘗、あり、こは今御所村にあり、如此く此神を祭れる御社は、處々に名高くて多かり、右の外にも、式に、阿波國阿波郡、又勝浦郡にも、事代主神社あり、播磨國宍粟郡に、大倭物代主神社あり、又神祇官坐、御巫祭、神八座の中に、大穴牟遲神は坐さで、此事代主神の坐ことは、師祝詞考に、此八神の事を説る中に云、此神は初國所知し、磐村彦天皇の后五十鈴媛命の御父なり、其後の生まし、皇子、天津日嗣知しめしき、然れば萬代に傳へ坐す天皇の始の大御祖にまします媛命の大御父神

に坐故なり、其上此大神ぞ天下を天御孫命に譲りたまひ、御功たぐひなければ、高御魂命に次て、八神の中に齋奉りたまふなるべし、と云れき、然れども今つら／＼考るに、此八神いづれも右の説の如き所以を以て、齋たまふ神にはあらず、若かの説のごとく、大御祖の所以又有功の所以ならませば、此外に猶齋奉賜はむ神は多かるべき物をや、されば高御産日神なども皇祖の故を以て齋たまふにはあらず、唯産靈の徳に依てなり、次の神たちにて知べし、若皇祖の故ならむには、必伊邪那岐伊邪那美大神なども坐べきならずや、か、れば右の師説は用ひがたくなむある、まづ此八座神のうち、餘の七座いづれも天皇の大御身の上を守り福へ坐神たちなるを、其中に大宮、賣神は、古語拾遺に、天照大御神の御前に、侍坐よしありて、如今世内侍善言美詞和君臣間、令宸襟悅懌、と云るに准へて思へば、此事代主神は、下に父大穴持命の言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲神御尾前而仕奉者、違神者非也、とある此等の所以にて、殊に天皇の御守神なればなるべし、上にも引る天武紀に、人に著りて、吾者高市社所居名事代主神、又牟狹社所居名生靈神者也、とて吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、とあるを思ふべし、此生靈神も、八神の中に坐すをや、但し靈の字を、書紀、今、本には雷と作れども、古本また釋紀に靈とあるぞよ

き、と記傳にあるをもて、此神の諸國に祭らるゝ事知るべし、かくて此事代主命の御兄神にます迦毛大神、味耜高彥根命は、古事紀に、御母神は、事代主命とは異にして、別神なる事著きを、平田篤胤、鈴木重胤が同神なる由云るによりて、いと疑しく、混はしく思はるゝふしあるを、次々に記して、其由縁を明にすべし、其は古事紀に、故、此、大國主神、娶坐胸形奥津宮神、多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高日子根神、次、妹高比賣命、亦名、下光比賣命、此、之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也、とみえ、次に大國主神、亦娶神屋楯比賣命、生子事代主神、とあれば、同神にあらざる事明かなり、記傳に、出雲風土記に、神門郡高岸郷、所造天下大神、御子阿遲須積高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋、造而坐之、即建高椅、而登降養奉、故云高岸、また仁多郡三澤郷、大神大穴持命、御子阿遲須伎高日子命、御須髮八握子生晝夜哭坐、之辭不通、祖神御子乘船而率巡八十嶋、宇良加志給鞆猶不止哭、之、など云ると見ゆ、迦毛、大御神は、出雲國造神賀詞に、大穴持命云々、己命和魂乎云々、已命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木之鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎云々、坐天皇孫命能近守、神登貫置天、云々と見え、式に大和國葛上郡高鴨阿治須伎、託彥根命神社四座、とある是なり、四座は何れの神を祭るか、しらす、同郡に鴨都波八重事代主命神社、又鴨山口神社なども有て、迦毛と云は此あたりの大

名にて、この御社の地が高き故に、彼事代主神社と分む爲に、高鴨とは云ふなるべし、
〔此御社、今佐味庄神通寺村と云ふにあり、高鴨山と云もあるなり、さて此あたり六村
を佐味莊と云、是古の神戸郷なりと云なり、しかれば神戸は、即此御社のならむか、出
雲風土記に、意宇郡賀茂神戸所造天下太神之御子、阿遲須積高日子禰命、坐葛城加茂
社、此神之神戸故、云鴨、また式に、備前國赤坂郡にも、津高郡にも、鴨神社宗形神社と並
坐は、此神と御母神となるべし、續紀廿五(卅一右)に、天平寶字八年十一月庚子、復祠高
鴨神、於大和國葛上郡高鴨神者法臣圓興、其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言、
昔大泊瀨天皇、獵于葛城山、時有老夫、每與天皇相逐、爭獲、天皇怒之、流其人於土左國、先
祖所主之神、化爲老夫、爰被放逐、今檢前記不見此事、於是天皇乃遣田守迎之、令祠本處、
とあり、於是の上に文脱たるか、本處に復祠らむことを、奏請ふ詞あるべし、式に、土佐
國土佐郡都佐坐神社、此は右の寶字八年に、土左より倭に復し祠りし時に、其和御魂
を留めたまへる御社なり、今も即高鴨大明神と申す、源平盛衰記に、土佐國高賀茂郷
とあり、又同郡に葛木男神社、葛木咩神社と云あるも、此神に由ある神なるべし、又同
國幡多郡に賀茂神社と云ふも見ゆ、土左國風土記に、土左郡々家西去四里、有土左高
賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一説曰、大穴六道尊、子味鋸高彥根尊とある中

に、其神名爲一言主尊と云るは誤なり、一言主神と高鴨神とは本より別なり、然るに
右に引る續紀の葛城山の事と、古事記書紀に見えたる一言主神の現賜ひし故事と
共に、雄略天皇の御世にして、處も同く、事のさまも似たる故に、一に混て、土左高鴨を
も一言主と申し傳へしなるべし、釋日本紀に、右の風土記の文を引て、次に曆錄曰、雄
略天皇四年庚子春二月、天皇獵于葛城山、忽有長人云々、或説云、時神與天皇相競、有不
遜之言、天皇大瞋、奉移土左、神隨而降、神身已隱、以祝代之、初坐賀茂之地、後遷于此社、而
高野天皇寶字八年、從五位上高賀茂朝臣田守等奏、而奉迎、鎮於葛城山東下高宮岡上、
其和魂者猶留彼國、于今祭祠、云々と見えたり、と云ひて、本居氏は、味鋸高彥根、神と一
言主神とは、もと別神なるを、土左風土記に云々と云るは誤なり、と正しく論ひ定め
たるを、古史傳并に神屋楯比賣命は、三女神の一なる高津比賣命にませり、三女神と
て多紀理毘賣命、狹依毘賣命、亦名市杵島比賣命、多岐都比賣命、亦名高津比賣命、と御
名は三に變り、三柱に御身を分り座ことも有れど、實は大國主神の嫡后、須世理毘賣
命にませり、かゝれば味鋸高日子根と言代主神と同神下、照比賣と高照比賣と同神
にて、共に須世理毘賣の生坐るなりけり、其はまづ言代主神は、御父大神の御言にも、
八重事代主神爲神之御尾前而仕奉、則不有違神と詔へるはかりの御稜威ある神な

るに、出雲風土記に、餘御子神たちの事は、多く見えたるに、言代主神の事とては、一事だになく、御名もかつて見えす、また高日子根神の事は、出雲風土記に多く傳はり、紀紀ともに天稚日子段を見れば、高日子根命は御稜威いみじき神なるに、皇美麻命の天降座むとする時に、經津主神武甕槌神降賜ひて、大國主神に問給ふに、言代主神に問て報命さむと白賜ひ、言代主神避奉りたまへるに、亦有可白子乎と問せるに、健御名方神あり、此を除ては無しと詔へるを思ふべし、高日子根神言代主神と別神に座まさば、高日子根神ありと詔は、有べきか、是を以て同神なる事を思ひ定むべし、是によりて考ふるに、阿遲須須高日子命と申す御名は、元よりの御名なる故に、出雲風土記に、此名をもて故事どもを語り傳へ、言代主神と申す御名は、皇美麻命に御國を避奉賜ふ事に付きて、負する御名なる故に、風土記には其事无れば、此御名のなきにぞ有ける、記紀ともに、天若日子段には高日子根神と申す御名をもて傳はり、國避段にては、共に言代主神と申す御名なるをよく思ひて、古傳の正しきをも辨ふべし、云々、猶言代主神の社、味鋤高日子根神の社と別稱へるに就ても、世の事識人たち、右の事を考へ得ざりし故に、いと胡亂はしき説のみ多かり、又事代主の名義は、言代は言の信なり、天津神の命を違へ奉らじと言へる言の信に、其船を蹈傾けて、青柴垣に

隠坐ればなり、さて仲哀天皇の御世に、神功皇后に神憑坐て、韓を征せ奉りたまへる時に、此神も憑坐て、於天事代於虚事代玉簀入彦嚴之事代主神と名告せる、於天事代於虚事代は天にも虚にも言の信なる由にて、此時の詔を以て名告坐るなるべし、また味鋤高日子根神と申すは、やがて此神なること、上に委く云る如くなるが、土佐國風土記に、土左高賀茂大神爲一言主尊、一説曰、大穴六道尊、子味鋤高彦根尊とあり、師は此一説を非と云れつれど、委からず、其は土左高賀茂大神爲一言主尊と云るは、祭神を云るにて、動きなき傳なる事、阿遲須須神を、高賀茂神と申すと同しきを以てわきまふべし、然れば一言主神と申すも、言代主神の亦名なるを、雄略天皇の御世に、御形を現して天皇命と共に狩したまへる時に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、々、離之神、葛城之一言主之大神也、と詔へる、御名告の意を考ふるに、吾は惡事も一言に言離ち、善事も一言に言離ち、決むる神にて、一言主大神と云神ぞと詔へるにて、此も言に信ある由の御名告にて、此の詔に依れること、云も更なり、と云り、こは事代主神は、味鋤高彦根神にして、一言主神と同神なりとの説なり、されど事代主と高彦根と別神にます事は、古事記傳に斷れるか如く、また高鴨神と、一言主と同神ならぬ事も、同書に云るが如くなるべく思はる、を、神屋楯比賣神を高津比賣神也とし、味鋤高彦

根神の天稚彦の喪屋を斫りはふりしを、御威稜のおはす故の事として、其威稜は萬葉にも、卯名手の森の神し知さむと當時の人の事代主神を畏み奉れるに同じきを以ても知らるゝを、事代は言の信にて、一言主の善事も悪事も一言に言放つと云ふに同じといふを証しと爲たるまでなり、いか、あらむ世人は諾ふ事にはあるべけれど、己れはいまた急にうけひき難くぞ思はるゝなり、然るに鈴木重胤が祝詞講義に、古事記に、云々この文は上に引る故省きつ、此阿遲鉏高日子根神者、今謂、迦毛大御神者也と有て、大國主神の長子に坐り、舊事紀には、大己貴神、先妻、聖宗像、奥都島神田心姫命、生一男一女、兒味鉏高彥根神、妹下照姫命と有て、下に次妻、坐邊都宮高津姫神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神、妹高照光姫大神命と有は、同神に坐せども、異なる御名なるを以て、昔より別神の如く傳たるにこそ有けれ、共に同神にして異名なる者なり、(寛云三女神を、一座の玉依毘賣命とする事、篤胤の説に全く同じ、師説に、阿遲須伎高日子根神事代主神は、同神なる由に云れたるは然る言なり、思ふに、同神に坐せども、大國主大神に相並はして、國土を經營り給へる間の御名を、然は申せるなるへし、借御名の阿遲は、貴なる由にて、長子の謂なり、須伎は鉏にて、國作の具なり、出雲風土記に、伊柴奈枳乃麻奈子坐、熊野加武乃命、與五百津鉏神、鉏所取々而、所造天下

大穴持命二柱大神云々、とある如く、御父大神の熊野大神より賜はりつる、神鉏を事依され奉賜へるが故に、然負坐る御名なり、(寛云是は証なき事を、己か推測りにて云るものなり、)事代主神の前の御名なりし故に、凡ての事別神の狀に傳れりしなり、其同神なる証は、神名式なる山城國愛宕郡賀茂別雷神社亦名若雷、名神大、月次、相嘗、新嘗、の祭神を、元曆奏上記に、事代主、命と傳へたるを、出雲、大社小縁起に、山城、國加茂大明神者、當社第一王子阿式大明神是也とみえ、異本舊事紀に針間室神社、味鉏高彥根大神、山城、國鴨上宮同神ともみえたるは、同神異名の証なり、(寛云、賀茂御祖神は、大山咋命、玉依姫神にますを、重胤は元曆奏上記を主張して、事代主命を祭れりとし、玉依姫は例の三女神なりと云る説なれど、事煩しければ此には云す、)又大和國葛上郡葛木坐、一言主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)と有る此一言主神は、土左風土記にある、土左高賀茂大社、其神名、一言主尊、一説曰、大穴六道尊、子味鉏高彥根、尊と有を、異本一宮記に、高賀茂大明神、事代主命と見え、又神代系圖傳に、一言主神、此神者、大己貴之子事代主神也と見え、當麻縁起に、圓堂の前に、一言主、神來座の石あり、抑此明神は、地祇の根本、大己貴神の嫡子事代主神にて、御在し坐すとも有り、又下野、國河内郡二荒山神社大と有る、此を一宮記に、味鉏高彥根命と見え、日光三社記に、本宮味鉏高彥根命、一説

事代主命と記し、又日光山舊記に、事代主命垂跡と有など、共に同神なる故に、御名の異りて傳れるなり、又神社考詳記に、高鴨神事代主神者、葛城鴨神也とて、高鴨を事代主命と爲るも、其同神を以てなり、懿德天皇御紀に、淳名底仲媛命、事代主神孫鴨主、女也、と有を、尊卑分派一本に、味鋸高彥根命、大和高鴨神宇都宮大明神、其子鴨主命、其孫淳名底仲媛命と系を係たるも、其同神同體に坐るなり、又神名帳に、常陸國新治郡鴨大神御子神主神社有を、常陸國志に、按神主宜訓加毛奴志、鴨主命是也、と有は然る言也、然るを常陸廿八社志に、所祭太田々根子命也と有は、此命の大神社の神主たるを以て推量説なめり、云々、とあるも、舊事紀と土左風土記を主として云る説なるが、其它証としたる元曆奏上記、出雲大社小縁起、異本舊事紀、異本一宮記、神代系圖傳などの類は、いはゆる末書にして、正しき証となるべきものにもあらねば疑はし、猶よく後に考へ定むべきなり、

大田祝山直天枝命子天爾支命之後也

大田は、神名式山城國愛宕郡太田神社、攝津國島下郡太田神社とある、此神社の祝にて、山直を兼たるより、複姓の如く、かく名に負りしなるべし、光經家集に、建保五年四月こゝろ、れいならぬ事大事に侍りしに、おもひかけず、隣家にあるきねに託宜あり

て、大田社にこよひの内に歌合して奉りたらば、平愈あるべきよし申侍しかば、奉り侍りき、社頭述懐、ふして思ふ心もくるし、あすよりは太田の杉のしるしあらはせ、此歌合病のむしろに、しつみなから、詠進て、次の日より平愈侍りきとみえ、兵範記、仁安二年四月二十九日、賀茂太田社、祝從五位上賀茂、縣主能助、可轉別雷社、權祝從五位下賀茂縣主資保、可爲太田社祝、などあるによらば、太田祝は賀茂神の裔にや、また攝津なるは三島にて、三島溝咋神の緣由あれば、大物主神四世の孫大田々根子命に因ありて聞ゆ、天枝命一本に枝を杖とあり、こゝに見えたるのみにて史にみえず、天爾支命は、爪工宿禰の條に、天仁木命とあり、神魂命の末なり、姓氏錄の卷末に散位正七位

下太田祝山直男足と云るは此氏人なり、
踰部大炊天三穗命八世孫意富麻羅之後也

踰部は、靈異記中卷に、大和國吉野郡越部村、大和志、吉野郡越部と見ゆ、を負るならん、古志倍と訓へし、大炊は職號なり、於保爲と訓へし、天三穗命、意富麻羅、またこの氏人ともにもものにみあたらず、拾芥抄、姓尸錄部、また姓名錄抄に、踰部大炊阿祇奈君とみえたり、

土師宿禰秋篠朝臣同祖天穗日命十二世孫可美乾飯根命

之後也、

贅士師連同神十六世孫意富曾婆連之後也、

この氏は、己に右京土師宿禰の條に云り、
贅は唐韵云、菘直裏魚肉也、日本紀私記云、於保運倍俗云、阿良万岐、菘直の注には、裏魚肉といへれども、爾開は魚肉には限らざるなり、書紀神武卷、人名の訓注には、菘直を珥倍とあり、爾開と云名は、爾比阿開の切れるにて、此事傳入の六葉、大嘗の處に云り、もと新物を神にも、人にも饗みつからぬ食ふより出たり、菘直又贅字などは未なり、爾開の本義にはうとし、さて朝廷に貢る御贅を、大爾開とは云なり、(中卷に大贅とあり、書紀仁德卷に、菘直をオホニへと訓るも、天皇に献るところなる故なり、又大嘗をおほにへと云ふは、名の本は一なれども、事は異なり、其御贅は御食津國々より土産物種々貢るなり、帥云、御食津國とは、大御饗の御贅を貢る國を云へり、食國を云ふとは異なり、内膳司式に、諸國貢進御贅云々、右諸國所貢並、依前件、仍取贅殿擬供御とありて、其品物なども委しく舉られたり、(以上記傳と云るが如く、大饗の御贅に供ふる、土器を造る故に、贅、土師と云り、爾倍乃波爾志と訓べし、雄略紀、十七年春三月、詔土師連等使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾、仍進攝津國、來狹々村山背國、内村

俯見村、伊勢國藤形村、及丹波、但馬、因幡、私、民部、名曰贅、土師部と云り、この贅土師部の長として其事に仕ふるものを、連とはいへるなり、安閑紀元年に、大河内、直味、張が贅土師部を朝廷に献する事あり、この氏は、廢帝紀に、天平寶字七年正月壬子、正六位上贅、土師連沙彌麻呂、(東大寺正倉院文書、天平十七年大藏職解文に、從七位下行少屬贅土師連佐美萬里とかけるこの人なり)、正倉院文書、播磨國正稅計會帳斷簡に、長門國鑄錢司民領少初位上贅、土師連忍勝あり、延喜主計式に、大和國輸物に、贅、土師、竈とあるは、この大和に住る贅土師の作れる物なるべく、河内國輸物に、贅、土師、鏡形あるは、河内に住る土師の作りし物ときこゆ、か、れば、攝津、山背、伊勢、丹波、但馬の外にも、大和河内に居れるが、ありし事知るへし、

尾張連天火明命子天香山命之後也、

伊福部宿禰同上、

伊福部連伊福部宿禰同祖、

この三氏の事は、左京下尾張連伊福部宿禰の條下に云へり、

蝮壬部首火明命孫天五百原命之後也、

蝮は多治比と訓べし、書紀に、反正天皇の御事を稱謂多遲比瑞齒別天皇とあるを、古

事記に、螻之水齒別命とあるにて知るべし、民部式に、凡勘籍之徒、或轉螻部姓、注、丹比部、或變永吉、名爲長善、如此之類、莫爲不合、これ螻部は丹比部と同一ことなる由なり、さて多治比に螻字を書る故は詳ならず、(螻は俗に云まむしなり、或人俗にたちはみとも云と云り、然らば古へに此虫を多治比と云しなるべし、さてたちはみはたちひばみならむか、又はみを切むればしなり、和名抄には波美、字鏡には乃豆知とあり、壬部は、仁德紀に、七年秋八月爲大兄去來穗、皇子、定、壬生部、古事記(同段)に、亦爲太子伊邪本和氣命之御名代、定、壬生部、とある、壬生部即御産部にて、皇子生坐る時の御産殿に仕奉る諸部を云と、皇子の御産部の名を負せて國々に其民戸を定め置る、と二つの差あり、此なるは丹比の壬生の民を掌るに付て、大螻壬部連と姓に負るなるべし、すべて丹比氏の事は右京の丹比宿禰の條に云り、天、五百原、命は史に見あたらす、天孫本紀に、天火明、命四世孫、天戸、命の弟、天忍男、命、大螻壬部、連等祖、と云る、即この氏の出自なり、淡路常磐草に、三原、郡、壬生村あり、また同郡丹生、明神は舊福良浦水神と云ふ處に在しを、加集八幡の攝社にうつし來ると云り、丹生は壬生に同じく、反正天皇の生れ坐る本居なれば由あり、この氏人は山背、國愛宕、郡出雲、郷神龜、三年戸籍に、螻壬、首、眞土賣、出雲風土記、意字、郡教異寺在、舍人、郷中、云々、教異僧之所造也、借位大初

位下螻、首押猪之祖父也、とある、螻首は壬部とはなけれど、上の戸籍に、出雲郷に、居れるを以て思ふに、決めて同族なるべし、出雲國天平六年計會帳に、意字團兵士螻部、臣稻主、また出雲風土記、島根郡の末に、主政從六位下勳業螻、朝臣(名欠)とある、臣姓は異氏にやあらん、

工造、同神十世孫、大美和都、禰乃命之後也、

工は凡て職工の名なり、和名抄に、工匠、穀梁傳云、昔有工人有商人、四聲字苑云、工功反、和名太久美、匠巧人也、とあるによりて、太久美と訓へし、職業を以て氏に負るなり、大美和都、禰乃命ものにみえず、彌は禰の誤なるべし、この氏、皇孫本紀に、火明命、工造等祖とありて、天孫本紀に見えず、神名式、尾張國丹羽、郡宅美、神社、託美、神社は、この氏人の祖神、天火明命にや、その隣國(美濃)に、工部、氏あるも由ありて、きこゆ、東大寺正倉院文書、御野國味、蜂間郡、春部里、太寶二年戸籍に、工部、若子賣、兒工部、御成賣、工部、姉都賣などあるは、この工造に屬る部曲の氏人なるべし、

二見首、富須洗利命之後也、

二見は、和名抄、伊勢、國度會郡、二見、布多美、郷、神名式、大和、國、宇智郡、二見、神社あり、この大和、二見といふ地名をとれる氏なるべし、布多美と訓べし、二見、神社は、氏神にもや

大角隼人出自火闌降命之後也

あらむ詳ならず、富須洗利命は右京神別阿多御手犬養の條に云へり、大角は則ち大隅國なり、隼人の事は已に山城、神別阿多隼人の條に云り、天武紀に、大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷、隼人式に、大隅爲左、阿多爲右とみえしにて思ふへし、隼人の多く住る國なるから大隅と云り、隼人の事の由は右京神別の下阿多御手犬養の條下に委し、大角は於保須美とよむへし、此隼人はものにみえず、拾芥抄姓尸録部、また姓名錄抄に、大角隼人とあり、

大坂直天道根命之後也

大坂は和名抄、大和國葛上郡大坂郷みえ、神名式、同國葛下郡大坂山口神社とある地名を氏に負りしなり、於朋佐簡と訓むべし、天道根命、右京滋野宿禰の條に云へり、この氏人は左京神別三枝部連の條に云り、

三枝部連額田部湯坐連同祖天津彦根命十四世孫建許呂命之後也、顯宗天皇御世諸氏賜饗醢于時宮庭有三莖草獻之、因賜姓三枝部造、この氏は左京神別三枝部連の條に云り、

額田部河田連同神三世孫意富伊我都命之後也、允恭天皇御世獻額田馬天皇勅此馬額如田町仍賜姓額田部連也、

額田部は左京神別額田部湯坐連に委し、意富伊我都命は左京額田部の條に出てそこに云り、河田は舊印本に假田とあるを一本には此二字なし、拾芥抄に位田と作り、今續紀の文によりて河田と訂せり、稱德紀、天平寶字二年七月丙子、正六位上額田郡宿禰三富、授從五位下三富、本姓額田部川田連也、是日以額田部宿禰姓、便書位記賜之、奄知造同神十四世孫建凝命之後也、

奄知造は左京にこの氏みえたる其處にいへり、建凝命は上の三枝部連の條に、建許呂命とある同人にて、其十四世のつぎくは左京額田部湯坐連の條下にいへるを見るべし、

伊蘇志臣滋野宿禰同祖天道根命之後也

伊蘇志は勤功あるの義をほめて賜へる氏なり、仲哀紀に、筑紫伊賀縣主祖五十迹手が天皇を迎へ奉れる事を、天皇美五十迹手曰伊蘇志、故時人號五十迹手之本土曰伊蘇國とみえ、筑前國風土記にも、天皇於是譽五十迹手曰格乎、謂伊蘇志五十迹手之本土可謂格勤國、今謂怡土郡訛也、とあるにて明らかなり、滋野宿禰云々天道根命

は右京の滋野宿禰の條に云るを合せ考ふべし、孝謙紀天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下檜原造東人等、於部內廬原郡多胡浦濱獲黃金、獻之、練金一分、沙金一分、於是東人等賜勳臣、姓、此は天平二十年に陸奥より黄金を貢き奉りしより二年の後にて黄金のいと珍らしき時なり、五月丙午、伊蘇志東人之親族三十四人、賜姓伊蘇志臣、族とあり、件の東人か事を文德實錄、仁壽二年滋野貞主か傳に、檜原東人、天平勝寶元年、爲駿河守、于時土出黃金、東人探而獻之、帝美其功、曰、勳哉臣也、遂取勳臣之義、賜姓伊蘇志、臣とみゆ、この東人の孫に家譯あり、三代實錄、貞觀元年十二月に、從五位上家譯、延曆十七年、改伊蘇志臣、賜滋野宿禰、弘仁十四年、改宿禰、賜朝臣とあり、この家譯の子に貞主、貞雄あり、なほ滋野宿禰の條と併せ考ふべし、

地祇、吉野連、加彌比、加尼之後也、謚神武天皇行幸吉野、到神瀨、遣人汲水、使者還曰、有井、光女、天皇召問之、汝誰人、答曰、臣是、自天降來、白雲別神之女也、名曰、豐御富、天皇即名、水光姬、今吉野連所祭水光神是也、

吉野は和名抄、大和國吉野郡吉野、與之乃郷とある地名を負るなり、加彌比、加尼は、伴

信友云、加彌は神瀨とある處の地名、比加尼は水光尼なり、神のミと水のミと重なる故に一言は省かりたるなり、尼は例の美稱にて、神水光尼なるべしと云り、古事記(神武段)に於是亦高木大神之命、以覺白之、天神御子、自此於東方、莫使入幸、荒神甚多、今自天遣八咫鳥、故其八咫鳥引道、從其立後、應幸行、故隨其教覺、從其八咫鳥之後、幸行者、到吉野、河之河尻、時作筌、有取魚人、云々、從其地、幸行者、生尾人、自井出來、其井有光、爾問、汝者誰也、答曰、僕者國神、名謂井水鹿、(此者吉野首等祖也)この記傳に、井水鹿は、書紀に井光と作り、此意の名なり、光を比加とのみいへる例は、和名抄に、伊勢國朝明郡田光、多比加てふ郷名あり、(式に多比鹿社もあり)さて此井水鹿に遇たまへる地はいまの飯貝なるべきか、井光りを詠りて、伊比加比といへるから、飯貝と書き、また後に伊賀比とは詠れるなるべし、此村は吉野川の南づらに在て、上市の向ひなり、書紀に、至吉野、時有人、出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、(此記には井有光と云て、此人に光のあることは見えぬを、書紀には、人に光ありといへるいさゝか異なり)さて加彌比、加尼と水光姫と、同じきか、異なるか、まぎらはし、此水光姫、即井水鹿と聞ゆるを、女と云るは異なる傳なり、(水と井と義も近く、音も横に通へり)といへるを、信友が考に、書紀古事記の説は、男神と聞ゆるに、姓氏錄の

説は女神とす、異なる傳の如く聞ゆれども、實は夫婦二神なるが互に一神つゝに語り傳へたるなるべしとみゆ、よく考ふべし、天武紀に、十二年十月己未、吉野、首賜姓曰連、元明紀に、和銅三年正月甲子、授正六位上、吉野、連久治良、從五位下とみえ、仁明紀に、嘉祥元年十一月辛未、大和國吉野、郡大領吉野、連豐益、依政績有聞、授外從五位下、類聚符宣抄、承平六年四月、内鑿所別當大藏大丞吉野、滋春、また、天曆十一年二月、神祇官御直吉野、實子と見ゆ、

大神朝臣素佐能雄命六世孫大國主命之後也、初大國主神娶三島溝杭耳之女玉櫛姫、夜未曙去、不曾晝到、於是玉櫛姫績苧係衣、至明隨苧尋覓、經於茅渟縣陶邑、指大和國真穗御諸山、還視苧遺、唯有二縈、因之號姓大三縈、

大神は和名抄に、大和國城上郡大神(於保無和郷とあるによりて於保美和と訓べし、抄に、美を無と云るは中古より音便にて正しからず、記傳に、神字を美和と訓ゆゑは古大倭國に皇大宮敷坐りし御世には、此美和大神を殊に崇奉らしてたゞに大神とのみ申せば即此神の御事なりしから、遂に其文字をやがて大美和と云に用ることゝにぞなれりけむ、さるこゝに大を省きて云にも又神字を用ひしなりけり、素佐能雄

命六世孫は古事記に、速須佐之男命云々、故其櫛名田比賣以久美度遲起而所生神名謂八島士奴美神、八島士奴美神娶大山津見神之女名木花知流比賣生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶淤迦美神之女名日河比賣生子深淵之水夜禮花神、此神娶天之都度、閉知泥神生子淤美豆奴神、此神娶布怒豆怒神之女布帝耳神生子天之冬衣神、此神娶刺國大神之女名刺國若比賣生子大國主神、亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國玉神、並有五名とあるにて六世孫といふにあへり、初大國主神云々は、同書(崇神段)に、此天皇之御世、役病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐神床之夜、大物主大神顯於御夢、曰、是者我之御心、故以意富多々泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、求謂意富多々泥古人之時、於河内之美奴村、見得其人、貢進、(神名帳に河内國若江郡御野縣主神社あり、書紀清寧卷に、河内三野縣主小根あり、か、れば若江郡に此の地名ある事明らかし、爾天皇問賜之汝者誰子也、答曰、僕者大物主大神娶陶津耳命之女、活玉依毘賣生子名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建瓊槌命(鹿嶋)大神とは同名にして異神なり)之子、僕意富多々泥古、白、於是天皇大歡以詔之、天上平、人民榮、即以意富多々泥古命爲神主、而於御諸山、拜祭、意富美和之大神、前、云々、因此而役氣悉息、國家安平也、此謂意富多々泥古人、所以知神

子者、上所云活玉依毘賣、其容貌端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時、倏忽到來、故相感其婚、供住之間、未經幾時、其美人姪身、爾父母怪其姪身之事、問其女曰、汝者自姪無夫、何由姪身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷姪、是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以團蘇紡麻、貫針刺其衣、繭、故如效、而且時見者、所著針麻者、自戶之鈎、穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀、而從系尋行者、至美和而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾、遺而名其地、謂美和也、此意富多々泥古命者、神君鴨君之祖、とあるを本文と合せ見て、其大かたを辨ふべし、三島、溝杭耳の三島は津の國にて、書紀雄略卷に、三島郡と見ゆ、後に二郡に分れて島、上島、下といふ是なり、神名帳に、島下郡に三島、鴨神社あり、伊豫國風土記には、津國三島と書り、万葉七(三十四丁)に、三島江之玉江、十一(三十九丁)に、三島江之入江、などよめり、(後世の歌にも多くよめる名所なり)今も島上郡に三島江村あり、(淀川に傍たるところなり)渟咋は、神名帳に、島下郡溝咋神社あり、今此郡に溝杭庄といふありて、其内なる馬場村と云ふに、此社は坐すなり、(此地島上郡の堺に近くして三島江と相違からず)さへ此神社は此人を齋へるか、餘神かさだかならず、又渟咋と云は、本此人の名なりしが、後に地名とはなれるか、將地名を取て、此人名とせるか、是も詳かならず、此人書紀に

は溝概耳神とあり、國造本紀に、都佐國造志賀高穴穗朝御代、長阿比古同祖、三島、溝杭命九世、孫小立足尼、定賜國造とみえたり、かく其子玉櫛媛は、書紀神武卷に、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃改廣、取華貴時有人奏之曰、事代主神共三島溝概耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛、蹈躡五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、とありて、五十鈴媛の御母とせり、また神代卷には、夫三輪之神、之子姫、蹈躡五十鈴媛命、又曰事代主神化爲八尋熊罴、通三島溝概媛而生、兒姫、蹈躡五十鈴媛命、是爲神日本磐余彦々火々出見、天皇之后也、とありて、一は事代主神の子とし、一は大三轮神之子としたるは、疑はしく、總て古事記(崇神段)と合はず、こは大物主神の活玉依毘賣の許に通ひ坐ることと相似たり、姓氏錄と古事記とを一に混ひたるものなり、さて本文の三島溝杭耳は、古事記の陶津耳にて、玉櫛媛は活玉依媛の誤りたる事著し、記にいはゆる陶津耳命、陶は地名にて、神名式に、和泉國大島郡陶荒田神社ある此なり、今は陶器庄と云、是本文の茅渟縣陶邑とあるに似通ひて、聞ゆれば、誤りやすし、其餘は、苧を針に着たるを鈎の穴より引通したる事こそあれ、すべては同趣なり、眞穗御諸山の眞穗は、眞は稱辭にて、穗は秀の意にて、上枝を本都延といひ、稻の穗の禾を穗と云ふの類、物の著れたる所を穗と云ふ事、神功紀に、幡萩穗出吾也、などあるが如く、御諸山の狀をほめて

眞穗と冠せたるなり御諸山は即三輪山のことなり、まづ御諸は御室にて、凡て神社を云、三輪山を御諸山と云るは、古事記中卷水垣宮段書紀同御代卷などに見え、又繼體紀歌に、美母廬我紆陪備能朋梨陀致とあるも、山とはいはねと此山のこと、聞ゆ萬葉二(二十四丁)に、三諸之神須疑七(五丁)に、三毛侶之其山奈美爾云々(六丁)味酒三(三山)九(二十六丁)に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河などよめるも此山なり、さて御諸とは右に云る如く何所にまれ神社のことなるに、此山にしも其名を負るは、取分て此大神を崇尊めるからなり、さて此御社に鎮座御名を大物主大神と申すなり、神名帳に、大和國城上郡大神大物主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)とあり、姓氏錄の本文凡省き過てことわり足はぬ所あり、又三島より美和山に到らむに、茅渟縣を經たることも地理たがへり、又芋の三紫遺れるに因て姓を大三紫と號とは心得ぬ文なり、御子を生ることをも云はで姓と云るは誰姓とかせむ、崇神紀十年に、是後倭迹々姫命爲大物主之妻、然其神常晝不見而夜來矣、倭迹々姫命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明日仰欲觀美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明且入汝櫛笥而居、願無驚吾形、倭迹々姫命心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之、叫啼時大神有耻、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝、仍踐大虛、登于御諸

山、倭迹々姫命仰見而悔之急、居急居此云、菟岐子則箸撞陰而葬、葬於大市、故時人號其墓謂著墓也、と云るは此の故事にいとよく似たり、土佐國風土記に、倭迹々姫、皇女爲大三輪大神、婦、每夜有一壯士、密來曉歸、皇女思奇、以綜麻、貫針、及壯士之曉去也、以針貫綱、及旦也、看之、唯有三輪遺器者、故時人稱爲三輪村、社名亦然とあるは二を一に語傳へたるなるべし、三紫は古事記に、三勾とかき、土佐風土記には三輪と書たり、凡て長き物を曲て圓にしたるを和と云輪も此なり、さて然するを和賀奴とも、和具とも云を、和具は和賀奴の切まりたるなるべし、此は紫なりたる物を指て云なれば、和と云ぞ本の言なる、彼家に遺れる量を以て此地の名に負はむことは、他より思へばいと物遠きが如くなれども、此は其女の家より言初し名なるべし、然るはかの翌朝、閑蘇に卷たる許多の麻のわづかに唯三勾のみ遺れるを始めて見たる時の心をもて、三勾遣りし麻を認行し所と云ふ意にて、美和とは云初しなるべし、以上記傳の説による、さて此氏は、書紀神代卷にも、云々此大三輪之神也、此神之子即甘茂君等、大三輪君等云々、また此御卷に、所謂大田々根子、今三輪君等之始祖也と見ゆ、さて垂仁卷に、三輪君、祖大友主と云みゆ、舊事紀四に、大田々福古命の子、大御氣持命、其子大鴨積命、次大友主命、此命磯城瑞籬朝、御世賜大神君、姓と云り、天武紀に、五年八月、大三輪眞

上田子人君卒、天皇聞之大哀、以壬申年之功、贈内小紫位、仍諡曰大三輪眞上田迎君、
見え同十三年十一月、大三輪君賜姓曰朝臣、類聚國史十九に、弘仁十二年八月、以大神
宇佐二氏爲八幡大菩薩宮司、臨時祭式に、凡八幡神宮司、以大神宇佐二氏補之、不得雜
補他氏、三代實錄四(卅四右)に、大神朝臣虎主、卒、虎主者右京人也、自言大三輪大田々根
子之後、虎主本姓神直成、名之後賜姓大神朝臣、六(七右)に、眞神田朝臣全雄賜姓大神朝
臣、大三輪大田々根子命之後也、五十(九右)に、大神朝臣良臣向官披訴云々と見えたり、
さて此姓たゞ神とも大神とも云て大てふ言は初より有無し定まらざりしにや、書
紀に出たるも所々定まれる事なし、天武紀に、同人の事すら三輪君子首とも、大三輪
眞上田君子人とも見え、續紀二には、此を神麻加牟陀君兒首としるされたり、かくて
那良の御世の末のころよりや、姓には必大と云ことには定まりけむ、細井貞雄云、垂
仁紀に、七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰、云々布告天下、求大田々根子、即於茅渟縣陶邑得
大田々根子而貢之云々、問大田々根子曰、汝其誰子、對曰、父曰大物主、大神母曰活玉依
媛、陶津耳之女、亦云奇日方天日方武茅渟祇之女也、奇日方天日方武茅渟祇は二人の
號也、ことは古事記博廿三卷卅二の右に云れたり、云々所謂大田々根子、大三輪君等
之始祖也、神代紀上に大己貴神獨能巡造云々、此大三輪之神也、此神無子、此神とは大

汝貴神をさして云也、大己貴神には子おはしませざといへるなり、大三輪之神は、大
己貴神の幸魂奇魂にて、大三輪之神の子は、即甘茂君等、大三輪君等、又姫蹈躰五十鈴
姫命なりと云義なるを、このかきさまの簡古にて聞えがたげれど、能くこのろ
をかよはして思ふべし、云々さてこの云ることはくさく云べきこと、いど多
かれば、始よりひとつくことわけて云べし、意富多々泥古は、姓氏錄神人氏の條に、
大國主命五世孫大田々根子命とあり、水垣宮の段にて、意富多々泥古がいへるもて
かぞふれば四世孫なり、師の云れしは此、五世は大物主大神よりかぞへて云るか、古
は世次を然數へて云例もあればなりといはれたり、今こゝに私言して云んに、此五
世は神代紀上に、大己貴神其子おはしませざ、大己貴神の幸魂奇魂なる大三輪之神、
妻活玉依媛賣まして生たまへるつきん、意富多々泥古に至りて五世になれり、一
柱の神を二世にしもかぞふるいぶかしみ思ふべけれと其由あり、大物主神とは大
己貴神の現身を申奉り、大國主神とは大三輪に鎮坐す幸魂奇魂を申奉ればなり、猶
其證を云ば古事記上卷根堅洲國の段に、謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢
以、而汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、而意禮爲大國主神、とあるは其成功之
時の御名をのたまふなれば、大三輪に鎮坐すの時のことなるをや、このこと古記に

正しく其けちめを云別ことなけれと其心を得ていへり又思ふに大物主大神娶活玉依毘賣とある大物主は事代主神を云なるべし其子として父の名を云例あり神武天皇を彦火々出見と申奉りしと神武紀に見えたり是其父の號云例也其由は白檮原宮の段に三島滄咋之女名勢夜陀多良比賣其容姿麗美故美和之大物主神見感而云々成麗壯夫則娶其美人生子名謂富登多々良伊須々岐比賣命亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣とみえしを神武紀に事代主神共三島溝櫛耳神之女玉櫛媛所生兒號曰媛踏輪五十鈴媛命とあるはまたく事代主神を大物主神と云るにあらず(如此云ときは大己貴神を二世にかぞへいはず此に何をか善とせん思決めがたければ並てしるしつ櫛御方命は姓氏錄石邊公の條に大物主命子久斯比賀多命又狛人野の條に大物主命兒櫛日方命と見ゆ美と比とはしたしくかよへることなり舊事紀はたのみがたき書には有れど天日方奇日方命を事代主命の兒なりと地神本紀にしるせるぞ己か考云るに合り飯屑巢見命を同紀に建飯賀田須命とありされど其つぎを云ふことは甚違へり姓氏錄に此氏の由縁を云ことは古事記書紀のこを並記せし趣ながら其心を得がたしこのことは既に師も云れたればこそそへて云べし初大國主神娶三島溝杭耳之女玉櫛媛とあるは全く垂仁紀にみえし

大田々根子の言のまなれば云べきことなし夜未曙去乃至隨芋尋覓と云へるまでは古事記に云ることをされるなり經於茅淳縣陶邑とあるは古事記にもみえず何に依て記せしことにや大田々根子は古事記には河内國美努村の人とし書紀には茅淳縣陶邑の人とせり美努は神名式に河内國若江郡御野縣主神社とみえし地なるべければこを活玉依毘賣の住居とせば茅淳縣陶邑を經て大和國に往べき由なし陶は神名式に和泉國大鳥郡陶荒田神社清和紀第二に河内和泉兩國辨決陶山之爭云々爲和泉國之地とあれば和泉國なればこに至るべき由なきを思ふべし書紀の趣にては茅淳縣陶邑の人なれば活玉依媛も其所に住しにぞあらん父を陶津耳と云もて思ふに陶邑に住しことあかきをや陶邑の人ならんには經てと云んこと尤つきなし故思ふに經於の二字は終從の二字の誤りならん終從茅淳縣陶邑はつひにちぬの縣陶邑より直に大和國三諸山にいたりぬ還りて芋のこれるをみれば唯三縈ありしなるべし因之號姓大三縈とあるは甚うたがはしき書さまなり思ふにこには衍文あるべし漫に其を補云は因之號其地云三縈諡崇神御世大田々根子命孫大友主命緣住地賜大三縈君姓文武天皇御世改大三縈爲給大神とこそいふべけれこの云る證は垂仁紀に三輪君祖大友主又仲哀紀に大三輪大友

主君などみえ、地神本紀に、大田々爾古命、子大御氣持命、子大友主命、此命、磯城瑞籬朝御世、賜大神君、姓といへり、持統紀には、大三輪朝臣とみえしを、文武紀第二には、大神朝臣とのみかければ、此御世にしも改給へるとは決めつ、大神は於保三和と訓べし、於保加と訓はひがことなり、ことは古事記傳廿三の卷(五十四の右)に委云れたれば、あはせみるべし、聖武紀第十七に、天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神、社女、主神司從八位下大神、田麻呂、二人賜大神朝臣、姓とあるは部曲氏人に、朝臣姓を賜へるなり、稱徳紀第二十九に、神護景雲二年二月壬午、大和國人從七位下大神引田公足人、大神私部公猪養、大神波多公石持、等二十人賜姓大神朝臣、とあるは小氏に大氏を賜へる也、仁明紀第三に、承和元年秋七月乙丑、右京人正七位上和邇子真麻呂等十二人、賜姓大神朝臣、とあるは同祖異氏よりなれるなり、文徳紀第六に、齊衡元年冬十月癸酉、侍醫外從五位下神直虎主、散位正七位下神直木並、大初位下神直已井等、賜姓大神朝臣、とあるは部曲氏人に姓を賜へるなり、清和紀第六に、貞觀四年三月己巳朔、右京人左大史正六位上真神田朝臣、全雄、賜姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後也、とあるは同祖異氏より此氏になれるなり、光孝紀、仁和三年三月乙亥朔、授豊後介外從五位下大神朝臣良臣、從五位下、先是良臣向官披訴、淨御原、天皇壬申、年

入伊勢之時、良臣高祖父三輪君子首、爲伊勢介、從軍有功、卒後贈内小紫位、古之小紫位、准從三位、然則子首子孫不可叙外位、於是下外記而考實之、外記申明云、贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上狛麻呂、兄弟三人之後、皆叙内位、大神引田朝臣、大神栞田朝臣、大神掃石朝臣、大神真神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異、不見應叙内位之由、加之神龜五年以降、有格諸氏先叙外位、後預内叙、良臣姓大神、真神田朝臣也、子首之後、至于全雄、无預五位者、今請叙内品、事乖格旨、勅毀良臣及故兄全雄外位、告身、特賜内階、持統紀に、五年八月己亥朔辛亥、詔十八氏上進其祖等、纂記に、大三輪とみえたり、氏は、雄略紀に、三輪君身狹、用明紀に、三輪君逆、舒明紀に、三輪君小鷲、皇極紀に、三輪文屋君、孝徳紀に、三輪栗隈君、東人、又三輪君東人とのみもいへり、又三輪君大口、又小花下三輪君色夫、又三輪君豐穗、天智紀に、三輪君根麻呂、天武紀上に、三輪君子首、後に真神田氏をたまへり、文武紀第三に、慶雲三年二月庚辰、左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒、以壬申、年功詔賜從三位、大花上利金之子也、此人を持統紀には、大三輪朝臣とかけり、元明紀第六(六右)に、從五位下大神朝臣興志、又(九右)兵部卿從四位上大神朝臣安麻呂卒、此人も持統紀に、大三輪朝臣と見ゆ、又靈龜元年二月丙寅、從五位下大神朝臣忍人爲氏上、又同年四月丙子、正五位上大神朝臣狛麻呂、聖武紀第九(廿右)に、從

五位下大神、朝臣通守、同紀第十七左に、外從五位下大神、朝臣乙麻呂、同紀十二十三左に、從四位上大神、朝臣豐島、同紀第十六十五左に、從五位下大神、朝臣麻呂、同紀第十七三左に、大神主、從五位下大神、朝臣伊可保、孝謙紀第十九十三左に、從四位下大神、朝臣社女、外從五位下大神、朝臣多麻呂、並除名從本姓云々、多麻呂は田麻呂と同人なり、此二人に姓賜りしことは既に第十七の卅三右に記せり、廢帝紀第廿五二右に、從五位下大神、朝臣奧守、此人は萬葉集第十六の廿左にも見ゆ、稱德紀第廿六五左に、從五位上大神、朝臣伊毛、廢帝紀第廿二廿一右には、妹と見えたり、同紀廿七に、天平神護二年冬十月甲申、授無位大神、朝臣田麻呂、外從五位下、爲豐後員外椽、田麻呂本是八幡大神宮、稱宜大神、朝臣毛理賣、時授以五位任神宮司、及毛理賣詐覺、俱遷日向、至是復本位、同紀第二十九十九左に、從五位上大神、朝臣東公女、同紀第廿七の廿左に、東方と見ゆ、光仁紀第卅四二右に、從五位下大神、朝臣未足、同紀第卅五二右に、從五位下大神、朝臣人成、又十八左、從五位下大神、朝臣三支、同紀第卅六卅五右に、從五位下大神、朝臣船人、桓武紀第四十卅九左に、從五位下大神、朝臣仲江麻呂、仁明紀第八十右に、從五位下大神、朝臣野主、同紀第十八廿三左に、從五位下大神、朝臣宗雄、文德紀第六二右に、從五位下大神、朝臣千成、清和紀第二十四左に、外從五位下大神、朝臣田仲麻呂、同紀第四に、

貞觀二年十二月廿九日甲戌、從五位下行內藥正大神、朝臣虎主、卒、虎主者右京人也、自言、大三輪大田々根子之後、虎主改賜姓神直、成名之後、賜大神朝臣姓、云々、卒時年六十三、云々、同紀第七の四左に、從五位下大神、朝臣高岑、などみえたり、拾芥抄姓尸錄部には、大神朝臣と見えたり、この大神氏の胤世々三輪神社の祀を掌りしか、後文永大永の頃に至り、鴨河合の神職祐躬の子國祐か時に、大神氏の家を嗣て三輪の神主たり、此に至て其系絶たりとなん、佐々宗淳云、予少時讀書三輪山平等寺、一時詣神祠、偶逢神主、因問其姓而不知也、時寺有遍隆法師、密宗耆宿也、粗通日本故事、歸寺之後、謁遍隆問神主、姓、隆曰、相傳三輪神主世以三輪爲姓、百二三十年前三輪氏絶祀、由是土人招河合神職之子而繼其家、今神主者鴨姓也、及見鴨氏系圖、益信遍隆之言、とあり、其族日向の曰杵氏と、豊後の緒方氏最も著る、緒方維榮、壽永中源氏に屬せり、其後裔に佐伯氏、藤林氏あり、曰杵の先は大太維基と云ふ、政次、惟季、季定、基平、惟盛を、生り、政次は高知尾氏、惟季は阿南氏、季定は植田氏、基平は大野氏、惟盛は曰杵氏、惟基五世の孫、惟榮、緒方庄に居て、其地號を氏とせり、大友與廢記、藤林系圖、曰杵緒方の大神姓なる事は、源平盛衰記三十三卷に、壽永二年云々、平家は筑紫に皇居形の如く造られたりければ、大臣殿より始て人々安堵しむたりけるに、豊後國は刑部郷三位頼輔知行にて、其子

頼經國司代にて、在國の間三位追て云下賜けるは、平家悪行年積て宿運忽に盡ぬ、佛神にも放たれ、君にも捨られぬ、故に花落を出て西海に漂ふ、夫に九國の輩請取、既ふに依て、國には正税官物抑留し、庄には年貢所當を辨す、其條已に朝家を背奉り、逆惡に伴ふ咎有り、返すく、不思議の所行なり、自餘は知す、當國に於ては穴賢、平家を入べからず、是私の計ひに非す、一院の御定也、但當國に限らず、九國の人民院宜に隨ふへき者、一味同心に平家を追討すへし、若忠有ん者は勸賞は追て聖斷有へき由、子息頼經の許へ云下し賜たりければ、頼經此趣を以て當國の住人緒方三郎惟義を召て下知せられたり、惟義仰を蒙り即當國は云に及はず、九國二島の弓矢取輩に相觸かりければ、白杵戸槻松浦黨以下平家を背き、惟義か下知に隨ふ、原田四郎大夫種直、菊池次郎高直か一類許そ猶平家に附たりける、抑惟義と云は大蛇の末なりければ、身健に心も剛にして九國をも打隨へ、西國の大將軍せんと思ふ程のおほけなき者なりけるに、一院の御定とて國司よりかゝる仰を蒙ける上は、身の面目と思て出立けり、大蛇の末と云事は、昔日向國鹽田と云所に大太夫と云徳人あり、一人の娘あり、其名を花御本と云、みめこつから尋常也、國中に同程なる者の聲にならんと云をは徳に誇り用ず、我より上様なる人は云事なし、秘藏しけりと覺て、後園に屋を造て此

娘を住しめける程に、男と云者をは尊も卑も通はさす、歳去歳來れども慰方なく、春過夏闌ても友なき宿を守る、秋の夜長し夜長して終夜を明し兼たる曉に、尾上の鹿の妻呼音痛ましく壁にすたく蟋蟀、何歎らんと最心細き折節に、何くより來るども覺す、立烏帽子に水色の狩衣著たる男の廿四五なるか、田舎の者とも覺す、たをやかなる貌にて、花御本か傍に指寄て、様々物語して、慰語ひけれども女靡事なし、男夜々通ひつゝ、細々と恨口説ければ、花御本流石岩木ならねは終には靡きけり、其後は雨降風冷しけれども夜かれもせず、通けり、父母につゝ、みて深く是を隠しけれども、月比日比夜々の事なれば、附仕ける女童、是を見咎て、父母に角とぞ語ける、急き娘を呼委く是を問けれども、耻かしき道なれば、顔打赤めて、兎角紛らかしけり、母様々におとしすかして問ければ、親の命も背かたふして、有の儘にぞ語ける、母此事を聞、水色の狩衣に立烏帽子は覺束なし、太宰府の近くは京家の人とも思へにき、此邊には有へき事に非ず、よし／＼縦上臆なりとも契は人に依へからず、縦下臆なりとも娘か見する面道なり、況狩衣に立烏帽子定て、唯人にあらし、今は聲とも用へし、如何して彼人の行末を知へきと様々計ひけるに、母か云、其人夕に來りて曉還るなるに、しるしをさして、其行末を尋へしとて、芋玉巻と針とを與て、懇に娘に教て、後園の家に歸

す、其夜又彼男來れり、曉方に歸けるに、教の如く女針を小手卷の端に貫て、男の狩衣の頸かみに指てけり、夜明て後に角と告たれば、親の鹽田大夫子息家人四五十人引具して糸のしるしを尋行、誠に賤か芋玉卷百尋千尋に引はへて、尾越谷越行程に、日向と豊後との境なる嫗嶽と云山に、大なる窟の中へそ引入たる、彼穴の口にて立聞ければ、大に痛吟音あり、是を聞人身の毛豎て怖し、父か教に依て娘穴口にて糸を引へて云けるは、抑此穴の底には如何なる者の侍そ、又何事を痛て吟そと問は、穴の中に答けるは、汝花御本か許へ夜々通へる者なり、然へき契も盡果て此曉願の下に針を立られたり、大事の創にて痛吟、我本身は大蛇なり、有し形ならば出て見もし見へ奉度こそあれども、日比の變化既に盡ぬ、本の貌は畏恐給へきなれば、匍出ても見へ奉らず、世に遺も惜く戀しくこそ覺ゆれ、是迄尋來給へる事こそ忘かたしと云ければ、女の云縦何なる貌にてましますとも、日比の情争か忘るへきなれば、唯出給へ最後の有様をも見又見へもし奉らん、つゆ恐しと思はすと云ければ、大蛇は穴の中より匍出たり、長は知す臥長は五尺許なり、銀は銅の鈴を張るか如く、口は紅を合るに似たり、頭に角を戴耳を低たり、頭は髮生なとして獅子の頭に異ならず、されども形には似すおめくとして涙を浮へて頭ばかりを指出したり、女衣を脱て蛇の

頭に打懸て自ら願の下の針を抜、大蛇悦て申けるは、汝か腹の内に一人の男子宿せり、己に五月に成、もし十月にして顯れたらば、日本國の大將とも成へかりつれども、五月にて顯れぬ、九國には雙者あるまし、弓矢を取て人に勝れ謀賢くして心剛なるへし、斯る怖しき者の種なればとて穴賢捨給な、我子孫の末までも守護すへし、必繁昌すへし、是を最後の詞にて大蛇穴に引入て死にけり、彼大蛇と云は即嫗嶽の明神の垂跡也、鹽田大太夫妻眷屬おち恐て歸にけり、日數積て月滿ぬ、花御本男子を生、成長するに隨て容顔もゆ、しく心様も猛かりけり、母方の祖父か片名を取て是を大太童と呼、跣脚にて野山を走行ければ、足には輝常にわれければ、異名には輝童とも云けり、此童は烏帽子著て鞆大彌太と云、大彌太か子に大彌次、其子に大六、其子に大七、其子に尾形三郎惟義なれば、大彌太より五代の孫なり、心も猛く畏しき者にてそありける、此惟義には兄弟三人有けるか次郎は死す、太郎名生三郎尾形と云二人か中に、此三郎は蛇の子の末を繼へき、驗にやありけむ、後に身に蛇の尾の形と鱗の有ければ、尾形三郎と云、さる者の末にて仰舎らる、院宣の間に奥に入て數萬騎の兵を引率し、太宰府へ發向す、九國の輩多く相從けり云々とある、其說荒誕なりといへども、白杵緒方みな大神氏の裔なるを以て、大三榮の故事を嫗嶽に附會し、大己貴神の

小蛇に化て楠筒にありしと云ふを大蛇とし、蛇と云より尾形に附會したるにて、古意却て是によりて知らるゝものあるなり。

大神大綱造大神掃石朝臣大神引田朝臣三輪引田君大神楳田朝臣みな大神氏の族なり。

大神大綱造、こは其出自を詳にせずといへども、大神を冠せたるは決めて大神氏の族なるべし、大綱は、神名式攝津國住吉郡大依羅神社ある大依羅に由ありて聞ゆ、文武紀元年九月丙申京人大神大綱造百足家生嘉稻といふ事みえたり。

大神掃石朝臣は、其族に神人公もあれば、姓氏錄に、神人大國主命五世孫大田々根子命之後也とある氏人なるべし、掃石は波木之と訓べし、後に波以之と呼たるにやあらん、出雲風土記、また和名抄に、出雲國意宇郡拜志郷とある是なるべし、稱徳紀に、神護景雲二年八月癸卯、出雲國島根郡人外從六位上神掃石公文麻呂意宇郡人外少初位上神人公人足同郡人神人公五百成等廿六人賜姓大神掃石朝臣光孝紀に、大神引田朝臣大神楳田朝臣大神掃石朝臣大神真神田朝臣等遠祖雖同派別各異といへり、(この全文は上にひきていへり)

大神引田朝臣、この引田は、神名式に、大和國城上郡曳田神社とみえし地にて、古事記

(雄略段)に、比氣多のわかくるすばらわかくべに、いねてましものおいにけるかも、とあれば比氣多と訓べし、萬葉集第二卅九の左に、引手乃山又四十の左、引出山などみえしも是なるへし、天武紀下に、三輪引田君難田麻呂稱徳紀に、大和國人從七位下大神引田公足人とみえしのみなり、此氏に朝臣を賜へる事、光孝紀に、大神引田朝臣(全文は上に引り)とあれば、其をもらせしなるへし。

大神楳田朝臣、楳田は、日本後紀八(九右)豐前國宇佐郡楳田村とある地名を負り、楳は字鏡に志毛止とあれば志毛止多と訓べし、聖武紀天平十二年九月巳酉、豐前國京都郡大領外從七位上楳田勢麻呂十三年閏三月、楳田勝麻呂光仁紀、寶龜七年十二月庚戌、豐前國京都郡人正六位上楳田勝愛比賜姓大神楳田朝臣(光孝紀の文は上に引り)とみえしのみ也、拾芥抄姓尸錄部にも此氏をのせず。

大神真神田朝臣、真神田は、雄略紀に、真神原崇峻紀に、飛鳥真神原などある地にて、大和十市郡なるにや、和名抄に、攝津國島上郡真上郷末加美とある是にや、決めたし文武紀に、麻加牟陀とかけるによりて訓べし、天武紀下に、五年八月是月大三輪真上田子人君卒、天皇聞之大哀、以壬申年之功賜内小紫位、仍諡曰大三輪真上田迎君、文武紀(大寶元年七月壬辰)壬申年功臣、隨功第亦賜食封、並各有差、云々、神麻加牟陀君兒首

(是は上に子人とある同人にて、また子首どもかけり、清和紀六貞觀四年三月己巳朔、右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄云々、三輪大田々根子命之後也などみえたり、光孝紀に、大神眞神田朝臣全文上に引り、ごあり姓氏錄並拾芥抄にも、此氏を脱せり、君姓より朝臣姓にうつれる事も史にみえず、

賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田々禰古命孫、大賀茂都美命、一名大賀茂足尼、奉齋賀茂神社也、

賀茂は地名にて大和國葛城上郡の鴨に因れり、こは上の大神朝臣にも云る如く、古事記(崇神段)に、此意富多々泥古命者神、君鴨、君之祖、また地神本紀に、兒大己貴神、孫都味齒八重事代主、神化爲八尋熊罴通三島、溝杭、女活玉依姬、生一男一女、この一男は天日方奇日方命、一女は姫踏躰五十鈴姬命を云へり、三世孫天日方奇日方命、亦名阿田都久志尼命、○細井貞雄云、姓氏錄石邊君の條に、大物主命男久斯比賀多命、又石邊公の條に、大物主命子、久斯比賀多命、又狛人野の條に、大物主命兒、櫛日方命などみえ、水垣宮段、意富多々泥古命の言に、大物主大神娶陶津耳命之女、活玉依毘賣、生子名櫛御方命とみえたり、事代主神をも大物主神といへりしなり、此命娶日向賀牟度美良姬、生一男一女、この日向云々といふを思ふに、亦名は薩摩の阿多郡に由ありて、都久志

尼は筑紫根なるへく、日方は筑後御原郡の郷名、日方に由ありて、聞ゆ、四世孫健飯勝命、古事記に、櫛御方命之子、飯肩巢見命とあり、健飯方は健日方にて、御父の天日方奇日方に健を加へたる也、五世孫健甕尻命、亦名健甕槌命、亦名健甕之尾命、○古事記水垣段に、建甕槌命といへり、この人は、崇神紀に、茅渟縣、陶邑得大田々根子、而貢之と云るを以て考ふるに、陶邑に居りて土器に由あり、甕尻は、祝詞に、甕上高知、甕腹滿並などある上腹に對て尻と云るにか、或は甕知の義か、甕槌はかの鹿島大神の健甕槌とは異にして、甕津持の意なるべく、甕之尾は、甕之男にて、神酒乃陶器に依れる名なるべし、此命伊勢、旛主女賀具呂姬爲妻、生一男、六世孫豐御氣主命、亦名健甕依命、○此人ものに見えず、此命紀伊、名草姬爲妻、生一男、七世孫大御氣主命、續後紀、長我孫を事代主命八世孫忌毛宿禰苗裔也とあるは、此大御氣主命にあたり、八世孫阿田賀田須命、和邇君等祖、○姓氏錄和爾古の條に、大國主命六世孫阿太賀田須命、又宗形君の條に、大國主命六世孫吾田片隅命などみえたり、こゝに和邇君等祖とあるはいみじき非説なり、和邇氏は皇別なり、然るをかく云へるは、和爾古と云ふをあやまれるものなるべし、次健飯賀田須命、此命鴨部美良姬爲妻、生一男、九世孫大田々禰古命、亦名大直禰古命、此命出雲、神門臣女、美氣姬爲妻、生一男、十世孫大御氣持命、此命出雲、鞍山

祇姬爲妻生三男、（とある其第一男）十一世孫大鳴積命、此命磯城瑞籬朝、御世賜賀茂君、（姓と云るによりて其世繼を考ふるに、大國主神より八世孫にて大田々根子命あり、其孫に大鳴積命なり、さて大田々根子命に、古事記にみえたるを其文は上の大神、朝臣の條に引り合せ見るべし、崇神紀、七年秋八月癸卯朔己酉、倭迹々神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖、大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共、同夢而奏言、昨夜夢之有一貴人、誨曰、大田々根子命、爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市爲祭倭、大國魂神之主、必天下大平矣、天皇得夢、辭益、歡於心、布告天下、求大田々根子、即於茅渟縣陶邑、得大田々根子而貢之、天皇即親臨于神淺茅原、會諸王卿及八十諸部、而問大田々根子曰、汝其誰子、對曰、父曰大物主大神母曰活玉依媛、陶津耳之女、亦曰奇日方天日方武茅渟祇之女也、天皇曰、朕當榮樂、乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者、吉之、又卜使祭他神不吉、十一月丁卯命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物、即以大田々根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲祭倭大國主神之主、然後卜祭他神吉焉、便別祭八十萬群神、仍定天社國社、及神地戶、於是疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之、とみえて此時にあらはれしが、其孫は本文にもみえしが如く賀茂神宮を奉齋せり、其は鏡座次第記に、瑞籬宮、御宇天皇御世、大田々根子命、孫賀茂祇命、承敕立社於葛城、邑賀茂、地奉齋事代主命、仍賜賀

茂君、（とあるにて此に賀茂神社と云るは事代主命にます事知るべし、神名式に、大和國葛上郡鳴都波八重事代主命神社とある是なり、天武紀に、十三年十一月戊申、鳴君賜姓曰朝臣とみゆ、故この氏人は、同紀に、賀茂君蝦夷、また鳴君蝦夷とあるを、持統紀には、以直廣參贈賀茂朝臣蝦夷とあり、元正紀、養老七年正月丙子、正五位下、朝臣堅麻呂聖武紀、神龜元年二月壬子、從五位下、朝臣治田、また天平九年九月己亥、外從五位下、賀茂朝臣高麻呂、同紀、天平十一年正月丙午、正五位上、賀茂朝臣助、また天平十八年四月癸卯、外從五位下、朝臣石角、孝謙紀、十八十二左、天平勝寶四年五月丙寅、免官奴根足、賜賀茂朝臣、同紀、天平勝寶八歲五月乙亥、從四位下、朝臣虫麻呂、また天平寶字元年五月丁卯、正五位上、賀茂朝臣角足、廢帝紀、天平寶字四年正月丁卯、正五位下、賀茂朝臣小餅、また天平寶字八年十月己丑、從五位下、賀茂朝臣伊刀理麻呂、稱德紀、天平神護二年七月乙亥、從五位下、賀茂朝臣淨名、また神護景雲元年三月己巳、從五位下、賀茂朝臣大川、また同二年二月癸巳、從五位上、賀茂朝臣兼管、光仁紀、寶龜十年四月辛酉、從五位下、賀茂朝臣御笠女、桓武紀、延曆五年正月乙巳、從五位下、賀茂朝臣三月女、仁明紀、天長十年三月己丑、正五位下、賀茂朝臣今子女、また承和十三年正月戊辰、從五位下、賀茂朝臣乙本、造琴之工也、又同十五年正月戊辰、從五位下、賀茂朝臣東守、類聚國史に

東守に作る)また(嘉祥二年正月戊辰)從五位下賀茂朝臣弟岑(清和紀)貞觀四年正月七日(從五位下賀茂朝臣岑雄)又(同五年正月十一日)從五位下賀茂朝臣貞子女(また同十七年正月八日)從五位下賀茂朝臣弟子女(陽成紀)元慶二年二月十五日(從五位下賀茂朝臣文長)また(同三年十一月廿五日)從五位下賀茂朝臣直岑(また元慶四年十二月五日)正八位下賀茂朝臣暗獎(などみえたり)この内に皇別なる氏人もあるべけれども今知りたければ此に記せり)拾芥抄姓尸録部に賀茂朝臣とあり又光仁紀(卅二)に寶龜四年八月甲子復乃呂志比良麻呂本姓賀茂朝臣とあるは自是前に(孝謙紀二十の十七)賀茂角足改姓乃呂志とあるは鹽燒王の事に連坐して罪かふりしなり比良麻呂は角足の族なるべし

和仁古、大國主神六世孫、阿太賀田須命之後也

和仁古は地名によれり、神名式大和國添上郡和爾坐神社和仁下神社ありて今も和爾村あり東大寺要録に大和添上郡和爾庄などある是なり古は君の誤りならん云る説も聞ゆれどもこは舊事紀に阿田賀田須命和爾君等祖とあるによれるにて非なり古は姓にはあらねと皇子皇孫を尊ひてミコまたヒコなど云ふが如く何となく和仁古と尊ひ云るが氏になれるなるべし阿太賀田須命は大國主命より七世

にあたる事上文に云るを見るへし仁明紀承和元年秋七月乙丑右京人正七位上和邇子眞麻呂等十二人賜姓大神朝臣とみえたりこれにて和仁古は和邇子にして君姓にあらざる事を思ふべし拾芥抄姓尸録部に和仁古とあり遠江國濱名郡天平十二年租帳夾名に和爾神人麻多惠與和仁神人鹽麻呂あり此氏に由ありげなりなほ此它にも同帳に神人神直などの氏もみえたり

大和宿禰出自神知津彦命也神日本磐余彦天皇從日向國向大倭國到速吸門時有漁人乘艇而至天皇問曰汝誰也對曰臣是國神名字豆彦聞天神子來故以奉迎即牽納皇船以爲海導仍號神知津彦一名椎根津彦能宣軍機之策天皇嘉之任大倭國造是大倭宿禰始祖也

大倭は和名抄大和國城下郡大和於保夜末止とあるにより於保夜末止と訓べし任大倭國造とあるを見て今大和一國の國造の如く思ふもあるべけれど大和の内なる大和郷の地に國造とせられしなり其大和郷は今の一郷よりは廣く城上城下二郡及山邊郡をまかけて其地なりしなるべし(大和の城下郡にあり又大和坐大國魂神社の山邊郡にまし倭恩智神社の城下郡にあるなどを合せて其大要を知るべし)

神知津彦命は書紀神武卷に、珍彦とありて後椎根津彦と云る人なり、神知津彦は海路をよく知れる由を稱へたる名と聞ゆ、この椎根津彦の事は右京神別青海首の條に、書紀と國造本紀とを引て云り、此條と合せて考ふべし、古事記(神武段)に、故從其國(その國は吉備を云り、されど書紀には日向を發坐て宇佐に到坐す前にあり、書紀の方正しきに似たり)上幸之時、乘龜甲爲釣乍打羽舉來人遇于速吸門爾喚歸問之、汝者誰也、答曰、僕者國神名、宇豆毘古、この五字は本居宣長が補ひたるなり、又問、汝者知海道乎、答曰、能知、又問、從而仕奉乎、答曰、仕奉、故爾指度槁機引入、其御船即賜名、槁根津日子、此者倭國造等之祖、この龜甲を書紀には、乘艇とあり、速吸門は書紀神代卷伊邪那岐大神の御禊段、一書に、速吸名門とあると同處なり、神名帳に、豊後國海部郡早吸日女神社此地にて、此神名によれる地名なるべし、海道は書紀には海路とあり、海原を舟より行路を云、東海道西海道などいふ海道にあらず、槁機は佐乎と訓べし、槁は書紀には槁と作り、和名抄にも槁、唐韵云、槁、棹竿也、字亦作篙、和名佐乎、方言刺船竹也とみえ、字鏡にも槁、左乎とあり、指度は大御船の中より槁を下して、彼龜に乗て在る所へ差遣るを云、度とは此より彼まで至らしむるを云、大御船は高く龜背は低ければ、間遠くて直には乗移り難き故に、此槁末に令執着て、此方へ引入るなり、

槁根津日子名義は槁を槁根といへるなり、さて如此名け賜へる由は、此人海道を能知れりと申せるに因て、即其導者とし賜むと所思看て、今執着せて引入つる槁に就て此、槁以て漕まに、船のよく行意に、彼導を准へて稱給へるなるべし、本文に能宣軍機之策は、書紀(神武卷)に、天皇會諸將問之曰、今兄磯城果有逆賊之意、召亦不來爲之奈何、諸將曰、兄磯城、點賊也、宜先遣弟磯城曉諭之、並說兄倉下弟倉下、如途不歸順、然後舉兵臨之、亦未晚也、乃使弟磯城開示利害、而兄磯城等猶守愚謀、不肯承伏、時椎根津彦計之曰、今者宜先遣我女軍、出自忍坂、道虜見之、必盡銳而赴、吾則驅馳勁卒、直指墨坂、取菟田川、水以灌其炭火、儻忽之間、出其不意、則破之必也、天皇善其策、乃出女軍、以臨之、虜謂大兵已至、畢力相待、云云、果以男軍越墨坂、從後夾擊、破之、斬其梟帥、兄磯城等、また古語拾遺に、大和氏遠祖椎根津彦者、迎別皇舟、表續香山之巔と云り、大倭國造は書紀同、御世の二年の所に、春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞云々、以珍彦爲倭國造とあり、さて師木水垣朝御世七年に、夢の論ありしに依て、倭直祖市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祭主としたまへり、此所には倭直祖と云ことは見ざれども、玉垣朝御世三年、又七年の段に、倭直祖長尾市とみえたり、又此事一傳には、師木水垣朝御世廿六年の事とす、そこに大倭直長尾市宿禰とあり、さて此大神を祠る地を、定神地於穴磯邑、祠

於大市長岡岬とあり、此穴磯の字傍にシキと假字を付たるは非なり、字によらずア
ナジと訓へし、されど崇神紀に、市磯長尾市とあると照して思へば、穴は市の誤にも
やあらむ、又長尾市といふは、長岡岬の地名に依れる名にもやあらむ、其に書紀に見
えたり、此長尾市は、橋根津日子の末にて、大倭國造の先祖なるを此人より始て大倭
大神を以て祭く神主となりて、後まで此氏人相傳て以て祭けり、次に仁德紀に、倭直、祖麻
呂又倭直、吾子籠見ゆ、雄略紀二年段にも、大倭國造吾子籠、宿禰と云人見え、欽明紀に、
倭國造手彦と云見えたり、さて天武天皇十年四月己亥朔庚戌、倭直龍麻呂賜姓曰連、
（これまでは直姓なり、そは欽明紀までは國造とのみありて、直とはなきを、此にかく
あるは、何れの御代より直姓にはなれりけむ、此記に倭國造等之祖とある等字に依
れば、始は此氏人みな國造と云姓なりしなるへし、書紀に、倭直祖とあるは直の姓に
てありし程の語を以て云へるなり、さて直姓になりてよりは、其中に殊に一人を國
造には補されしなるべし、同十二年九月乙酉朔丁未、倭直賜姓曰連、十年の時に連に
なれるは龍麻呂一人なりしを、此度其餘の人も連になれるなり、同十四年六月乙亥
朔甲午、大倭連賜姓曰忌寸、是までは或はた倭と見え、或は大倭と見えて、大てふ言
の有無定まらず、此程まではさもありけむ、後には必ず定まれることなり、さて和銅

七年二月丁酉、以從五位下大倭忌寸五百足爲氏、上令主神祭、（神は大倭大神と見え、養
老七年十月乙卯、大倭國造大倭忌寸五百足とあり、是にて國造は此氏人の中に殊に
一人なることしるし、さて天平九年十一月壬辰、大倭忌寸小東人、同水守二人賜姓宿
禰、自餘族人連姓爲有神宣也、自餘族人に連姓を此時に賜へるは、なほ直にてありし
族もありしなるべし、同十年閏七月段に、大養德宿禰小東人とあり、是は天平九年十
二月に改大倭國爲大養德國とありて、國名の文字を如此改られしに依て、此姓も其
字に改しなり、同十九年三月に、又舊の如く大倭國とせられたり、同十九年四月段に、
大倭神主正六位上大倭宿禰水守授從五位下と見え、（此氏人大倭神主といふこと此
に見ゆ、同廿年正月壬申朔甲戌、大倭連深田魚名並賜宿禰姓、天平勝寶三年十月丁巳、
大倭國城下郡人大倭連田長古人等八人賜宿禰姓、神護景雲三年十月、大和國造正四
位下大倭宿禰長岡卒五百足之子也、云々、勝寶年中改忌寸賜宿禰云々とあり、此に至
りて倭字を書して和と書るは、天平勝寶の頃國名の倭字を改て大和とせられ
しかば、やまごに大字を添へて大倭大和など書るは、みなオホヤマトとよむことな
り、たゞヤマトとよむはわろし、さればたゞやまご、云には大字を添て書もわろし、
姓にもより此字を用るなり、後世の如く、意に任せて妄に書けるにはあらず、さて仁

明紀に、承和七年八月己未、大和國人戸主從八位上、大和宿禰吉繼、戸口掌侍從四位下、大和宿禰館子等、賜姓朝臣、貫附左京三條一坊とあり、また大和連は、稱徳紀、神護景雲三年六月癸卯、攝津國菟原郡人倉人水守等十八人、賜姓大和連とあるは、此族にや、また大和赤石連と云もあり、同條に、播磨明石郡人海直、溝長等十九人、大和赤石連と見ゆ、是も大和氏の支別なるへし、神名式、播磨國明石郡海神社三座(名神大月次新嘗)は、此に由縁あるへし。

長柄首、天乃八重事代主神之後也

長柄は、神名式、大和國葛上郡長柄神社(整靴)とみえて、ナガラと旁訓あり、拾芥抄、姓戸録部、また姓名錄抄にも、長柄首ありて、ナガラと訓るに依て、ナガラと訓べし、今も葛上郡に長柄村あり、村に一言主社と云ふあるは、即長柄社にて、事代主神なるべしと云へり、天武紀に、幸于朝媛看馬於長柄社と見えたるも、同所にや、式長柄神社に並びて、多太神社、多田村と云ふにありて、大田々根子命を祀ると云ふも由あり、國柄出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴須史、又出遊、竊窺之、喚問答曰、石穗押別神子也、爾時詔賜國柄名、然後孝徳天皇御世、始賜名人國

柄意世古次號世古二人、允恭天皇御世乙未年中七節進御、贊仕奉、神態至今不絶

國柄は、古事記に、國巢とも國主とも書き、書紀に、國樛とかき、常陸風土記にも、國巢とあり、本居宣長云、國巢昔より久受と呼來るれども、古事記の例、若久受ならむには、國字は書くまじきを、此にも、神武段、輕島宮段にも、又他の古書にも、皆國字を作るを思ふに、上代には、久爾須といひけむを、や、後に音便にて、久受とはなれるなるべし、凡て言の中間にある爾は、畧かりて、其下の濁音になる例多し、是おのづからの音便なり、されど正しく久爾須といへると物に見えねば、姑舊のまゝに、今も久受と訓り、さて今も吉野川に添て、南國柄村といふありて、南と云は、昔北國巢と云もありしにや、其あたり七村を總て國柄庄といふなり、万葉十(十六丁)に、國柄等之春菜、將菜司馬乃野之云々とよめり、此歌の初句を今本にクニスラガと訓り、是古にかなへるか、又くづと云ことを知らずて、妄に訓るか、袖中抄に引るには、クスビトノとあり、また國主と書るは、めづらしく異さまなり、抑此は、白檮原宮段にも云る如く、久受と呼ぶは、後の音便にて、本は久爾須なりけむを、爾須と奴志と通ひて、近く聞ゆる故に、如此も書るなるべし、國主は久爾奴志なる其の爾奴は、おのづから切まりて、奴となる故に、久

奴志なる其奴志と爾須と近く聞ゆればなりと云り、さて常陸風土記による時は國巢はいはゆる土雲にて、方言に阿良夫流爾斯母乃と云る由みえたり、爾斯は奴志にて主なれば、國栖は宣長の云る如く、久爾奴斯なるが久爾斯となり、終に久受と訛りたるものにて、實は一區域の主として朝命に順服はさりし者を、久爾奴斯とも、爾斯母乃とも、都知久母とも云り、とみゆ、都知久母は手足の長き蜘蛛の由にはあらで、土公、即其土地の公と云が如き私稱なるべし、其は常陸風土記新治郡の條に、古老曰、昔美麻貴天皇、取字之世、爲平討東夷之荒賊、(俗云阿良夫流爾斯母乃)遣新治國造、祖名曰比奈良珠命、これ東夷の荒賊をアラブルニシモノと云る證なり、又茨城郡條に、古老曰、昔在國巢(俗語曰都知久母)又曰夜都賀波岐山之佐伯野之佐伯普置土窟常居穴、有人來則入窟而竄之、其人去更出郊以遊之、狼性梟情鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗也、また或曰、山之佐伯野之佐伯、自爲賊、長引率徒衆、橫行國中、大爲劫殺、これその荒賊を國巢とも云ひ、都知久母とも云ひ、夜都賀波岐とも云る證なり、また行方郡藝都里古有國栖、曰寸津毗古寸津毗賣二人、其寸津毗古當天皇之幸、この天皇は倭武尊をまをせり、逢命背化甚、无肅敬、爰抽御劍、登時斬滅、これ逢命背化の類を國栖と云るの證なり、故古一區域の主として、朝命にまつろはぬ者を國巢と云りしが、たま

たま吉野、國栖のみ都近く栖りし故に、御費獻りて神態に仕奉けるを、朝廷にもめでたまひて、國栖の名を世に遺したるなるべし、かれば國巢は正しくは久爾須と訓へき事なれど、普通の例によりて久受ともよむべきなり、古事記(神武段)に、到吉野之河尻云々、即入其山之、亦遇生尾人、此人押分巖而出來、爾問汝者誰也、答曰、僕者國神名謂石押分之子、今聞天神御子幸行、故參向耳、此者吉野國巢之祖、神武紀に、戊午年秋八月至吉野時、云々、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國標部始祖也、ごあるを合せて本文に石穗押別、神とは古事記の石押分、書紀の磐押別に同じきを知るべし、孝德天皇は、宣長云、德字は誤ならむか、允恭天皇より先にあればなり、ごあれど却て孝字は誤りにて、德はもこのまゝなるべし、若孝字を助けて云は、孝昭、孝安、孝靈、孝元、四帝の外ある事なく、また此四帝の國標に關係もなければ疑はし、故思ふに孝は仁字にて仁德、天皇と改むべし、いかにとなれば、書紀應神紀に、十九年冬十月、幸吉野宮、時國標人來朝之、因以禮酒獻于天皇、而歌之曰、云々、歌之既訖、則打口以仰、今國標獻土毛之日、歌訖即擊口仰、吹者蓋上古之遺則也、夫國標者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦蟇爲上味、名曰毛瀾、其土自京東南之隔山而居、于吉野河上、峯嶮谷深、道路狹、故雖不遠於京、本希朝來、然自此之後、屢

參赴以獻土毛其土毛者栗菌及年魚之類焉（同段）又吉野之國主等膽大
 雀命之所佩御刀歌曰本牟多能比能美古（譽田天皇の日の御子）意富佐邪岐大鷲鷲皇
 子也意富佐邪岐波加勢流多知（佩せる太刀）母登都流藝須惠布由（本末と云るは、本よ
 り末までの意にて、本より末まで利くすぐれたる都流藝と見えて、振ればいと清け
 く見ゆと云意に云るなり）布由紀能須冬木如すなり（加良賀志多紀能佐夜々々、枯之
 下木のさや／＼にて、樹葉の落散むとするほど、木枯の風に動揺ぐ音のさや／＼と
 鳴る意につ、けたるにて、御太刀の身の勝れたる状を稱て、後世の言に、扱ば玉ちる
 氷の刃など云こ、ろばへなり）又於吉野之白橋上作横白而於其横白釀大御酒獻其
 大御酒之時擊口鼓為伎而歌曰加志能布邇余久須袁都久理余久須邇迦美斯意富美
 岐宇麻良爾岐許志母知袁勢麻呂賀知此歌者國主等獻大贊之時々恒至于今詠之歌
 者也とみえたるは應神天皇の御世なれども仁徳天皇も幸し給へる故に、その因み
 に仁徳の御世に至りて、土毛御贊を獻りしなるべし、故仁徳天皇と改訂すべしとは
 云ふなり、又號世古の號字は乎の誤なるべし、神態とは此口鼓を打、伎をなし歌ふを
 云ふ古風なる故に、神態とは云るなり、と記傳に云るが如し、また記傳に、弘仁内裡式
 元正儀に、云々鶴行一周吉野、國栖於儀鸞門外奏歌笛獻御贊、若、有蕃客不奏、他皆放此、

また七日、會式に、一鶴之後、吉野、國栖獻御贊奏歌笛、また十六日、蹈歌式、十一月、新嘗會
 式、などにも、此事見えたり、貞觀儀式、大嘗祭儀に、宮内、官人、率吉野、國栖十二人、檜笛工
 十二人、並著青摺布衫、入自朝堂院南左掖門、就位奏古風、云々、其群官初入、隼人發聲、立
 定、乃止、訖、國栖奏古風、五成、次云々、同辰日、儀に、一鶴之後、吉野、國栖於儀鸞門外、奏歌笛
 並獻御贊、また新嘗會儀、元日儀、同七日、儀、同十六日、蹈歌儀、などにも、右の如く見え、又
 九月九日、儀に、一兩鶴之後、吉野、國栖於承明門外、奏風俗見ゆ、儀鸞門は、豐樂院の正門、
 承明門は、内裏の正門なり、大嘗祭式、卯日、儀に、宮内、官人、引吉野、國栖十二人、檜笛工
 十二人、並著青摺布衫、入自朝堂院東掖門、就位奏古風、太政官式にも、大嘗條に、吉野、國栖
 奏古風とあり、檜笛とはいかなる笛をいふか、若は檜木葉を卷て笛にしたるなどを
 云ふにやあらむ、檜字儀式一本には、檜一本には、猶と作り、宮内省式に、凡諸節會、吉野、
 國栖獻御贊奏歌笛、每節以十七人、爲定、國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國、綴
 喜郡、其十一月、新嘗會、各給祿、有位調布二端、無位庸布二段、また凡諸節、賜群官饗者、正
 月一日、十六日、九月九日、等三節、親王以下、云々、國栖笛工、正月七日、十七日、五月五日、七
 月二十五日、十一月、新嘗會、等五節、親王已下、云々、國栖笛工、民部省式に、凡吉野、國栖、永
 勿課役、政事要略二十七、十一月三、清涼記、中、辰、日節會事、云々、吉野、國栖於承明門外、奏

歌笛(其詞云、賀芝乃云々)進御贊などみえたり、此政事要略に、其詞云とて載たるは、此歌の訛れるにて、賀芝乃不爾、與古羽須遠、惠利天、賀女多於保美岐、味良居於世古世、丸賀朕とあり、國柄が世々を歴て傳來てかくは歌ひ訛れるなるべし、されど中昔まで歌ひ傳へて絶す仕奉れりしは、いとくちめてたきわざなりしを、其後國柄參らずなりて此歌うたふ事絶ぬるは、いとくちをし、賀女多は釀たると云事なるべし、居字は寫誤れるものか、又氣と歌ひたるま、か、於世は假字亂れたり、古世は萬葉に多き許曾か、そを今京になりての歌には許世とよめる例あればなり、朕は知を訛りて、チンと歌ひたる故に此字を書るにや、然らずは此の字は書まじくや、さて右の書どもに、奏歌笛と云て笛の事も見えたるに、此記にも、書紀にも笛を吹たる事は見えざるは、爲伎と云にこめたるなるべし、(笛はや、後に添たる事かとも云べけれど、然には非じ元來の事なるべし、さて其笛は檜笛工と見えて、上に云るが如くならむかと思はる、に、北山抄大嘗會條に、國柄奏古風五成、承平記云、其笛似以指摩孔とあるは、たゞ其音の然るさまに聞えたるよし、か、又實に然爲るか、此笛の事なほよく考ふべし、)小右記に、寛弘八年正月一日乙亥、云々無國柄、奏依不參上也、近年如之、是大和守賴親、時被調、已不參上、云々と見えればこのほどより國柄人の參入て仕奉る事は絶

たるなり、(此後江次第其外の書どもにも、節會に國柄於承明門外奏歌笛と記したるは眞の國柄人に非ず、たゞ其まねひのみなり、公事根源、元日節會條に、今の國柄の奏とて歌をうたひ笛を吹ならずは、吉野より年始に參りたると云こゝろなり、年代年中行事細記、元日節會條云、次國柄奏云々私云、謂國柄者樂人一人、候南階砌下、奏歌笛義也、笛雙調音取、また白馬節會條云、次國柄奏音取平調、また踏歌節會條云、國柄奏音取壹越調と云り、樂人笛の音取を吹て其のまねひをするか、と云へり、この氏人は、光仁紀、寶龜元年十一月戊寅、正六位上、國柄小國柄、類聚符宣抄、天曆二年八月、國柄、別當國柄茂則あり、宣長か國柄笛のまよく考ふべしと云ひおけるに因て、彼此に考へつゝ、此に之を得たれば記して參考に備へむとす、其は同書に、國柄事とある條に、民部封戸所勘大和國々柄丁十五烟、事右檢去天曆三年、文海所注如件、但至于戶田者、引勘年々圖帳、無所見、仍勘申、寛仁二年十一月十日とあり、又太政官符山城、國司應免、除國柄、笛工山城、是行同眞生等、徭役並、戶田正稅事、綴喜郡島、郷戶主山城、田村戶口戶田二町百十步、右得宮、內省去六月廿日解、你、國柄、別當國柄、茂則、解狀、你、笛工山城、是行等解狀、你、護、尋事情、笛工、是素依、式奉仕者也、因茲古昔氏人等預仕、件、職之中、更、不進徭役、又無付徵各戶田正稅、爰、貴朝恩之厚、不懈怠職掌、而年來國郡司差負、徭役、並、付徵正稅、然

則勤公之勞舊迹已絕。可倦職掌。重檢榜例。故國柄別當國柄。忠定以天慶七年申下官符。被免除戶十五烟正稅。今是行等勤仕職掌多年已積。時節供奉不似。傍倫望請。被言上於省。因准忠定之例。被免戶田正稅。兼除徭役者。今錄事狀謹請省裁者。省依解狀。檢案內。是行等供奉無怠。勤苦年久。望請官裁。被下符於在國。免除件徭役正稅。令勤職掌者。中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣元方宣。仰國宰令免除件等責者。國宜承知依宣行之符。到奉行云々。天曆二年八月廿日。また太政官符大和國司。應早免除國柄。戶十五烟內田九町正稅事。右得宮內省去年十二月三日。解你國柄。別當茂則。解狀你。茂則等奉數代朝于今五十八箇年。每年七節御費供奉无關。爰蒙朝恩不知。雜役而年來當郡司付負各戶田正稅。勘責尤甚。因之注事由愁申省底。省言上於官。爰天慶七年可免除國柄。戶十五烟正稅之由。官符下彼國了。而彼時守高階真人師尙免十三町三段正稅。不免遺田九町餘步正稅。於是茂則等注事由經愁之日。稱可裁免之由。送日之間。秩滿去任。厥後新司守藤原忠幹臨境之時。重以愁申而稱非常任事。于今未裁免。然則國柄等恐國務繁多。名可逃散。望請省裁。早被言上。任先官符。被免遺田九町余步正稅者。省檢案內。背官符不容。免是宰吏之所違失也。望請官裁。重被下符於彼國。免除件正稅者。中納言從三位兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣在衛宣。宜仰彼國任先官符。免除件田九町正稅。令勤供御者。國宜承

和。依宣行之符。到奉行云々。天曆三年正月廿七日。とあるによりて。此時國柄別當と云ふものあり。また國柄。戶十五烟正稅を免除せられ。國柄笛工と云ふもの古昔より其の氏人定まりて。みな徭役を進めず。毎年の儀節に仕奉りし事を知るべし。上田百樹曰。聖護院宮の御内人に。世古帶刀と云ふ人あり。自ら其祖舊吉野國柄より出たりと云へり。とよく聞まほしき事なり。

新撰姓氏錄考證卷之十四終

新撰姓氏錄考證卷之十五

常陸 栗田 寛 著

攝津國神別

起津島朝臣、盡神直四十五氏

天神、津島朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也。

津島は、和名抄に、對馬、島都之萬とある地號を負る氏なり、古事記に、津島亦名謂天之狹手依比賣、神功紀に對馬と見えたる是也、名義は萬葉十五(二十六丁)に、毛母布禰乃波都流對馬とよめる如く、韓國往還の舟の泊る津の島なり、雜姓に、津島直、天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後也とあり、津速魂命、天兒屋根命は、左京神別の藤原朝臣の條に云へり、さて此、姓の起りは、決く出自は對馬、國より出たる族にて、居地を氏とせる、其はまづ、光仁天皇、紀(天應元年七月の條)に、柴原勝子公が上言に、子公等、先祖伊賀都臣、是中臣遠祖、天御中主命二十二世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使百濟便娶彼土女、生一男、名曰日本大臣、遙尋本系、歸聖朝時、賜美濃柴原地、以居

とあるは、顯宗天皇紀三年の所に、日神月神の御誨に依て、高皇產靈神に御田を献りたまひ、壹岐縣主先祖押見宿禰と云へり、對馬下縣直と云ふに祠らしめたまへる、また神名式に、對馬島下縣郡に雷命神社、能理刀神社ありて、上縣郡に太祝祠神社あるなどを思ひ合するに、雷大臣命、神功皇后の御世、百濟國に御使に行れたりしが、其子孫對馬國にも遣り返りて、對馬縣直となれるが、顯宗天皇の御世などよりは前に其氏人の別りて、大和國に住けむ故に、其子孫をして高皇產靈神を祭しめたまへるなるべく、また津國にも移り住りしが、姓氏錄に載られたる津島直津島朝臣なるべし、かくて津國にて其故事を尋るに、神宮雜例集に、聖武天皇天平十二年四月五日、春日御社奉遷壽久山御社、是右大臣大中臣清萬呂卿致任、籠居攝津國島下郡壽久郷之間、住家近所奉崇也、とある此は、春日神社は清麻呂公の氏神なる故に、其家の近邊にものせむとて、春日の御靈を分け遷たるにて、其を壽久山御社に併せ祭られしは、決て由ある事とぞ所思たる、其は此壽久山御社と申すは、式に島下郡に天石門別神社須久々神社二座阿爲神社と並載られたる須久々神社是なり、かく並たるに就て按ふに、須久々社は元來兒屋根命を祭れる社なる故に、清麻呂公の御所に住れしほど、春日神を相殿に併祭られたるには非じか云々、また阿爲神社は姓氏錄(津國神別)に、中

臣藍連雷大臣命十三世孫大江臣之後也とあるを思ふに、雷大臣命を祭れるならむと所思たり、其は阿爲神社の在地は、雄略天皇紀に、三島郡藍原和名抄に島下郡安威(阿井)とある地にて縁あればなり、また同抄に島上郡及武庫郡に兒屋古也郷と云ふあるも、由ありげなり、また百濟郡も雷命の彼國に行れしに由ありておぼゆ、さて神宮雜例集の右に引る文の次に、孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日、春日御社奉遷鎮於伊勢國度會郡津島崎也、是宮司從五位下津島朝臣子松所申請也、とあるは、右の須久々神社に並祭れる春日御社を、伊勢大宮司津島朝臣子松が申請て、伊勢度會郡に遷たる由なり、然れば須久々社の相殿に坐しは、わづかに十六年の間なり、其は御託宣の有しに依て申請るにや、さる例はいと多かり、かくて其遷祭れる地を津島崎と云は、津島氏の拜祭れる社の在る地なればなるべし、さて右の次文に、桓武天皇延暦十六年八月三日、官符移立離宮院於渡會郡湯田郷之時、伴社(神名式)官舍神社是なりとみゆ、自津島崎奉遷鎮彼院西方也、于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚、宮司正六位上中臣朝臣眞魚等也、とあり、大中臣諸魚は、清麻呂四男なり、延暦十六年二月廿一日、薨五十一と系圖にあり、此に八月云々とあるに合はず、此は彼津島崎に遷奉れる社を、再湯田郷離宮院西方に遷鎮祭たる由にて、これまた由縁ありて所

思たり、其は大神宮式(大神宮の所攝二十四座の中に、湯田社とある祭神を、内宮儀式に稱鳴震電とあり、此鳴雷神と云ふは、主水司に祭る神にて、決く兒屋根命の御子天忍雲根命なるべく所思るを、此神の坐す地に遷せるは縁有て聞ゆればなり、信友云、今も度會郡湯田郷小俣村なる離宮院の境内に春日社あり、其は二所大神宮神名略記に、離宮院坐中臣氏社四座在院西、或云春日社元在度會郡津島崎、延暦十六年遷此地、四月十一日上申祭之とあり、また河内國茨田郡に津島部神社と云も式に載されたり、此は津國に鄰き國にて津島氏に由緒ある神なるべしと云へり、(已上古史傳)この氏は文武紀、慶雲三年十一月癸卯遣新羅副使從六位下對馬連堅石元明紀(和銅元年正月乙巳津島朝臣堅石みえ同紀、同七年正月甲子從六位下津島朝臣眞鎌、聖武紀、神龜五年五月丙辰外正六位上津島朝臣家道同紀、天平二十年二月己未正六位上津島朝臣家忠、また天平勝寶元年十一月己未正六位上津島朝臣雄子、孝謙紀、五年二月甲午齋宮大神司正七位下津島朝臣小松授從五位下と見えたり、其本原は對馬によれる氏なり、神名式對馬國下縣郡雷命神社は天兒屋根命十四世孫とある、雷大臣命を祀れる社にて此に由あり、

掠垣朝臣同上

掠垣は細井貞雄云、倉埧、倉垣、藏垣などかけるにて思ふに、彼精垣の例の如く倉どもを造、並て埧にせられし故に此號を負るならん、地號にはあらざるべし、則久羅賀幾と訓むべしと云へり、此氏はもと直の姓なりしを、文武紀に大寶三年五月壬辰、正七位上倉垣直本書に連とあれど、下文に直とあるに從へり、子人、高祖根猪、以來、子孫正七位私小田、從七位上私、比都自長島、及昆弟等皆訴得免難戸とあり、慶雲四年春正月辛卯、主稅、寮助從六位上掠垣直子人、賜連姓とみえ、元明紀四十六左に、(和銅二年)從五位下掠垣忌寸子人(同紀六三左)に從五位上倉垣忌寸子首とみゆとみえたれば、和銅元年にまた忌寸の姓を賜りし事のあるへけれど、國史にその事を脱せり、朝臣の姓を賜へりし事もみえず、氏は天武紀に倉埧直麻呂、廢帝紀廿四三右〇寶字六年正月戊子外從五位下掠垣忌寸吉麻呂などみゆ、されど蕃別坂上氏にも掠垣忌寸あれば、何れの族とも決めがたし、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に掠垣朝臣とあり、

荒城朝臣同上

荒城は、神名式、大和國宇智郡荒木神社、大和志に、今井村字荒木山にあり、考證には同村荒木坂池の南に、今天神森を浮田と云ふと云へり、さらば大荒木の浮田の杜はこれなり、あれは、此地名を負る氏ならむと思ふに、細井貞雄が考に、大荒木は万葉集第

七に、如是爲而也、尙哉將老、三雪霰、大荒木野之小竹爾不有九二、此歌の前に三島江之玉江之薦乎云々の歌も攝津國の地號をよめり、又第十一に、如是爲哉、猶八朽牛鳴、大荒木之浮田之杜之、標爾不有爾、此歌前にも、三島菅未苗在云々、三島江之水具麻我菅乎云々、とみえしも攝津國の地號をいへり、此三島江を今本に三吉野之水具麻我云云とあるはいみしきひがことなり、水具麻は水隈なり、三吉野之水隈とのみいひてはしらへど、のはず、或云吉野の水分なりといへるは強言なり、故古本の三島江を用ふべし、の二歌は攝津國の地號を詠るにて思へ、大和國宇智郡にも山城國葛野郡にも荒木てふ里はあれど、大荒木とはいはず、故、姓氏錄にも攝津國に収めたるをやと云へるに従ふ、和名抄、飛驒國荒城郡荒城郷遠江國城飼郡能登國羽咋郡伯耆國八橋郡筑前國宗像郡筑後國三潯郡ともに荒木郷あり、式丹波國天田郡荒木神社、此氏は、天平十五年九月攝津職符文に、島上郡野身里、輕部造弓張戶口に、荒木臣稻女、天平寶字二年越前坂井郡券文に、擬主政无位荒木臣釵婆、また天平神護二年越前檢田帳坂井郡磯部郷戶主荒木常道、赤江郷戶主荒木大麻呂、稱德紀廿八、神護景雲元年五月戊辰、左京人從八位上荒木臣道麻呂、其男忍國、光仁紀卅二に、寶龜四年八月辛亥、左兵庫助外從五位下荒木臣忍國、養老五年以往、籍爲大荒木、臣、神龜四年以來不着大字、

至是復着大字、同紀卅四、寶龜八年十月辛卯、大荒木臣押國、忍押相通はしかけり、同紀卅六、同十一年八月丙午、大荒木臣忍山、越前國人の由いへり、桓武紀十二、延曆廿三年正月己亥、大荒城臣忍國、城木にかよはしてかけり、清和紀十九、貞觀十三年二月十四日、大荒木臣玉刀自女、類聚國史九十九、弘仁八年十二月丁丑、正六位上荒城朝臣廣野などあり、寶龜四年に大荒木と云ふべき由云はれたれど、猶末になりて着さりしにや、姓氏錄に大字を着す、是は脱せしにもあるべし、貞雄か考に、今本に朝臣姓にせるはひがことなり、拾芥抄にも朝臣の條に收めたれど、是は姓氏錄のあやまりを傳へしなればうけがたし、と云るは、類聚國史を考へもらせるによれる疎漏也、

中臣東連天兒屋根尊九世孫鯛身命之後也

中臣は已に云り、東は一本に東、また拾芥抄姓戸録部、姓名錄抄にも東、また東大寺正倉院文書にも東とあるによりて訂すべし、さて東は拾芥抄古本、また姓名錄抄ともにアツマとあるによりて訓べきか、又攝津神別なるを以て考ふる時は、和名抄攝津國東生郡、また百濟郡東部郷などあるによりて、ヒガシと訓べきが如くにも思はるれど、いまた證を得ず、姑く古訓のまゝにアツマと訓てあるべきなり、天兒屋根尊の尊は塙本に命とあるに従ふべし、鯛身命は河内神別平岡連條に、津速魂命十四世孫

鯛身臣とある同人なるべし、之を藤原系圖に考ふるに、津速魂命の子、市千魂命の子、居々登魂命の子、天兒屋根尊の子、天押雲命の子、天多禰伎命の子、宇佐津臣命の子、御食津臣命の子、伊賀津臣命の子、梨連臣命の子、神間勝命の子、久志宇賀主命の子、國摩大鹿島命の子、臣狹山命の子、跨耳命、即雷大臣命にあたり、鯛身跨耳いつれか一誤あるべし、本文の九世は十一世の誤なり、この氏人史にみえたる事なきを、周防、國天平十一年正稅帳に、防人部領使大宰史生從八位上中臣東連益人と云ふなり、

神奴連同神十一世孫雷大臣命之後也

神奴は、神戸の民にて神賤とも云へり、續紀天平寶字二年九月丁丑常陸國鹿島神奴二百十八人、便爲神戸神護景雲元年四月庚子放鹿島神賤男八十人、女七十五人、從良などみえたるにて知るべし、加三美也都古と訓べし、神奴連は其神奴を掌る長官にして、即職號なり、氏人は國史にみえず、除目大成抄長徳元年秋典藥寮醫師神奴連貞述、承元建保年間記諸記纂卷六ノ内に、伊賀守神奴良顯あり、

中臣藍連同神十二世孫大江臣之後也

藍は和名抄染色具に、紅藍辨色立成云、紅藍久禮乃阿井、吳藍同上、本朝式云、紅花俗用之、また藍唐韻云、藍魯甘反、染草也、澁音殿、和名阿井之流、藍澁也、云々、木藍、和名都波岐

阿井、多天阿井とみえ、同書國郡部に、攝津國島下郡安威阿井郷、また諸陵式に島上郡三島藍野陵とあるによりて、阿爲と訓べく、また此地名を氏に負ひたるものなるべく思はる、其は此國島上郡と武庫郡に兒屋郷あるは、天兒屋根命に由ありて聞ゆるがうへに、平田篤胤の考に、攝津に藍原あり、こは決はめて藍に由ある地と覺ゆるに就て考ふるに、藍連と云ふ姓は、此地に藍を植たりし故に負る姓ならん、其藍は吳藍なるべし、そは吳公雷大臣命之後也、とあれば、彼百濟に渡らせる時に、吳藍を取歸られし功などに依て、其子孫に吳公藍連などの姓を賜へるにあらじ歟、と云るは實に宜なり、さて思ふに、大江臣はもしくは雷大臣命を鯛身臣とも云へるによりて、大江臣と書き誤れるか、又は太比臣か、然らずは、大臣命を寫しひがめたるにもあるべし、十二世と云へる世數にてしか思はるればなり、氏人はものにみえず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、中臣藍連と記せり、神名式攝津國島下郡阿爲神社は、決めて藍連の祖神を祀れるものなるべし、

中臣太田連同神十三世孫御身宿禰之後也

太田は、神名式攝津國太田神社、今多田村あり、また河邊郡多太神社などある地名を負へり、とみゆ、多太と訓むべし、御身宿禰はいまだ它に考ふる所なし、跨耳命に由あ

る歟氏人もみあたらず、拾芥抄姓尸録部姓名錄抄に中臣太田連はあり、
生田首同神十一世孫雷大臣命之後也

生田は神功紀に、活田長峽國とみえ、神名式に攝津國八郡郡生田神社、和名抄、攝津國八田部郡生田(以久多郷とあるによりて伊久多と訓むべし、十一世孫を一本に九世とあるは非なり、

若湯坐宿禰石上朝臣同祖神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也

左京神別若湯坐宿禰ありて既に云へり

巫部宿禰同上

この氏も右京神別巫部宿禰の條に云へるを見るべし

内田臣同上

内田は和名抄に、伊勢國安濃郡内田郷、字知多あり、この地名を負るにもやあらむ、此氏人ものにみえず、拾芥抄姓尸録部、姓名錄抄に内田臣とあるのみ、

阿刀連神饒速日命之後也

阿刀氏は左京神別に、阿刀宿禰あり、山城神別にも阿刀宿禰阿刀連あり、合せ考ふべ

物部韓國連伊香我色雄命之後也

韓國は三韓をさせり、加羅久爾と訓べし、天孫本紀に、十四世孫物部鹽古連、公葛野、韓國連等、祖弟物部金古連、公三島、韓國連等、祖とみゆ、葛野は和名抄、山城國葛野郡葛野(加度乃郷あり、攝津國島上志末乃加美島下、准上一郡あり、こは古事記に三島涅咋みえ、雄略紀に三島郡安閑紀に行幸三島、神名式、島下郡三島、鳴神社とある地なれば、正しく美志麻乃加美、美志麻乃志毛と訓むべし、さてこの十四世の世つぎは、饒速日命より六世孫伊香我色雄命までは上にみえたれば、其次より云ふべし、伊香我色雄命の子、大新河命の子、物部五十琴、宿禰連公の子、物部伊莖弗連公の子、物部目、大連公の子、物部荒山、連公の子、物部目、連公の子、鹽古、金古なり、饒速日命を加へて數ふれば、十四世にあたるなり、さて鹽古連の裔は山城に住て、葛野韓國連といひ、金古連は攝津に住て、三島、韓國連と云ひて二流に分れしが、此物部、韓國連は攝津神別なれば、三島、韓國連の流と聞えたり、和泉神別に、韓國連、采女、臣同祖武烈天皇、御世被遣、韓國復命之日、賜姓韓國連と云へるにて、韓國に使せる功業によりて、氏の名に負し、事明らかなり、また韓國に遣されし人名は、姓氏錄にみえざれども、上にのせたる鹽古連の父祖に

てありける事、桓武紀に、延暦九年十一月壬申、外從五位下韓國、連源等言、己等是物部、大連等之苗裔也、夫物部、連等各、因居地行事、別爲百八十氏、是以源等先祖鹽兒、以父祖奉使國名、故以物部、連爲韓國、連然、則大連苗裔、是日本、舊民今號韓國、還似三韓之新來、至於唱導、每驚人聽、因地賜姓、古今、通典、伏望改韓國二字、蒙賜高原、連、連字一本に據て補ふ、依請許之、ごあり、此時に至りては祖先の功業をわすれて、韓國の名を忘たりとみゆ、あさましき事ごもなり、日本後紀廿二卷(三丁)に高原連源と云、るは即この人なり、高原は河内和泉などの地なるへし、和名抄、伊賀、山田、郡、加賀、江沼郡、安藝、高宮、郡に竹原、郷あり、肥後、山本、郡に高原郷あれと、それにはあらじ、この氏人は、文武紀、三年五月丁丑、外從五位下韓國、連廣足、藤原武智麻呂家傳にも此名みゆ、正倉院文書、天平十七年四月、從七位上行刑部少錄韓國、連大村、また寶龜三年三月卅日、韓國、形見、桓武紀、(延暦八年正月己巳)物部、韓國、連直成、また貞觀七年十月十五日、近江愛智郡大國郷壘田賣券、辛國、連河太、磨などなり、神名式、河内、國志紀、郡、辛國神社あるは此に由ある歟、拾芥抄、姓氏錄、姓名錄抄に物部韓國連と見えたり、

矢田部造同上

この氏、左京神別矢田部連の條に云へり、

佐夜部首同上

佐夜部は、續紀(養老六年二月)に、遠江國佐益郡、和名抄、遠江國佐野郡、民部式に佐夜、またさやの中山など云る地名を負る氏なるべし、然思ふ故は、天孫本紀に伊香色雄命の子、十市根命の子に物部、印岐美、連公あり、志紀縣主、遠江國造、久努、直、佐夜、直等祖ごみゆ、遠江は國造本紀に、遠淡海國造、志賀高穴穗、朝、以物部、連祖、伊香色雄命、兒、印岐美命、定賜國造、兒の字は孫ごあるべきなり、久努は、同書に久努、國造ありて、伊香色雄命、孫、印幡、足尼ごありて、抄に遠江、山名、郡、久努郷ごある地なれば、由ある事云までもなく、又十市根連の兄、大新河、命の子、物部、大小木、連の下にも、佐夜部、直、久努、直等祖ごあるにて、ます、佐夜部、直、直は首の誤りにや、いつれかあやまれるなるべし、の遠江に出し事を辨ふべし、さて遠江より攝津國に遷り住ける故、抄に攝津國、西成郡、讚揚郷ご云地名もあなるべし、氏人は、仁明紀、承和六年十月丁卯、攝津國、人、直講博士、從六位下、佐夜部、首、款主、賜姓、善友、朝臣、編附、左京四條二坊、除目、大成抄、長德二年、因幡權掾、佐野、首、貞道ごみえたるのみ、拾芥抄、姓氏錄部、また姓名錄抄に佐夜部首ご記されたり、

小山連高魂命子櫛玉命之後也

この氏は、左京神別に出てそこに云へり、
多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也、

多米氏は、右京神別多米宿禰に委しく云り、合せみるべし、神名式、攝津國住吉郡多米神社あるは、此に住る氏人の祖神なるべし、

犬養同神十九世孫、田根連之後也、

犬養は職號を氏に負しものなること、已に左京神別縣犬養宿禰の條に云へり、田根連は考なし、此、氏は孝德紀に、犬養五十君とあるを、天武紀に犬養連五十君とあれば、後に連をたまへるなるべし、文武紀三年三月甲子、河内國錦部郡人犬養廣麻呂、元正紀、靈龜元年八月癸亥、備中國淺口郡犬養部、鷹手、昔配飛鳥寺鹽燒戶、誤入賤例、至是遂訴、免之、仁明紀、承和十年三月丁酉、上野國新田郡、人勳七等犬養子羊弟眞虎等二人、賜姓丈部、臣とある丈部は、大部の誤なるべし、縣犬養宿禰の氏人罪ありて大部となりしこと、續紀卅一(二十六葉)にみえたるもの合せ考ふべし、

目色部眞時、同神十二世孫、大足尼命之後也、

目色部眞時を、訂正本にマシコベノマトキとよめるさもあるべし、されど此姓他に證例なければ其義も知りかたし、色を一本に包とあり、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄

抄にも目包部眞時とありて傍訓もなし、大足尼命も考ふべきたつきなし、足を一本に見と作り、

委文連、角凝魂命男伊佐布魂命之後也、

この氏は、大和神別倭文宿禰の條に云へり、角凝魂命は右京神別鳥取部連の條に見ゆ、伊佐布魂命は、下なる額田部宿禰の條に、五十狹經魂命とみえたり、

竹原同上、

竹原と云ふ地名のことは、物部、韓國、連の條にも云へり、タカハラと訓むべきにや、いづれの地名を負へるにか今考へ得ず、

額田部宿禰、同神男五十狹經魂命之後也、

額田部額田部宿禰、同祖明日名田命之後也、

この氏は、左京の神別額田部湯坐連、額田部額田部宿禰ありて、其條に云へるを合せみて知るべし、

**服部連、熯之速日命十二世孫、麻羅宿禰之後也、允恭天皇御
世任、織部司、摠領諸國織部、因號服部連、**

この氏は、大和神別服部連の條にみえて、そこに云へり、古事記(神代卷)於是伊邪那岐

命拔所佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頭、爾著其御刀、前之血云々、次著御刀、本血、亦走就湯津石村所成神名、豐速日神、次樋速日神とある同神にや、十二世孫麻羅宿禰他書に見あたらす、踰部大炊の條に、天三穗命八世孫意富麻羅と云はあれど、同人とも決めがたし、允恭天皇御世に、織部司を任されし事古書にみえず、職員令に織部司といふあるは、この織部司によりて設けられし職名なるへし、總領諸國、織部といへるもて思ふに、天下に數多の織部を置れしものと見ゆ、和名抄大和國山邊郡、攝津國島上郡、伊賀國阿拜郡、伊勢國奄藝郡、參河國八名郡、因幡國法美郡、備前國邑久郡、備中賀夜郡、郡ともに服部、郷あり、備後國品治郡、美濃安八郡に服織郷あるは、古へ織部の居し處なるべし、

天孫
津守宿禰尾張宿禰同祖、火明命八世孫大御日足尼之後也、

津守の津は攝津國を云ふなり、津守とはもと攝津住吉の津を守る由の官名なるが、後に姓となりしなり、其は神功卷に、於是從軍神表筒男中筒男底筒男三神誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立津守連之祖田袋見宿禰啓于皇后曰、神欲居之地必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之主、また皇后之船廻於海中以不能進更還

務古水門而卜之、於是云々、亦表筒男中筒男底筒男三神誨之曰、吾和魂宜居、大津淳名倉之長峽、使因看往來船、於是隨神教以鎮坐焉、則平得度海と見えたれば、田袋見宿禰を此時に住吉の和魂神の神主と爲たまひ、その後また兼て津を守らしめたまひし故に、津守連とは負るなるべし、其は古事記(仁德段)に、定墨江之津などある時の事にもやあらむ、文明十八年に記せる回國雜記に、津國なこの浦の事を、そのなこの浦に難波津を守れる人の住しに依て、其浦を津守浦といひ、又其子孫の氏によひて津守氏ありとかや、今はなこの浦の處もさたかに知れる人なしとなむ、など云ふことも見えたり、火明命は、左京神別尾張宿禰尾張連の條を見るべし、八世孫は、天火明命の兒天香語山命の子、天村雲命の子、天忍人命の子、天戶目命の子、建斗米命の子、建田背命の子、建諸隅命の子、倭得玉彦命、亦云市、大稻日命とみえし市、大稻日命、即この大御日足尼にあたり、今思ふに市大は、日本紀に、大市長岡岬とある地を倒置しに、はあらざるか、然らば大市の稻日命にて、オホイチハオホシとも通へば、大市、稻日命をオホシ御日足尼とも申せしなるべし、さて津守の氏を負るは、上にも云る如く、田袋見宿禰を始なるべきを、大御日足尼之後と云るは、田袋見の系は此人に出たる故に、かく云るならむ、欽明紀に、四年冬十一月甲午、遣津守連、詔百濟曰、云々(津守連の名

此に欠たるを、同五年の注に、百濟本紀云、津守、連已麻奴跪而語訛不正未詳とあり、皇極紀に、津守、連大海を高麗に使したまふ事みえ、齊明紀五年、遣大仙、下津守、連吉祥使於唐國とあり、天武紀十三年十二月己卯、津守、連賜姓曰宿禰、續紀卅五(十三)左に主神津守、宿禰國麻呂遣唐使たりし事みゆ、如此この氏人の唐國に使する事、其仕奉る住吉、大神の看往來船と詔へる神教の趣によれる深き故こそありつらめ、稱德紀、天平神護元年二月辛巳、從五位下津守、宿禰真前、光仁紀、寶龜元年三月丁卯、從六位下津守、宿禰夜須賣(寶龜九年十一月乙卯)主神津守、宿禰國麻呂、また同十一年三月己卯、從五位上津守、宿禰真常、また類聚符宣抄(天德三年四月)鎮守府軍曹正六位上津守、宿禰茂連、同(十一月)攝津國住吉郡大領津守、貫茂とありて、此氏人なる田袋見宿禰の裔は、其系圖を考ふるに、國基、康平三年三月十五日補神主と見えたるを始め、世々住吉神社の神主たり、

六人部連、同神五世孫、建刀米命之後也、石作連、同神六世孫、武椀根命之後也、

六人部は、左京神別六人部、また山城神別六人部連に云へり、石作は左京神別石作連に云へり、

蝮部、同神十一世孫、蝮壬部犬手之後也、

蝮部は左京神別丹比宿禰の條にも云る如く、古事記(仁德段)に爲水齒別命之御名、代定蝮部とあるに起れる姓なり、さて上(大和神別)に蝮、壬部、首ありて、御産部の事に仕奉れるを思ふに、此なる蝮部は、もしくは御産部の氏にはあらざるか、十一世孫、蝮壬部、大手之後とあるにても然思はるればなり、氏人は萬葉集十八(天平勝寶二年正月五日)越前、礪波、郡主帳、多治比部、北里、また廿(天平勝寶七歲二月)相摸、國足下、郡上、丁丹比部、國人とあり、記傳に多治比に蝮を書る故は詳ならず、蝮は俗にマムシなり、或人俗にタチバミとも云ふといへり、然らば古は此虫をタチヒと云へるなるべし、タチバミはタヂヒバミならん歟、又ハミを切むればヒなりと云へり、

刑部首、同神十七世孫、屋主宿禰之後也、

刑部は左京、また右京の神別大炊刑部造の條に云へり、和名抄、攝津、國有馬郡忍壁、於之加倍郷は此氏の居りし地にや、十七世孫は、其次々詳かならねど、左京神別榎室、連の條に、十七世孫、吳足尼とあれば、屋主、宿禰その兄弟なるべし、此氏人ものにみえず、拾芥抄、姓尸錄部、刑部首あり、皇別にも同氏みえたり、

津守、火明命之後也、

津守は上に云へり、此に姓なきは宿禰姓は本宗にて、此は支流にや、火明命にかけて云へるは、氏の本を擧たるなり、氏は清和紀(貞觀十七年六月)に、右大臣家人津守宗麻呂、陽成紀(元慶七年二月)内藏寮舍人津守小吉などあり、

日下部阿多御手犬養同祖、火闌降命之後也、

日下部は神武紀に、河内國草香邑、また孔舍衛坂ともかけり、古事記(朝倉宮段)に、初大后坐日下之時、自日下之直越、道幸行河内、爾時云々、久佐加辨能許知能夜麻登云々、なとみえし地にて、後に和泉國になれり、神名式に和泉國大鳥郡日部神社、又兵部式に、和泉國日部驛、和名抄に、大鳥郡日部(久佐倍)とある是なり、久佐加倍と訓へし、(和名抄に久佐倍とあるは、加文字を脱せしならむ)、阿多御手犬養は一本に天字なし、左京神別に、阿多御手犬養、火闌降命六世孫薩摩若相樂後也とある是なり、その他ものにも

凡河内忌寸額田部湯坐連同祖、

凡河内は、於保之加布知と訓べし、古事記(御誓約條)に、天津日子根命者、凡川内國造、額田部湯坐連、云々等之祖也、神代紀上に、天津彦根命是凡川内直云々等祖也、天武紀下に、十二年九月丁未、凡川内直賜姓曰連、十四年六月甲午、凡川内連賜姓曰忌寸とあり、

額田部湯坐連は、左京神別に、天津彦根命子明立天御影命之後也とみえて、此氏の祖神の御子なれば、天御影命にかけて同祖と云り、氏は雄略紀に、凡河内直香賜、香賜此云舸拖夫、安閑紀に、大河内直味張、更名里樓推古紀に、大河内直糠手、舒明紀に、大河内直矢伏、文武紀、慶雲四年十月壬午、攝津國造從七位上凡河内忌寸石麻呂、仁明紀に、天長十年二月甲戌、攝津國人散位從六位上凡河内忌寸紀主、兄留省從八位上凡河内忌寸紀麻呂、弟留省大初位下凡河内忌寸福長等三人、賜清内宿禰といへり、この清内は河内の縁語にて、かく賜へるなるべし、陽成紀、元慶七年六月十日甲辰、從五位下行丹波介清内、宿禰雄行卒、雄行河内國志紀郡人也、本姓凡河内忌寸、後賜清内宿禰姓、此文のさし次に、昔者唐人金信成、袁晉卿二人、歸化本朝、云々とあるによりて、蕃別の河内忌寸ならんと云ふ説も聞ゆれど、彼は河内忌寸にて、凡河内忌寸とは云はざるなり、また仁明紀に、承和六年正月庚申、外從五位下清内、宿禰御國老、また同十四年二月丁丑、外從五位下清内、宿禰園繼などみえたり、

國造天津彦根命、天戸間見命之後也、

國造は、上文に凡河内忌寸あるをうけて、凡河内國造なるを、文を省きて國造とのみかけるものなるべし、天戸間見命は、舊事紀天神本紀に、天斗麻彌命、額田部湯坐連等

祖とあるのみ、凡河内、國造は、上に引る古事記にもみえて、天津彦根命の裔なる事著く、國造本紀にも、凡河内、國造、榎原、朝御世、以彦巳曾保理命、爲凡河内、國造とあるにて知るべし、さて其國造と云ふべきを、國名を省きて國造とのみ云る例は、續紀六(十一丁)に美乃國方縣郡少領國造雄万、同紀卅一(十三右)に因幡國高草采女國造淨成女、續後紀九(十丁)に美濃國席田郡人國造眞祖父、類聚三代格五に國造今足(こは額田國造を省けるなり)などあるをもて准へ知るべし、

山代直天御影命十一世孫山代根子之後也

山代は本書に代字なきを、今は日本紀に據て補へり、古事記に天津日子根命者、凡河内、國造、云々、山代、國造、云々等之祖也、とみえ、神代卷に天津彦根命、凡河内、直、山背、直等祖也とあり、天御影命は、凡河内忌寸の條に云り、記傳に古事記、書紀に天津日子根命は山代國造とも、山背直祖ともあるか如く、山直は代字の脱たるにやあらんと云るはさる事なり、山代根子は、此人山城に住て其地名を名に負しなるべし、神功紀、攝政元年二月、天照大神誨之曰、我之荒魂不可近皇居、當居御心、廣田國、即以山背根子之女葉山媛令祭とみえたるは此人なり、此氏人は山城神別山代忌寸の條に云へり、
士師連天穗日命十二世孫飯入根之後也

この姓は、右京神別士師宿禰の條に云へり、また天穗日命十二世孫は、左京神別出雲臣の條に云へるを見るべし、

凡河内忌寸同神十三世孫可美乾飯根命之後也

凡河内忌寸は、上にみえてそこに云へり、天穗日命は、天津彦根命と兄弟の神なり、兄弟の末に同氏を云へる例いと多し、誤れるものなるべし、

羽束天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命之後也

羽束は、和名抄、攝津國有馬郡羽束波都加之郷とある地名を負り、波都加之と訓べし、神名式、山城國乙訓郡羽束師坐高御產日神社(大月次新嘗)は此に由あるか、天佐鬼利命斯鬼乃命共に考へず、天武紀、十二年九月丁未、羽束造賜姓曰連とみえしは此氏にや、

地祇 大和連神知津彦命十一世孫御物足尼之後也

この氏は、大和神別大和宿禰の條に云へり、十一世孫御物足尼は、此の它ものに見えず、河内神別林宿禰の條に、室屋大連公男御物宿禰と云ふはあれと同名異人なり、
凡海連安曇宿禰同祖綿積命六世孫小栲梨命之後也

凡海連は、巳に右京神別凡海連の條にみゆ、安曇宿禰は右京神別に出てそこに云へり、綿積命は海犬養の條に、海神綿積命とあり、小栲梨命は考なし、いかによむべきにや、

阿曇犬養連海神大和多罪神三世孫穗己都久命之後也

阿曇は左京神別安曇宿禰の條に云り、犬養は職號なる事、縣犬養宿禰の條を見るべし、海犬養と云ふもあり、大和多罪は、大海津持の義なるべけれど、寫本には罪を羅とかけり、穗己都久命は、神名式伊豆國加茂郡多祁富許都久和氣命神社といふあり、似たる名にはあれど、同神とも決めかたし、内山真龍云、續紀天平十六年帝幸安曇江遊覽松林、取三島路行幸紫香樂宮とあるに由らは、安曇は菟原住吉邊にあるべし、式に住吉郡大海神社あるは由あるべし、諸國に海神社の多かる中に、當國のみ大海神社といひて、姓氏錄に、此姓の處にのみ大和多罪神とあるも由ありげなり、とみえ、細井貞雄が考に、大和多羅は大渡羅なり、師のいはれしは、海を和多と云は渡ると云ふ事なり、萬葉第一に、對馬の渡々中爾などよめるもて思へ、といはれき、羅は稱言なり、妹良野良詔羅のたぐひに同じ、穗己都久は、若くは穗のうへに浪字を脱せしなるべし、己都久は來着にて、浪穗來着てふ御號ならん、浪穗は浪秀ともかきうちよする浪の

立まよふさまを云へり、すへてももの、あらはれ出る事をさして穗といへり、海神の末に、山野の業なる犬養を職に負るは似つかぬ事ながら、山野の狩のことにたえなる人にて、此職を負りとすべし、といへれど、諸ひかたし、此氏人國史にみえず、拾芥抄にもこの氏なしといへり、

物忌直推根津彦命九世孫矢代宿禰之後也

物忌は神を祭るに齋戒する由にて、職號を氏に負るなり、毛乃伊美と訓へし、推根津彦命は、大和神別大和宿禰の條にみえて、其所に云り、矢代宿禰ものに見あたらす、この物忌直といふを負る由は、崇神紀七年八月神教にて、大田々根子命に大物主大神を祭る神主たらしめ、市磯長尾市をして倭大國魂神の神主とせば、天下太平ならんと云るによりて、以長尾市爲祭倭大國魂神之主とみえ、垂仁天皇廿六年の事として云る一傳に、命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣と云るは、即推根津彦の子孫にして、大倭神社に仕奉れるなり、故續紀和銅六年二月にも、以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上令主神祭とあるが如く、其族人のうちに殊に物忌して仕奉れるものを物忌直といひしなるべし、

鳴部祝賀茂朝臣同祖大國主神之後也

鴨部祝は、賀茂神に仕ふる氏人にて、祝の職號を氏に負ふなり、鴨部は加毛倍にて、祝は波布利と訓べし、其職の事は、欽明紀に、天皇命神祇伯敬受策於神祇、祝者迺託神語報云々とみえし、漸大古の趣の端を云るなる、舊神社に奉齋祀義は其氏、上の人齋祀を司る事ながら、旦夕に親く奉祀ものは祝なり、此賀茂氏にていは、大國主神を氏の神となし、氏人の限り奉祀れども、氏上より部曲に至るまで、朝廷に奉仕の職業あれば、身を齋祀に任ねがたきもて、部曲より其職を任ねしもの、まれくに残れるなり、故某氏祝といへり、かゝるけちめある事をは思はで、祝をも姓の類なりといへるもありき、賀茂朝臣は大和神別の其條に、奉齋賀茂神社と云ふ事あり、大三輪鎮座次第に、葛城賀茂神社、八重事代主命也、云々、瑞籬宮、御宇天皇御世、大田々根子命、孫大賀茂祇命、承勅立社於葛城、邑賀茂、地奉齋事代主命、仍賜賀茂君氏、これ此時始て事代主神社を建たるなり、この社は、神名式、大和國葛上郡鴨部味波八重事代主命、神社二座並名神大、月次、相嘗、新嘗とある神にて、鴨部祝は之に仕ふる祝の職なり、鴨部とは其言の義を推本るときは、神部なり、大鴨積命(前に大賀茂祇命とあり)の弟大友主命、その弟田々彦命(この田々彦は大田々禰古の名を襲へるなり)此命磯城瑞籬、朝御世、賜神部直、大神部直、姓とみゆ、神部直は鴨部直にして、大神部直は大鴨部直なれば、

我孫大己貴命孫天八現津彦命之後也

すへて甘茂君に屬る部の姓と聞ゆ、和名抄、伯耆國會見郡、讚岐國阿野郡、寒川郡、伊豫國越智郡、土佐國土佐郡、いづれも鴨部郷あるは此に由縁あるべし、因みに云、黒川春村云、賀茂と云名義のさたはいまだ曾て見もおよばず、按ふに、賀茂は神の轉呼歟、云云、古今集戀一なる、千はやふるかものやしろのゆふたすき、云々のうたを、願註密勸卷十一には、かみのやしろと載たるも、頗よしありて聞えたりかし、しかのみならず、山城國乙訓郡神川神社と神名帳に見ゆるも、いま賀茂川村に鎮座り座すと聞えたれば、賀茂川原は神川なりけむ事思ふべし、(以上墨水鈔)また日本紀、歌解に、飯全都野利軻茂豆句志磨爾の注に、於神就島也、云々、高鴨八重事代主神とある鴨は、神なりとみえたるはいと宜しき心つきなり、云々、神名帳に、隱岐國周吉郡賀茂那備神社あり、(隱州祝聽合記に、鴨里に鎮座とみゆ)此賀茂那備は神並なるべし、此等をすべて思ふに、賀茂は神の轉訛ならん事さらに疑なかるべし、(碩鼠鬻筆)と云へり、

我孫は文字によりて云ふ時は、尊稱の如くにも聞ゆれど、職を以て氏に負るなり、延喜、内膳司式に、造、雜味鹽魚二十石六斗、和泉國網曳厨所造、云々、又凡山城河内攝津和泉等、國江網曳御厨所請、係丁江三十八人、網曳五十人、などみえたる網曳を云ふ、曳を比

伎比久比氣とも動くを氏には阿比許といへりともみえ書紀に依網君吾彦と云ふは、
依網の縁りにて、網曳と云る人名と聞えたり、天八現津彦命は、阿米乃夜安伎津毘古
乃命と訓べきにや、此人の事ものに見えず、また國史に氏人も載せず、さて我孫は網
曳にて、其職業なる故に、その人の住りし所は多く海濱江湖のほとりにありとおほ
しく、たま〜地名に負へるも、江湖に由れるぞ多からん、

神人、大國主命五世孫大田々根子命之後也、

神人は美和毘登と訓へし、三輪首の義なり、五世孫は古事記(崇神段)に、大物主大神の
子、櫛御方命子飯肩巢見命の子、建甕槌命の子、意富多々泥古にて四世なれど、此は大
物命神を加へて五世と云へるなるべし、この氏人は、文武紀(大寶二年七月乙亥美濃
國大野郡人神人太桓武紀)延暦四年正月癸亥攝津國能勢郡領外正六位上神人爲奈
麻呂、東大寺正倉院文書(備中國天平二年大稅負死亡人帳)窪屋郡美和郷菅生里美和
首廣床神首伯神人部赤猪、又(天平十二年遠江國濱名郡租帳)神人小星神人乎引佐、神
人牟志麻呂神人三馬などみえ、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に神人とみえたり、

神直同上、

一本に直を人とあるは非なり、此氏人は經國集廿卷(對策問のうち)に(大神直蟲麻呂

東大寺正倉院文書(山背國愛宕郡出雲郷神龜三年大稅帳)神直近志侶、また(天平十二
年遠江國濱名郡租帳)新居郷神直老神直黒金神直許等比、神直安麻呂みえ、文德紀(齊
衡元年十月癸酉侍醫外從五位下神直虎主、散位正七位下神直木並、大初位下神直己
井等、賜姓大神朝臣)とあり、清和紀(貞觀二年十二月廿九日甲戌從五位下行內藥正大
神朝臣虎主卒、虎主者右京人也、自言大三輪大田々根子之胤、虎主本姓神直、成名之後
賜姓大神朝臣、幼而俊辨、受學醫道、針藥之術、殆究其奧、承和二年爲左近衛醫師、遷侍醫、
十五年授外從五位下、兼參河掾、後遷兼備後掾、齊衡三年授從五位下、貞觀二年拜內藥
正、卒時年六十三、虎主性好戲謔、最爲滑稽、與人言談必以對事、嘗出自禁中、向作地黃煎
之處、途逢友人、問之向何處去、虎主答云、奉天皇命、向地黃處、此其類也、然處治多効、人皆
要引、療病之工、廣泉沒後、虎主繼塵、太收聲價焉、

新撰姓氏錄考證卷之十五終

新撰姓氏錄考證卷之十六

常陸 栗田 寛 著

河内國神別

起菅生朝臣盡等
編直六十三氏

天神菅生朝臣大^{ナカ}中^{ナカ}臣^ミ朝臣同祖津速魂命三世孫天兒屋根命之後也

菅原は和名鈔河内國丹比郡菅生須加布郷とある地名を負りしなりこの氏人は文武紀大寶二年三月戊寅正七位下菅生朝臣國杵元明紀和銅三年十一月辛卯從六位下菅生朝臣大麻呂また和銅七年正月甲子從六位上菅生朝臣國益聖武紀天平九年九月己亥正六位下菅生朝臣古麻呂廢帝紀天平寶字二年八月庚子正六位下菅生朝臣島足また天平寶字八年正月乙己正六位上菅生朝臣忍人桓武紀延曆八年正月己巳正六位上菅生朝臣忍日仁明紀承和元年正月己未外從五位下菅生朝臣氏刀自また同八年十一月丁巳无位菅生朝臣皆文德紀嘉祥三年九月壬午神琴師正六位上菅生朝臣末繼などあり神名式河内國丹比郡菅生神社大月次新嘗今丹南郡菅生村に

あり貞觀元年正月廿七日甲申從五位下菅生神從五位上とあるを思ふに其氏人の此に住て祭れるものなるべしこの它同郡に酒屋神社は中臣酒屋連に狹山神社は臣狹山命によしあるをも思ふべし

中臣連同神十四世孫雷大臣命之後也

中臣の事は左京神別大中臣の條に云へり十四世孫は津速魂命よりの數なり次々に云れど中臣志斐連の條に云へるをも合せ考ふべし

中臣酒屋連同神十九世孫真人連公之後也

酒屋は神名式河内國丹比郡酒屋神社ありこれによりて佐加也と訓べし中臣氏の酒を造る事神樂歌にみえたり酒屋連もそれによれるならん真人連公はこのほかに見えす

村山連中臣連同祖

村山は地名なるべけれどいづれの國なるにや詳らかに知りがたし和名抄出羽國村山郡村山郷あり最上郡にも筑後國下妻郡にも村山郷あり神名式丹波國桑田郡村山神社伊豫國宇摩郡村山神社此に由ある歟

中臣高良比連津速魂命十三世孫巨狹山命之後也

高良比は地名にや詳かならず巨狹山は臣狹山の誤なれば訂すべし二所大神宮例文に大神宮大宮に高良比連千上とみえしは此氏人なるべし

平岡連同神十四世孫鯛身臣之後也

平岡は和名鈔に河内國讚良郡枚岡比良乎加郷ありこの地名を氏に負るなり鯛身臣は攝津神別中臣東連の條に鯛身命とある同人なるべし神名式河内國河内郡枚岡神社四座並名神大月次相管新嘗とあるこの御社始めは天兒屋根命と其の比賣神を祭れるにて後に武御雷神經津主命二神を合せて春日の神社と同じく四座として祭られしなるが實は中臣氏の祖神にます天兒屋根命と其ひめ神とを祭れる處なり

川跨連同神九世孫梨富命之後也

川跨は和名抄河内國若江郡川俣郷とある地を負るなれば加波末多と訓べし梨富は中臣系圖に梨迹臣命とあり帝王編年記に引ける古老傳に伊香刀美與天女弟女共爲室家居於此遂生男女男二女二兄名惠美志留弟名那志等美女名伊是理比咩次名奈是理比賣此伊香連等之先祖是也とみえたり那志等美は梨富命なり神名式河内國若江郡川俣神社今川俣村にありこの川跨連の祖神にやあらん

中臣連、天兒屋根命之後也、
中臣、中臣高良比連同祖、

この氏は、左京神別大中臣朝臣と、上にみえし、中臣高良比連の條を合せ見るべし、
弓削宿禰、天高御魂乃命孫天毘和志可氣流夜命之後也、

この氏は、左京神別にありて已に云へり天毘和志可氣流夜命は、天日鷲翔矢命とあり、

玉祖宿禰同祖十三世孫、建荒木命之後也、

この氏は、右京神別に出たり、建荒木命を大荒木命と作り、かしこに云るを合せ見るべし、

林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男御物宿禰之後也、

林は、和名抄、河内國志紀郡拜志郷によれる氏なり、波也之と訓べし、大伴宿禰は、左京神別にみえたり、室屋大連男御物宿禰は、並に同神別佐伯宿禰の條にありてそこに云り、孝謙紀神護景雲三年二月乙丑、外從五位下林連佐比物廣山、賜姓宿禰、元年七月庚戌に、雜物とあるも同じ、仁明紀承和二年十月癸巳、河内人散位正六位上林連馬主、賜姓伴宿禰、又改本居貫附右京、とみえ、此氏人は、孝謙紀寶字六年正月壬子、正六位上

林連久麻、稱德紀神護景雲元年七月庚戌、從五位下林連雜物、上に佐比物とあると同
人なり、桓武紀延暦四年六月辛巳、正六位上林連浦海、平城紀大同元年三月辛巳、勅叙
林宿禰稻麻呂、外從五位下、また大同三年正月丁未、從五位下林宿禰佐婆、などあるの
み、神名式河内國志紀郡伴林氏神社、(鐵鞆)今林村にありて高皇產靈尊、天押日尊を祭
るといふは、さもあるべし、三代實錄貞觀九年二月廿六日丙申、志紀郡林氏神、預官社
とみゆ、即この氏神なり、

家内連、高魂命五世孫天忍日命之後也、

家内は地名なるべけれど未だ考へず、天忍日命は、左京神別大伴宿禰の條にみゆ、こ
の氏史にはみえず、拾芥抄姓戶錄部また姓名錄抄に、家内連とあり、

佐伯首、天押日命十一世孫、大伴室屋大連公之後也、

佐伯氏は、左京神別佐伯宿禰に云へり、佐伯首姓ものにみえず、拾芥抄にも、姓名錄抄
にも、のせず、清和紀貞觀十五年十二月、河内國正六位上天押日命、神從五位下、この社、
今石川郡大ヶ塚村にあり、とみえたるは、家内佐伯などの氏人の此に住るが祀れる
ものなるべし、

葛木直、高魂命五世孫、劔根命之後也、

役直高御魂命孫天神立命之後也

この氏の事は、大和神別葛木忌寸の條に云へり、
役は衣と訓べし、職號の名をされるなり、仁明紀、承和十年正月丙申、左京人位子從八
位、下役、連豐足等二人、賜姓弘村連、繼向、日代、宮、役民之長、鳥之枝別也、故、以、役爲、氏焉、と
あるによりて、役民之長を仕奉りしによりて、氏に負る事明けらし、此に直姓なれば、
弘仁以後に連姓を賜へりともみゆ、氏人ものにみえたる事なし、天神立命の神を一本
に押とあり、天神本紀によるに、天神立命、山代、久我直等祖にて、高皇產靈尊の御子な
り、天忍立命、繼向、神主等祖にて、振魂尊の子なり、されば本文孫とあるをたすけて云
は、天、押立命に作れるがよかるべし、

恩智神主高魂命兒伊久魂命之後也

恩智は、神名式に、河内、國高安郡、恩智神社、今恩智恩智山といふにありて、天兒屋根命
五世孫、大御食津臣命を祀ると云ふ、とある是なり、於牟智と訓むべし、氏人は、孝謙紀
（神護景雲二年十一月壬申）美作、掾正六位上恩智神主廣人ともみえしのみなり、清和紀
三に、恩智貞吉とあるは、部曲の氏人にもやあらん、拾芥抄姓尸錄部に、恩智神主とあ
り、

委文宿禰角凝魂命之後也

この氏は、大和神別にありて、巳に云へり、攝津神別には、角凝魂命、男伊佐布魂命之後
也とあり、

美努連同神三世孫天湯川田奈命之後也

美努は、古事記（崇神段）に、河内之美努村、神名式に、河内、國若江郡、御野、縣主、神社二座、今
上島御野郷辻村と云にあり、とある地是なり、美奴と訓べし、天湯川田奈命は、左京神
別鳥取部、連の條に、天湯河術命とあり、其所に云り、始めは三野、縣主なりしを、連姓に
なされしなり、清寧紀に、河内、三野、縣主小根あり、天武紀十三年正月庚子、三野、縣主、賜
姓曰、連、光仁紀、寶龜元年四月癸卯、外從五位下美努、連財刀自、賜姓宿禰、未經歲月、復本
姓仁明、紀、承和十二年九月庚午、筑前、國宗形、郡人從八位難波部主足、改本姓、賜美努、宿
禰貫、河内、國若江郡、また陽成紀、元慶三年閏十月四日庚寅、河内、國若江郡、人外從五位
下行直講美努、連清名、男三人、女一人、居貫左京三條、とみえ、氏人は、文武紀（慶雲二年十
二月癸酉）從六位下美努、連淨麻呂、元正紀（靈龜二年正月壬午）授正六位美努、連岡麻呂
從五位下、この岡麻呂の銅版の墓誌を、明治五年大和、國平群郡、萩原、村民萩原忠平と
いふもの、村内の字龍王といへる地に穿得たり、其れは美努、岡萬、連墓誌とありて、

我祖美努岡萬連飛鳥淨御原天皇御世甲申年正月十六日勅賜連姓藤原宮御宇大行
 天皇御世大寶元年歲次辛丑五月使乎唐國平城宮治天下大行天皇御世靈龜元年歲
 次丙辰正月五日授從五位下任主殿寮頭神龜五年歲次戊辰十月廿日卒春秋六十有
 七其爲人小心事帝移孝爲忠々簡帝心能秀臣下成功廣業照一代之高榮揚名顯親遺
 千歲之長跡令聞難盡餘慶無窮仍作斯文納置中墓天平二年歲次庚午十月二日とみ
 えたり是にて考ふるに靈龜二年從五位下に叙されしは元年の誤りにや史と合は
 ず稱德紀神護景雲元年二月甲申外從五位下美努連與麻呂また同三年十一月丙寅
 外從五位下美努連知麻呂東大寺文書天平寶字六年造寺司主典彌努連與麻呂桓武
 紀延曆二年二月壬子從五位下美努宿禰宅良類聚國史職官部四長四年正月甲辰
 正六位上美努宿禰清貞また西宮記應和四年四月廿一日右少志美努定信除目大成
 抄康平六年和泉目正六位上美努宿禰信重また永久四年伊勢少掾正六位上御野宿
 禰國次とありさて上にのせたる御野御縣神社また大縣郡天湯川田神社宿奈川田
 神社共に此氏人の祖神と齋き祭れる神なるべし
鳥取同神三世孫天湯河桁命之後也
 この氏左京神別鳥取部連に云るを見るべし

多米連神魂命兒天石都倭居命之後也

この氏は左京神別多米連の下に云へり

城原同神五世孫大廣目命之後也

城原は地名なるべし景行紀に天皇遂幸筑紫到豐國長峽縣云々天皇更返城原と云
 るは豊後國とおぼしければこの地名を負へるにやいづれの地にや決めがたし幾
 波良と訓へし拾芥抄姓尸錄部に城原連とあり此も連の字を脱せるならん類聚國
 史弘仁十四年十一月庚午正六位上城原連繼直とあるのみなり

紀直神魂命五世孫天道根命之後也

紀は木國にて後にいはゆる紀伊なり和名抄に南海紀伊とある是なり舊事紀國造
 本紀に紀伊國造檀原朝御世神皇產靈命五世孫天道根命定賜國造また同紀の首に
 以天道根命爲紀伊國造即紀伊河瀬直祖とあり其國造の家譜に第一天道根命日前
 國懸兩大神宮天降坐之時天道根命爲從臣仕始即嚴奉崇之神武天皇託二種之神
 寶於天道根命令齋祭焉天道根命奉戴二種之神寶到于紀伊國名草郡毛見郷則奉安
 處于千琴浦天皇東征之時依兩大神德日新而群虜被殺之爲其賞天皇以當國賜于天
 道根命初自補于國造職奉仕于兩大神とみえたる神武の御世に天道根命の國造と

なりし事は古書に合ひて實を得たり、二種の神寶を戴きて云々といへるは誤傳にて、實は崇神天皇の五十一年豊鋤入姫命の大神の御靈代を戴き奉りし時の事なるべし、神魂命五世孫とある次々詳かならず、和泉神別の條に、紀直神魂命子、御氣持命後也と見えれば、御食持は天道根命の四世の祖なり、御氣は御木にして、須佐之男命を櫛御氣野神、家津美御子神など稱へたる同意の名なり、持は司り領する意にて、五十猛神、大屋津姫神、爪津姫神の鎮ます、御木の國を治めたまふ意の名なるべし、御木御は美稱にて、即木國なり、古語拾遺に、伐木忌部所居曰御木とあるはこれと異なり、天道根命の道根は美稱、天神の裔なるを以て天と稱へるなり、これより其子孫皆紀、三神を始め、國內の諸神に仕へて國政を行ふ、崇神天皇の御世、天照大御神の御靈代、日前國縣、兩大神本國に鎮坐したまひてより、專兩宮に仕奉りき、此祖神代より世々名草縣にまし紀直と稱す、紀は木の借字、直は縣兄の義にして、縣を約めて阿多といへる例あり、比禰の約め幣なり、その地を宰る人をいふ尊稱にて、即姓となれるなるべし、故に其裔皆紀直といふ命といひ彦といひ刀禰といひ戸畔といふは皆其美稱なり、神武天皇東征の時、名草戸畔其國を守りて、皇命に従はず、天皇これを誅したまふ、後大和國橿原に皇居を建て、功臣に賞を行ひ賜ひ、次に近國の宰を置たまふ

時、天道根命を以て紀國造としたまへり、然れば名草戸畔は御氣持命より天道根命に至る中間二代の其一代なるべし、天皇名草戸畔を誅したまへども、其家御氣持命より以來世々紀國造とは定めたまへるなり、第二、比古麻命、天道根命男、姓氏錄、右京大家、首天道尼乃命孫、比古麻夜真止乃命之後也とある、比古麻は此人なるべし、然らば比古麻命は天道根命の孫にして男にはあらず、家譜、比古麻命の上、一世を脱せるならむか、按するに、舊事紀天孫本紀に、紀伊國造智名曾といふ人あり、孝昭、孝安二帝の御世の人なり、國造本紀に、石見國造瑞籬朝御世紀伊國造同祖、蔭佐奈朝命、兒大屋古命、定賜國造とあり、大屋古命、崇神天皇の御代の人なれば、蔭佐奈朝命は知奈曾の子か、孫なるべし、第三、鬼刀禰命、比古麻命男、按するに、古事記、崇神天皇の段に、此天皇娶木國造名荒河戸辨之女、遠津年魚目々、微比賣とある、此荒河戸辨家譜に見えて、時代は合ひかたけれど、もしくは此人ならむか、那賀郡に荒河郷あり、此地に居住なごせしより、荒河戸辨の名は起りしならん、又荒河の東に麻生津莊あり、麻生津は遠津の轉訛にて、遠津年魚目の名も、其地によれるなるべし、家譜の鬼刀禰は、木刀禰にて、國名の木を以て號けたるなるべし、刀禰は刀辨と同意にて、木刀禰も木、荒川戸畔とも稱せるならむ、正史によりて時代を考ふるに、次の久志多麻命は、此鬼刀禰命の

亦名か、或鬼刀彌久志多麻命といふ名にて、久志多麻は美稱なるべし、第四久志多麻命(鬼刀彌命男又名目菅)第五大名草比古命(久志多麻命男)此代奉遷兩宮於今地云、按するに姓氏錄に曰、和泉高野、大名草彦命之後也、と見ゆるは此命なり、日前宮末社に中言社あり、名草彦命、名草姫命を祀るといふ、本國神名帳に、從四位上名草姫大神、從四位上名草比古神、とある是也、大名草比古命に三男子あり、宇遲比古、担彌都彌、稱比古の三人なり、宇遲比古は當家の一世なり下に見ゆ、丹生家譜に、最兄坐之宇遲比古命とあれば、宇遲比古は兄なるを以て家を嗣ぎしならむ、担彌都彌と稱比古の事、古書に出るものを考ふるに、姓氏錄に、和泉大村直紀、直同組、大名草彦命、兒担彌都彌命之後也、また右京大村直天道根命六世孫君積命之後也、肥前風土記に、昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此里有土蜘蛛三人、此人等造堡隱居、不肯降服、爾時遣陪從紀直等祖稱日子命以誅滅國造本紀曰、葛津立國造志賀高穴穗朝御世紀、直同祖、大名草彦命兒若彦命、定賜國造、按するに葛津は肥後國藤津郡中其地なり、景行天皇の御世、土蜘蛛を平けし功によりて、成務天皇の御世、藤津の國造に命せられしならむ、第六、宇遲比古命(大名草比古命男)按するに古事記に曰、比古布都押之信命娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣生子建內宿禰、また日本紀曰、景行天皇三年、屋主忍男武雄心

命娶紀直遠祖苑道彦之女影媛生武內宿禰と見ゆ、第七、舟本命(宇遲比古命男)第八、夜都賀志彦命(舟本命男)第九等與々美命(夜都賀志彦命男)按するに日本紀曰、神功皇后伐新羅之明年云々、皇后問紀直豐耳曰、是怪何由矣、云々とある豐耳は即此人なり、伊都郡天野庄丹生家譜曰、次最兄坐之宇遲比古命、別豐耳命娶國主神女兒阿牟田戶自生兒小牟久君、我兒等紀伊國伊都郡丹生真人乃大丹生直丹生祝丹生相見神奴等三姓始云々、按するに、宇遲比古は豐耳の曾祖父なり、父を擧ずして曾祖父を擧しは不審といふべし、或は疑ふ國造家譜の舟本夜都賀志彦は、豐耳を稱へたる詞の二代の如くみられたるにはあらしかざるは舟は丹の古體にて、丹本は丹生の通語、夜は屋の借字、都賀志は嗣を延て體言にいへる詞なれば、丹生屋嗣彦豐耳命にて、丹生の家系は此命より起れる稱辭と見ればよくかなひて聞ゆ、ありて丹生氏は豐耳命の後なり、故に國造家と近き親族なり、古代國造讓補記に、丹生社奉幣の事見え、又丹生の神輿、玉津島神祭の翌日、草宮に入坐せる事なり、草宮は國造の祖先を祀れる宮なり、天正の亂に國造忠雄伊都郡天野に通れ、慶長の頃丹生峯雄忠光の後也となしたるも、皆此縁によれるなり、第十、豐布流等與美々命男始賜大直、按するに書紀に、紀直豐耳とあれば、直の姓は豐布流より先に稱せり、第十一、鹽籠第十二、彌賀志富第十三、

忍シノブ以上父子相繼ケリ第十四國見ミ忍弟第十五麻佐手忍男第十六國勝クニノリ國見男第十七忍勝シノブ麻佐手男按するに日本紀敏達天皇十二年詔曰日羅賢而有勇故朕欲與此人相計乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽鳥喚於百濟云々とある押勝は此人なり第十八大海オホウミ國勝孫第十九忍穗シノホ忍勝子第二十牟婁ムロ第二十一石牟シホ牟婁弟第二十二直祖ナカノ續紀ノに神龜元年十月壬寅紀伊國名草郡大領紀直摩祖爲國造とあるは此人にて直は眞の誤には非ぬか第二十三古麻呂コマロ牟婁子第二十四林直解任ノ古麻呂男○解任は誤字なるべし第二十五千島チシマ林直弟第廿六足國タラシ第廿七豐島トヨシマ千島弟建島男第廿八吉繼ヨシツグ第廿九豐トヨ摩祖弟豐九子第三十五百友イツトモ吉繼弟廣國子日本後紀に延曆九年五月紀直五百友爲紀伊國造第卅一國栖クニノ廣島男續紀に天平神護元年十月庚辰名草郡大領紀直國栖とあり第卅二豐成トヨナリ續後紀に承和六年九月辛丑紀伊國人直講正六位上名草直豐成少外記從六位上名草直安成等賜姓宿禰兼貫附右京四條四坊元右京人宗形橫根娶紀伊國人名草直弟日之女生男島守シマノリ養老五年冒母姓隸名草氏島守即豐成之祖父也とある豐成の事と聞ゆ第卅三高繼タカツグ豐成弟また嘉祥二年閏十二月庚午云々先是紀伊守從五位下伴宿禰龍男與國造紀宿禰高繼不愜於是不忍怒意輒發兵而捕高繼並黨與人等云々又高繼所進之國符偽國造紀宿禰高繼犯罪之替擬補紀宿禰

福雄者勅國造者非國司解却之色而輒解却之推量意況稍涉不臣宜停釐務任法勘奏第卅四弘淵ヒロフミ高繼弟第卅五機雄キヲ第卅六廣世ヒロヨ宗守男宗守者國井六世孫第三十七有守アリノリ第卅八奉世ホウセ號土前國造類聚符宣抄に天曆七年十二月廿八日官符に正六位上紀宿禰奉世云々伴人宜補紀伊國造外從五位下紀宿禰有守依病辭退之替者第卅九行義ユキノリ文煥男村上天皇御宇康保年中叔父美作守文利フミツネ淑光卿三男爲紀伊國司之時行義爲國務下向在國之間娶國造奉世之娘奉世无男子仍圓融院御時以天元年中讓補國造職於行義是當家之曩祖也とみえ國造家舊記に自天道根命至奉世世及繼序以爲國造職奉世無子以女婿行義爲嗣行義者武内宿禰之後紀長谷雄曾孫紀文煥子也當此時道根命之紀氏絶而爲武内之紀氏也第四十孝經コケイ行義男第四十一義孝ヨシタカ孝經男第四十二孝弘コウカウ義孝男第四十三孝長コウチカウ孝弘弟第四十四孝季コウキ孝長男第四十五經佐ノリサテ孝弘三男第四十六良守ヨシノリ第四十七良佐ヨシサテ第四十八良忠ヨシタカ良佐男第四十九良平ヨシヘイ良忠男第五十良宣ヨシノブ良忠弟第五十一宣俊ノブツネ第五十二宣宗ノブツネ第五十三宣保ノブタモ第五十四宣親ノブチカ第五十五淑文シホフミ第五十六淑氏シホノリ第五十七俊文ツネフミ第五十八親文チカフミ第五十九俊長ツネチカ第六十行文ユキノリ第六十一行長ユキチカ第六十二行孝ユキタカ第六十三親弘チカカウ以上父子相つり第六十四俊連ツネツグ行孝弟第六十五俊調ツネツグ俊連男第六十六光雄ミツヲ俊調弟第六十七忠雄タカヲ光雄男第六十八忠光タカミツ第六十九昌長ノボチカ第七十俊

弘第七十一、俊範第七十二、豐文第七十三、俊敬第七十四、慶俊(父子相つけり)第七十五、三冬(慶俊子なし)三冬を以て養子とし、女を以て之に妻す、第七十六尙長、三冬孫なり)とみえたり、天道根命の嫡家は國造の家にして、卅八代奉世に至りて男子なし、行義武内宿禰の紀氏を以て婿養子となり家を繼て、七十四代慶俊に至る、慶俊又男子なし、飛鳥井雅重卿の四男、三冬舊縁を以て婿養子となり家を繼ぐ、是に於て武内の系も亦絶えたり、仁明紀に、天長十年夏四月丙戌、紀伊國名草郡人正七位上湯直國立、同姓眞針國作等三人、賜姓紀、直とみえ、承和二年三月癸丑、右京人近江、少目從七位下伊蘇志臣廣成、大和國人正六位上同姓人麻呂、紀伊國人外正八位上紀直繼成等十三人、賜姓紀、宿禰冬十月乙亥、丹波國人右近衛醫師外從五位下大村直福吉及其同族並五人、賜姓紀、宿禰焉、武内宿禰之枝別也、福吉妙得療瘡之術、當時諸醫不得問然、天皇寵愛、毛賜宅居、遂據其口訣、撰治瘡記、同紀十三に、福善とかけりといへり、大村直は、姓氏錄に、大村直、天道根命六世孫、君積命之後也、とあれば紀宿禰と同氏なるを、武内宿禰之枝別といへるはいみじきひがことなり、清和紀に、貞觀五年九月十三日壬寅、紀伊國名草郡人内堅從八位下紀直貞吉改直賜宿禰姓、といへり、氏人は、嵯峨紀廿一の廿八左○弘仁二年閏十二月紀直祖刀自賣、また同紀直嗣宗、また仁明紀八の二右○承和

六年一月外從五位下紀、宿禰永成、また同十九三十一左○嘉祥二年閏十二月庚午、紀宿禰福雄、清和紀十五の二左○貞觀二年一月近衛醫師外從五位下紀、宿禰春生、などみえたり、其族に湯淺氏あり、平治の亂に、湯淺宗重ありて平清盛に屬せり、其子を宗光といふ、源實朝之に阿互河地を賜へり、故に阿瀬川氏と云へり、後醍醐帝の時阿瀬河、入道定佛楠正成に從て勤王せり、紀、神直、紀名草直、紀忌垣直、みな紀直の同祖なるべし、紀神直は、紀伊の國懸大神に仕ふる由にて、紀乃加三能直なるべし、光仁紀、寶龜八年三月壬戌、紀伊國名草郡人直乙麻呂等廿八人、賜姓紀、神直とみえしのみなり、紀名草直は、紀伊の名草郡奈久佐とあるによりて訓べし、これも日前、國懸神社ます郡なれば、その神に仕ふるもて名に負しとみゆ、光仁紀、寶龜八年三月壬戌、直、諸弟等二十三人、紀名草直とあり、紀忌垣直、これも同神に仕ふる氏人にて、忌垣は齋籬の義なれば、幾乃伊美加幾と訓べし、光仁紀、寶龜八年三月壬戌、直秋人等百九人、紀忌垣直とあり、丹生直、丹生は神名式、紀伊郡、郡丹生郡比女神社、名神大、月次、新嘗の鎮座地、丹生川上管川、藤代峯の近旁、赤土を生するを以て丹生、の名ありと云ふ、其地にます丹生郡

比女神に仕奉るを以て氏に負りしなり、爾布と訓べし、紀伊國造祖に菟道彦あり、其子を豐耳と云ひ、豐耳の子を小牟久といふ、是大丹生直、また丹生相見、また神奴三氏の祖なり、小牟久の子丹生麻呂、その子麻呂麻呂の子小佐非、麻布良の二人あり、麻布良姓丹生祝を賜ふ、小佐非の孫廣橋を丹生相見と稱する由、丹生祝氏文に見ゆ、その文めづらしければ此に擧て聊か注解を加ふべし、始祖天魂命、次高御魂命、(大伴氏祖)次血連魂命、(中臣氏祖)天安魂命、(門部連等祖)次神魂命、(紀伊氏祖)この天魂命は、紀記の古典にはみえず、舊事紀、また中臣系圖に別天、八十萬魂尊、また天、八百萬魂尊とみえて、天、御中主神より後に生ませる神と聞ゆ、血連魂命は、姓氏錄藤原朝臣の條に津速魂命、古語拾遺に、津速產靈神とみえたれば、血連は血速の誤なり、次安魂命は、姓氏錄門部連條に、牟須比命、兒安牟須比命とある同神なり、神魂命は、古語拾遺に、神皇產靈神(是紀直祖也)とあるに同じ、次取兄座之宇遲比古命、別豐耳命、この兄は古訓にオホコノカミとあり、宇遲比古は上に云る天、道根命五世の孫にあたり、この世次は紀直の條にて見るべし、別とはすべて祖先よりわかれて始祖たる由の辭なり、其證は、神代本紀に、二代別天、八下尊、三代別天、三降尊、四代別天、合尊、五代別天、八百日尊、六代別天、八十萬魂尊、七代別高皇產靈尊、なども准へて知るべし、系圖によるに、豐

耳は宇遲比古三世の孫なり、娶國主神、女兒阿牟田刀自生兒小牟久、君我兒等、紀伊國伊都郡、丹生真人乃大丹生直、丹生相見、神奴等三姓、始丹生都比賣乃大御神、高野大御神、及百餘大御神等、令奉仕神奴了、この國主は上の吉野國栖の條にも云る如く、一區域の地を領ける長を云ふ事にて國栖と云ふ同じ、阿牟田刀自は、祝詞の文に、奄田村とある地名を名に負りしにて、今慈尊院村の古名なりとぞ、刀自は婦人の家事を執る者をいふ、阿牟田刀自は、書紀にいはゆる天野、祝の子と聞ゆ、其腹に小牟久君生れしが是ぞ伊都郡に住むなる大丹生直、丹生相見、神奴三氏の祖にて、丹生高野及百餘の大神に仕ふる氏人なり、小牟久首我兒、丹生麻呂首、次兒麻布良首、丹生祝、姓賜この小牟久の子二人ありし、其第二子に丹生祝を賜へり、即子安麻呂始自豐耳、至安麻呂十四世、この麻布良の子安麻呂は、豐耳命より十四世の裔孫と云り、安麻呂兒、丹生祝、伊賀豆之子孫、石床石垣、石清水當川、教守速總、身麻呂、乙國諸國、友麻呂、古公、この安麻呂か子にて、丹生祝なりし、伊賀豆の子孫數多あり、小牟久兒、丹生麻呂、娶佐夜造乙女古刀自生兒、小佐非直我子孫、麻呂廣橋、丹生相見、この文疑しけれど、小牟久が佐夜造の女古刀自に娶て、其腹に小佐非直をうめりしが、小佐非の子孫に麻呂と廣橋ありて、廣橋は丹生相見と云ふ氏になれりとの事なるべし、宇胡間、大津、古佐布、秋麻呂

志賀上長谷屋主こはなほ上に云るほかにも、宇胡閉以下七人ばかりの子ありとなり、美麻貴、天皇御世、天道根命、國主御神、其子座之大阿牟田首並二柱、進物、紀伊國黒犬一伴、阿波運國三原郡白犬一伴、こは崇神天皇の御世に、天道根命の奇豊耳が、國主神の女に娶て生る其子、大阿牟太首が、丹生都比賣、天野、大神の二柱に進りし物は、黒犬白犬なり、品田、天皇奉寄山地、四至、東限、丹生川上、西限、應神山、星川、神勾、南限、阿帝川、南横峯、北限、吉野川、御犬、口代奉飯地、美乃國、美津乃加志波、波麻由布、飯盛器止寄給支、この品田、天皇云々は、天皇の御世、伴の四至の地を寄して御犬、口代に供ふる飯地とし、美濃國の三角、柏瀆、木綿を御飯盛器に寄奉り、又此乃伴、犬甘藏吉人、三野國在牟毛津止云人乃兒犬黒比止云人、此人等乎奉寄、この時、犬甘藏吉人と、三野の牟毛津氏の兒、犬黒比と云人を、二人、犬甘に寄し奉りき、此人等者、令今丹生人止云、姓賜奉別、この人等には、丹生人と云姓を賜ひ、上の丹生、直とは別族なる故、殊に此姓の始祖として別奉りきと云ふ意なるべし、犬黒比止云者、彼御犬二伴率引、弓笑、手取持、大御神坐、阿帝川、乃下長谷川、原、犬甘乃明神止云、名得、石神止成、在、今、この犬黒比と云人、かの黒白の犬を率て、弓矢を持て、丹生の神の坐す阿帝川の下長谷川原に、犬甘明神とて石神となりてますと云なり、今長谷川の傍に、立石といふありて、其傍に、犬飼石

あり、彼兒花、自十三祖時、于今大贊人止、仕奉、丹生人召姓、賜侍、この犬黒比の兒を、花と云る、今より十三世以前の祖先なるが、今に昔の如く獸をとりて神に仕ふる大贊人にて、丹生人と云姓を賜はれり、和銅三年十二世祖、彼、年籍勘仕奉、丹生人安麻呂(人の上に眞字あるは、一本になきそよろしき、下文に眞人とあるを以て、後に書き入れしものと見ゆ)天平十二年、籍十三世勘仕奉、丹生人眞仕奉(眞人と云は、皇別の近き御派に賜はる姓にて、此人どもに賜ふへきにあらず、人眞の倒置と見れば、いとよく分ることなり)この和銅の戸籍には、十二世にあたる丹生人麻呂、天平の戸籍に十三世にあたる丹生人眞勘へ奉れりとなり、此人等子孫、今侍、仕奉、延暦十九年九月十六日、この人等の子孫が、此延暦に書記せる氏人と聞えたり、紀伊續風土記に、天野、社をのせて云、惣神主居宅は社地の坤にあり、尋常の屋造りにあらず、丹生一麻呂と呼ぶ、當社及三谷、榊山、酒殿神社、其外山上までの社事を掌り、主領たれば、惣神主の名を唱ふ、云々、天野、社記に、御神乎忌津伎仕奉、始事と題して、美麻貴、天皇、御世、豊耳之七世、祖坐志、天道根命、國主神之兒、大阿牟太直、并二人仕奉、伎、爾時、玉淨人止、負給伎、即紀伊國君止、大阿牟太直合二、伊佐奈美、伊佐奈伎乃神子(月御陰、日御陰)乃神乃御子、丹生都日賣乃大御神乎持、互、伊津伎奉祀止、進依賜伎、爾時、大御神開坐、互、大嘉

坐支御大御神毛如此坐物乎玉乃御衣裳又梓玉鏡銀金此物吾爾奉者吾汝命玉乃所知坐天下國者連平賜御伊乃知長遠世阿良須米奉故爾時國知定時爾吾富賜故神命者丹生都日賣止賜故吾兒加須乃神者多禮加仕奉幸宮乃小女古天乃屋代淨支作奉所乎占卜相而仕奉言伎故爾時諸人等占爾不相在後爾時王命特而大阿牟大首矣神御前爾御琴引爾向奉伎如是大御神祝仕奉美麻貴天皇御時神御祝仕奉伊久米天皇御時祝神社奉并二朝廷大御時爾大阿牟太祝奉伎大阿牟太祝之兒三男二女一名兄地弟名乙地女名阿牟太刀自大帶之比古意志呂和居乃天皇御世仕奉祝兄地若帶之比古乃天皇御世仕奉祝乙地帶之比古乃天皇御世仕奉祝阿牟太刀自云々爾時今天皇大御世子當至丹生祝止姓賜流在天皇乃御世々爾自品太天皇御世迄今朝廷大御神伊津伎仕奉以是天道根命十一世孫小牟久君玄孫丹生祝伊和夜○從八位上祝伊賀豆等一世祖今侍仕奉少初位上祝侍丹生祝々石床丹生祝諸國丹生祝美蘇麻呂丹生祝子松友麻呂字附丹生祝養麻呂丹生祝道麻呂丹生祝智繼丹生祝任伯繼別丹生人等本丹生祝子丹生祝真奴とありいとめづらかなる文なるを學者或は之を秘してよに示さるるにか此文によりて古傳の考へ知らるゝ事の多かめるを其文のあらはれざるか爲に今に見る人のすくなきはあちきなきわざなり

氷連石上朝臣同祖饒速日命十世孫伊己灯宿禰之後也

天下學問をするばかりの人は獨りのみ知るを貴しとせすして珍異の書をは世にあらはさむとはかるべき事ならずや東大寺正倉院文書越前國天平二年正稅帳丹生郡主帳无位丹生直伊可豆智日本靈異記中卷に聖武天皇御世遠江國磐田郡人丹生直弟上東大寺文書神護二年越前檢田帳足羽郡伊濃郷丹生人前麻呂などみえたり

氷は和名鈔に四聲字苑云水寒凍結也筆凌反(和名比又古保利とあるによりて比と訓べし十世孫は天孫本紀に饒速日命の子宇摩志麻治命の子彦湯支命の子出石心大臣命の子大水口宿禰の子大綜杵命の子伊香色雄命の子大新河命の子物部五十琴宿禰連公とあるは饒速日命より數へて十世にあたりされば伊己灯宿禰は五十琴宿禰なる事を知るべしこの人の子物部麥入宿禰その子物部大前宿禰連公氷連等祖とみえたりかれば五十琴宿禰にかけて云へるも此人にかけて云へるも同じ派なれば違へる事なし此姓の職號より起りしことは已に左京神別氷宿禰の條に云へり

鳥見連同神十二世孫小前宿禰之後也

鳥見は、左右神別に、登美連ありこれに同じ、登美と訓べし、鳥見は地名なることもここに云へり、小前宿禰は伊香色雄命四世孫にて、上に云へる大前宿禰の弟なる事、天孫本紀に見えたり、

高屋連同神十世孫伊己止足尼大連之後也

高屋は神名式に、河内國古市郡高屋神社今高屋村といふにあり、多加也と訓べし、十世孫伊己止足尼は、氷連の條に云へり、この氏は、文武紀、慶雲元年六月乙丑、河内國古市郡高屋連藥女稱德紀、天平神護元年正月己亥、正六位上高屋連賀比子、また同二年三月辛己、外從五位下高屋連竝木、爲遠江大掾、また神護景雲元年正月己巳、正六位上高屋連赤麻呂、また好古小錄上に、高屋連枚人墓志をのせて云、故、正六位上常陸國大目高屋連枚人之墓、寶龜七年歲次丙辰十一月乙卯朔廿八日壬午葬、とある此人は國史に所見なし、この墓志は、河内國石河郡の山崩れし所より出たりとぞ、さて上に云へる高屋神社は、饒速日命を祭るよし云傳ふるは、即この高屋連の氏神と祭れる社なるべし、

高橋連同神十四世孫伊己布都大連之後也

この氏は、已に右京神別に出て神饒速日命七世孫大新河命之後也、とみゆ、大新河の子物部五十琴宿禰の子物部伊宮弗連公なれば十世にあたり、天孫本紀に、十世とあり、饒速日命より數へて十一世なるを、此に十四世とあるは疑はし、天孫本紀に、三世孫物部建彥連公高橋連云々等、とあるは伊宮弗連の子物部目大連の子荒山連公、その子建彥連なり、氏は、續紀、天平勝寶六年二月丙戌、勅太宰府云、天平七年故大貳從四位上小野朝臣老遺高橋連牛養、於南島樹牌、而其牌經年今既朽壞、宜依舊修樹云々、また神護景雲二年二月庚辰對馬島上縣郡人高橋連米女、夫亡之後、誓不改志、其父尋亦死、結廬墓側、每日齋食、孝義之至、有威行路、表其門閭、復租終身、また寶龜九年二月庚子、外從五位下高橋連鷹主、爲書工匠、とあり、

宇治部連同神六世孫伊香我色乎命之後也

宇治部は、文字の如く宇遲倍と訓べし、山城神別に宇治宿禰ありてそこに云へり、和泉神別に宇遲部連ともかけり、天孫本紀に、六世孫伊香色雄命の子多辨宿禰命、宇治部連、交野連等、祖此命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世、爲宿禰供奉、東大寺正倉院文書、右京八條一坊、天平五年手實帳に、宇治連族古刀自賣あり、正しくは宇治部連と云ふを省きて、宇治連とも云へる事例多し、多治比部宿禰を丹比宿禰ともかけるに同じく、異姓にはあらざるなり、

物部依羅連神饒速日命之後也

依羅は左京神別依羅連饒速日命十二世孫懷大連之後也、とある同氏にて、物部より分れたる故に、物部依羅連とはかさね云へるなり、物部二字なきは省き云へるにて異なることなし、和名鈔河内國丹比郡依羅與佐美郷あり、聖武紀天平四年夏五月壬寅朔正六位下物部依羅連人會賜朝臣姓、とあるのみ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄鈔に、物部依羅連とみえたり、

矢田部首同神六世孫伊香我色雄命之後也

矢田部は左京神別矢田部連に云へり、連も造も首もみな同祖なり、河内志に、丹比郡矢田部、村あるは此氏人の住りし地にや、矢田部首は史にみえず、拾芥抄姓尸錄部に、矢田部首とみゆ、

物部同神十三世孫物部布都久呂大連之後也

物部姓は左京神別も云り、布都久呂大連は左京神別依羅連條に、十二世孫懷大連とみえ、天孫本紀には十一世物部布都久留連公とあり、十一世は饒速日命をさし置て、宇麻志麻治命を一世としたるなれば、饒速日命を加へて十二世なるを十三世と云るは然數へらるべき理なし、三は二と改むべきなり、さて河内は物部連氏の本居なり、

ればにや、この國の地名を負る族類多くみゆ、物部、肩野、連は交野郡に、依羅、連は丹比郡、依羅郷に、弓削、連は若江郡、弓削郷に由ありて、同郡弓削神社あり、澁川郡澁川神社あり、柴垣、連は丹比柴垣宮とある地にて、丹比に由縁あり、崇峻紀に、蘇我馬子、宿禰大臣、勸諸皇子與群臣謀滅物部、守屋大連云々、率軍旅進討大連云々、俱率軍兵、從志紀郡到澁河家、大連親、率子弟與奴軍、築稻城而戰、とある澁河家のほとりに、阿都の別業もありと見ゆれば、阿刀、宿禰、阿刀、連なども此に住たりけむ、和名抄澁河郡跡部郷、其地なるべし、河内志に、志紀郡稻城、址在弓削村、物部守屋所據、また澁河郡物部守屋、墓在太子堂村、傍有鏑矢冢、と云る事もみえたり、

この物部より分れしは、何れの族より出しか詳かならねど、物部の族に川上、造あり、續後紀三、廿六右〇承和元年十二月乙未、散位從七位下川上造吉備成、賜姓春道、伊香我色雄命之後也、三代實錄八、廿七右、貞觀六年五月十一日丙申、右京人因幡權藤正六位上物部、門起、賜姓春道宿禰、とみえ、この氏は、續後紀、承和六年八月甲戌、遣唐の知乗船事春道、永藏とあり、文德實錄、仁壽元年十一月甲午、正六位上春道宿禰永藏、と見え、三代實錄、貞觀十二年十二月二十九日、從五位下春道宿禰永藏、云々、爲次侍從、とある是なり、

物部飛鳥同神六世孫伊香我色雄命之後也

積組造阿刀宿禰同祖同神子于摩志摩治命之後也

日下部神饒速日命孫比古由支命之後也

廣澄宿禰も物部より出つ、後紀廿二、廿九左、弘仁四年正月戊寅、大和、國人從六位下物部、福麻呂、賜姓廣澄、宿禰、とみゆ、よく考ふべし。

飛鳥は古事記にはゆる近飛鳥の地にて、書紀履中卷に、自大阪向後、至于飛鳥、山和名抄に、河内、國安宿郡安須加部、とみえ、神名帳、同郡に飛鳥戸神社あり、安宿郡も元は飛鳥より出たるなれば、飛鳥なるを、飛鳥部、造の氏人住りしより、郡名になり、アスカベと云ふ事とはなれりしなり、今は古市郡に飛鳥村ありて、飛鳥部、神社も其處にあり、因て飛鳥は阿須加と訓べし、この下に姓脱たるにか、此氏いまた物に見あたらす。

積組は地名なるべし、神名式、河内、國高安郡都夫久美神社、(在水越村中)とみえし地と聞ゆれば、都夫久美と訓べし、この神社は積組氏の祖神なるべし、土俗の傳に、于摩志摩治命と云へり、阿刀、宿禰は、左京神別に、石上、同祖とあり、石上、朝臣は、神饒速日、命之後也、とみえて、其子于摩志摩治、命なれば、系統同じ、この氏、拾芥抄、姓氏錄部、また姓名錄鈔に、積組造とあるのみ、ものに見えず。

日下部は上にもみえたり、久佐加倍と訓べし、この氏は、皇別開化天皇の皇子、彦坐、王に出たると、神別、天日、和伎命より出たると、火、關降、命より出たると、此と四氏ありて、何れも姓なければ、其氏あるも、いづれの族とも、決めがたし、比古由支、命は、天孫本紀に、櫛玉饒速日、尊の孫、彦湯支、命、(亦名木開足尼)此命、葛城高丘、宮御宇、天皇御世、元爲足尼、次寵爲申、食國政大夫、奉齋大神、日下部、馬津、名久流、久美女、阿野姬、爲妻、生一男、とある、この一男は大禰命といへり、かくあるをもて考ふるに、其妻阿野姬が本居なる日下部に由縁ありて、負へる氏なるべし。

栗栖連同神子于摩志摩治命之後也

栗栖は、和名鈔に、大和、國忍海郡栗栖とあるを負る歟とも思へど、神名式、河内、國若江郡栗栖神社あれば、その地名なるべし、是に同名の地、和名鈔に、播磨、國揖保郡栗栖(久留須)郷、また紀伊、國牟婁郡栗栖郷もあり、久留須と訓べし、此氏人ものに見えず、拾芥抄、姓氏錄部に、栗栖連とあるのみ、さて東大寺正倉院文書、御野國本實郡栗栖太里、大寶貳年、戸籍に、上政戸栗栖田君、族廣麻呂、戸口を記せるに、棕麻呂、千足、五百足、また栗栖田君、若子賣、刀自賣、小刀自賣、また栗栖田君、族加田奈賣、多須賣、酒井賣、若賣、小刀自賣、栗栖田君、姉賣、黑賣、得善賣、廣田賣、若子賣などある、もしくは同族にや、和名抄、この

郡内に、栗田郷とあるは栗栖田なるべく思はるゝに、穂積郷物部郷あるも由あればなり、

若湯坐連、膽杵磯丹杵穗命之後也、

この氏は、左京上若湯坐宿禰の條に云り、膽杵磯丹杵穗命は、天孫本紀に、櫛玉饒速日尊云々、亦云、饒速日命亦名、膽杵磯丹杵穗命とみえ、七世孫、大伴布命、若湯坐連等祖とあり、

勇山連、神饒速日命三世孫、出雲醜大使主命之後也、

勇山は、和名鈔、豊前國京都郡諫山郷下毛郡諫山郷あり、ともにイサヤマと旁訓を施せり、安閑紀に、膽狭山部あるによりて、伊佐也万と訓べし、三世孫は、天孫本紀に、饒速日命の子、宇摩志麻治命の子、彦湯支命の子、出雲醜大臣命、此命、輕地曲峽宮御宇天皇、御世、元爲申食國政大夫云々、とある是なり、安閑紀、元年閏十二月云々、是月廬城部大連、積菟喻女、幡媛、偷取物部、大連、尾與、瓔珞、獻春日皇后、事至發覺云々、物部大連、尾與、恐事、由己不得自安、乃獻云々、筑紫國、膽狭山部也、とみえし、膽狭山部は、物部氏の古より領ける地にてありけるを獻れるなるべし、其は饒速日命に従へる二十五物部の内に、筑紫聞物部、筑紫費田物部などある間は、豊前企救郡にて、費田は薩摩、高城郡新多

郷なるべく、思はるゝに、就てなほ考ふるに、其供奉の物部の族類かの地に住るうへは、其主帥たる物部連の所領もありけむ事著ければ、いはゆる筑紫、膽狭山部も、決めて部曲の民の居りし所ならんと推測らるればなり、嵯峨紀に、弘仁元年冬十月戊子、河内、國人從七位下、勇山、國島、正七位下、家繼、正八位上、眞繼、從八位下、文繼、等賜姓連とみえ、聖武紀、天平十二年九月己酉、下毛郡擬少領、无位、勇山、伎美、麻呂とあるにていよゝ、其本貫の豊前國なる事を辨ふへし、この它氏人ものにみえず、拾芥抄、姓尸錄部に、勇山連とみゆ、

物部首、同神子、味鳥乳命之後也、

物部首は、未定雜姓山城に、物部首、神饒速日命之後とある同神なるを、此は味鳥乳命にかけて云り、味鳥乳は、上の栗栖、連に、于摩志麻治命あるに、同じきを、味をウマに假り、之の助語と摩を合せて鳥とし、治に乳の字を假用ひしなり、さて、于摩志は稱美の詞にて、摩治の麻自と同語にて、遲と自と音は異なれど、近く通ひて聞ゆる故に云ふ、天神本紀、饒速日命天降の條に、天神御祖詔、授天璽、瑞寶十種、謂瀛都鏡一、邊都鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是也、天神御祖教詔曰、若有痛處者、令茲十寶、謂一二三四五六七八九十、而布瑠部由良由

良止布瑠部、如此爲之者、死人反生矣、是則所謂布瑠之言本矣、とみえ、天孫本紀、神武天皇元年の事を、宇摩志麻治命、獻天瑞寶、亦堅神楯以齋矣、謂五十櫛、亦云、今木、刺繞布都主、劍大神、奉齋殿內、即藏天璽瑞寶、以爲天皇鎮祭之時、云々、宇摩志麻治命、十一月丙子朔庚寅、初齋瑞寶、奉爲帝后、鎮祭御魂、祈請壽祚、其鎮魂之祭、自此而始矣、と云る、御魂鎮は、もと饒速日尊の天神よりうけたまへる麻自術なるを、宇摩志麻治命の始めて行ひし故に、其禁厭術をほめて、宇摩志麻治命と云るには、あらざる歟、後人なほよく考へね、氏は天武卷元年に、物部首日向あり、近江朝廷に仕奉れる人なり、十二年九月、物部首、賜姓曰連、仁明紀、承和四年春正月癸酉、伊豫國人典藥權允物部首廣宗、其弟眞宗等、改本居貫附左京二條四坊、清和紀に、貞觀二年冬十月三日乙卯、正五位下行典藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉、卒、廣泉者左京人也、本伊豫、國風早、郡人、人の字、原書に脱たるを補へり、姓物部首、後隸京兆、賜姓朝臣、廣泉、少學醫術、多見方書、天長四年、爲醫博士、兼典藥允、遷爲侍醫、後累遷伊豫讚岐椽、侍醫如故、承和二字續後紀によりて補ふ、六年春、授外從五位下、爲內藥正侍醫如故、天安二年、兼參河權介、貞觀元年冬、授正五位下、轉參河權守、內藥正侍醫如故、云々、卒時七十六、とあるを按ふに、廣宗は廣泉にて同人なるべし、またその首の尸を朝臣に進め給ひしは、文德紀、齊衡元年十月丙寅、內藥

津門首同神六世孫伊香我色男命之後也

正從五位上物部首廣泉、賜姓朝臣、とある是なり、さて此氏は、伊豫本貫にて風早郡人、とみゆれば、風速國造に由あり、風速國造は、國造本紀に、輕島豐明朝物部連祖伊香色男命四世孫、阿佐利定、賜國造、とあるにて見るべし、されど物部首は、皇別にも同姓あれば、國史にみえし氏人何れの族とも思ひわきかねつるものあり、津門首の門字、原書に脱たるを今は和名抄によりて補へり、抄に、攝津國武庫郡津門(都止)郷とみえたり、都止と訓へし、伊香我色男命之後は、天孫本紀に、十三世孫物部建彦連、公、云々、都刀連、云々、等祖、とあり、か、れば都刀は、即津門なるべし、

掃守宿禰振魂命之後也
掃守連同神四世孫天忍人命之後也

この二氏は、左京神別掃守連の條に云り、和名抄、河內國高安郡掃守郷は、此氏人の居りし處なるべし、

守部連振魂命之後也

守部は、日本靈異記上卷に、皇太子(聖德)居住于鵜岡本宮、云々、岡本村、法林寺東北角、有守部山、とある地名を負るに、や詳ならず、此氏は、聖武紀、神龜五年二月癸未、勅正

五位下鍛治造大隅賜守部連姓とみえ(天平十二年十一月甲辰)正六位上守部連牛養廢帝紀(天平寶字六年正月癸未)正六位上守部垣麻呂清和紀(貞觀十年七月十二日癸卯)美濃國池田郡人守部秀刀自夫死後孀居虛室守義不移造佛寫經晨昏禮拜永斷葷血不事織紵拜佛之外哭不絕聲勅叙位二階免戶內租以表門閭また東大寺正倉院文書造寺司天平寶字六年正月牒に尾張人守部古萬呂同寺奴婢籍帳(天平勝寶二年四月二十二日美濃國解文)可兒郡驛家郷守部麻呂などあるは同氏にや

掃守造同神四世孫天忍人命之後也

この氏上に云るか如し造を一本に連とあり

浮穴直移受牟受比命之後也

この氏左京神別に浮穴連の條に云り

服部連煖之速日命之後也

服部の部字原脱たり今攝津神別服部連によりて之を補ふこの氏の事左京神別服部連の條に云り

神人御手代首同祖可比良命之後也

神人は已に上にみえたり御手代首は大和神別に天御中主命十世孫天諸命之後也

とあるを此に煖之速日命と云るは彼は万姓の大祖に推原けて云ひ此は其裔なる可比良命にかけて云るなり可を一本に阿と作りされどこの可比良命は天諸神命とその後本末を知りがたし同祖と云ふを思ふに可比良命は天諸神命の一名と聞ゆ

天孫
禪多治比宿禰火明命十一世孫殿諸足尼命之後也男兄男
庶其心如女故賜禪爲御膳部(即負)禪(多)治(比)宿(禰)次弟男庶
其心勇健其力足制四十千軍衆故賜靴號四十千健彦因負
姓靴負(多)治(比)宿(禰)

禪多治比の禪は和名抄に本朝式云禪禪各一條禪多須岐禪知波夜今按未詳と見ゆ(禪は袖を擧る由の倭字なるべし)古事記に手次繫書紀に手繩と書て此云多須根とあり繩字は多須伎にあたらす其故はまづ古の手次も今世に賤人のかくると全く同物にて書紀允恭卷盟神探湯の所にも諸人各着木綿手繩而赴釜探湯などあり然るに繩は負兒衣とみえて多須伎の意にて字鏡に繩負兒帶也須支また繩束小兒背

帶須支、どあり是に依て思ふに、兒を負帶を須支と云を本にて、袖をかゝぐる帶をも手よりかくる物なれば、手須支とは云なるべし。故書紀には、手字を添て多須伎に此字を用ひられつらむ。万葉には、此と同一手次とのみ書り、次字を書は、次を古言に須伎とも云ればなり。天武紀に、次此云須伎と見え、中昔の物語などにも、すぎ／＼などあまた見ゆ。さて神代に、手次に藤を用ひたりしこと、書紀も、古語拾遺も皆同じことなり、かくて後世まで神事は、全此段の故事によりて万を用ひらるゝことなるに、後には日蔭手次といふことは、凡て物に見えず、手次にはたゞ木綿を用ひらる。木綿手次は、かの允恭卷に始て見えて、後世は常のこと也。日蔭は便あしき故にや、又日蔭にて爲るをも古は木綿手次と呼しにや疑はし。上に云る如く、綾と麻と二種を兼ても、木綿と云る例もあれば、由布はもと神事の物の惣名にてもあらむかし。と記傳に云るが如く、多須伎と訓べし、多治比は、右京神別丹比宿禰の條に云り、合せて多須伎多治比と訓べし。この氏は地號にもあらず、職號にもあらず、一時禰をかけて膳部に仕奉りしを、従前の氏に冠らせて禰多治比と負るなれば、職名を負るには異なりと知るべし。此に即負禰多治比宿禰の八字あるへき勢なり、故今私に補へて參考に備ふ。火明命十一世は、天孫本紀に、天照國照彥天、火明尊の兒、天香語山命の子、天村雲命の

子、天忍人命の子、天戸目命の子、建斗米命の子、建田背命の子、建諸隅命の子、倭得玉彥命の子、弟彥命の子、淡夜別命の子、乎止與命とある。即十一世なるが、殿諸足尼命の名は本紀にみえず、されど本紀によりて考ふるにも、しくは乎止與命の兄弟などにや、乎止與は、景行天皇の朝、日本武尊に隨從せる建稻種命の父なるが、成務天皇の朝に、尾張國造に定賜へるよし、國造本紀にみえ、たれば、殿諸足尼もそのほどの人なるべし。殿諸の男二人ありて、一を兄男庶、一を弟男庶と云り、こは平田氏の考に、兄男庶はエヲモロ、弟男庶はオトヲモロと訓べし、と云るによるべし。男庶の庶は、其父殿諸の名を因みてつけしなるべし。兄男庶、其心如女、とはその心性だてのいと優しく正直にして、女の如くなりし故に、采女などの御膳の事に仕奉るさまに、大朝廷より禰を賜はりて御膳部とせられしなり。膳部は、書紀、古事記に、膳夫を加志波傳と訓み、繼體卷に、供膳ともあり、和名抄に、大膳職内膳司主膳監とあり、名義は、先いご上代には、凡、饌を木葉に盛ける、其葉をば何木にまれ總て加志波と云り、故饌の事を執行ふ人を加志波傳とは云なり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人と云ひ、今世にも事を行ふ人を某手と云類多し、故此は美加志波傳倍と訓べし、そのたすき懸る事は、大殿祭祀詞々別に、皇御孫命朝乃御膳、夕乃御膳、供奉流、比禮懸、伴緒、繼懸、伴緒、大坂詞

丹比連火明命之後也

に、天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手繼挂伴男伴男能八十伴男乎始互官々爾仕奉留人等など云るにて辨ふべし、弟男庶は其心勇み健くして、其力四十千、軍衆を制むるに足れりければ、兄男庶にはやうかはりて、鞆を賜ひて、四十千健彦と云ふ號を賜ひしより、姓を鞆負と負ひたりしなり、鞆は古事記に、負千入之鞆、附五百入之鞆、とも天石鞆とも、金鞆ともみえて、字書に、盛箭室とあるもの是なり、さて鞆は主と取、負ものなる故に、萬葉三に、梓弓鞆取負而また廿に、麻須良男能等里於比豆、とも見えし如く、弟男庶も其鞆負て、仕奉りし故に、鞆負を氏に負り、鞆負は、和名抄に、近衛府兵衛府衛門府、を由介比乃豆加佐とある、即鞆負にて、由伎於比を約めたる稱なれば、此も由介比と訓へし、これにて事は聞ゆれども、鞆負の下に、多治比宿禰の五字を補はでは詞足はぬこゝち、其は天武紀、十三年十二月己卯、手繼連丹比連、丹比連、云々、賜姓曰宿禰とみえて、鞆負、丹比、宿禰ありし事明らかなればなり、故今假に多治比宿禰の字を補へり、氏人は、禰、多治比、宿禰ものにみえず、鞆負、宿禰は、廢帝紀に、天平寶字八年冬十月庚午、正六位上鞆負、宿禰島麻呂とあるのみ、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に、鞆宿禰と見ゆ、

若犬養宿禰同神十六世孫尻調根命之後也

丹比連は、右京神別丹比宿禰の條に云へり、若犬養、この犬養の事は、左京神別縣犬養、宿禰の條に云る如く、犬を養て獵獸の事に仕ふる職號なり、若犬養と云由は、細井貞雄が考に、神魂命の末の犬養氏は、(即縣犬養宿禰なり)神代に定めたまへるにて、舊よりの職業なり、是に對へては後なるから、稚の言をそへ云る事なり、(すべて稚某といふは、みなこのこゝろなり、稚は若ともかければ和加と訓べし、阿多君の條にも云しが如く、天皇の御狩のとき、侍を御手養といひ、其に侍らぬを犬養といへる也、)以上貞雄の考なり、十六世は、十三世か十四世の誤なり、十一世までのつぎ文は、天孫本紀を引て、禰多治比宿禰の條に云り、十一世小止與命、十二世建稻種命、十三世尻調根命とあり、是天火明命の子、天香語山命を、一世としてすぎゝの數なり、火明命を加ふる時は、十四世なるを、十六世にて二世行れり、貞雄また云、尻調根命の號を思ふに、舊よりあり來し犬養に繼ぎて奉仕から、尻調の名負るにぞあらめ、(尻後はしたしくかよはしかけり)根は稱辭なりと云り、此氏人は、皇極紀に、葛木稚犬養、連網田、文武紀、三、七右〇慶雲元年正月癸巳、從五位下若犬養、宿禰檜、聖武紀十七九左、〇天平二十年二月己未、從五位下若犬養、宿禰東人、(東大寺

笛吹連、火明命之後也、

古券文、天平廿年十月、山城宇治郡司解文に、介從五位上勳十二等若犬養宿禰東人とあり、など見えたり、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、若犬養宿禰といへり、
笛吹は職號を負るなり、布曳不伎と訓べし、天孫本紀、天火明命、見、天香語山、命、孫、天、村、雲、命、三世、孫、天、忍人、命、四世、天、戸目、命、五世、建斗米、命、六世、建多乎利、命、笛連、若犬甘、連、祖、
ごあるによらば、笛連は笛吹連なるを、一字脱せるなるべし、大嘗祭式、檜、笛、十二人、令、集、解、別、記、云、奈良、笛吹、九戸、吹、倭、笛、時、召、但、察、常、爲、學、習、ごあるを思ふに、此、氏、人、も、大、和、
國に住るがありて、其、祖、神、を、祀、り、つるを、笛吹、神社、ごは、云、ひ、た、り、け、む、今、も、笛吹、神社、
は、大、和、國、忍、海、郡、笛吹、村、笛吹、山、に、在、ご、大、和、志、に、み、え、奥、儀、抄、に、公、家、に、龜、卜、の、御、卜、ご、
い、ふ、事、あり、卜、部、氏、の、者、は、か、の、木、に、て、龜、の、甲、を、灼、て、占、ふ、な、り、ま、た、そ、れ、が、や、う、に、
鹿、の、肩、の、骨、を、や、き、て、う、ら、を、す、る、ご、ご、あり、云、々、笛吹、の、社、よ、り、は、か、の、木、を、き、り、て、
都、に、奉、り、ぬ、れ、ば、神、司、龜、の、卜、す、る、事、に、ぞ、侍、り、け、る、ご、か、や、ま、た、宮、主、秘、事、口、傳、抄、御、卜、
始、儀、の、下、に、官、掌、進、波、々、賀、木、此、木、官、掌、自、笛吹、社、請、取、之、ご、み、え、古、事、記、石、屋、戸、の、段、に、
内、拔、天、香、山、之、眞、男、鹿、之、肩、拔、而、取、天、香、山、之、天、波、々、迦、而、令、占、合、麻、迦、那、波、而、云、々、な、ご、
あるを、笛吹氏、の、祖、神、天、香、吾、山、命、ご、い、ふ、に、合、せ、て、考、ふ、る、に、此、に、由、縁、あり、て、負、る、名、

次田連、火明命兒、天香山命之後也、

にはあらじ歟、なほよくかむがふべし、此、氏、人、は、政、事、要、略、六、十、一、(天、曆、六、年、十、一、月、廿、
八、日)左、衛、門、少、志、笛、有、忠、あり、(舊、事、記、に、笛、連、ご、ある、が、如、く、は、ふ、き、て、も、云、へ、る、に、や、)
次田は、一、本、に、吹、田、ご、あ、れ、ご、次、を、音、便、に、ス、イ、ご、も、呼、る、よ、り、互、に、誤、り、し、な、る、べ、し、今、
三、代、實、錄、に、據、て、之、を、訂、せ、り、和、字、正、濫、抄、に、津、國、の、吹、田、も、次、田、な、る、へ、き、を、續、後、撰、集、
よ、り、こ、な、た、の、集、の、中、及、ひ、今、も、吹、田、ご、か、く、は、古、語、に、暗、き、故、次、ご、吹、ご、似、た、れ、ば、次、の、
字、音、ご、意、得、て、次、は、却、て、誤、り、ご、思、ひ、て、改、め、け、る、な、る、べ、し、ご、云、へ、り、今、按、日、本、靈、異、記、
中、に、河、内、國、安、宿、郡、鋤、田、之、沙、門、俗、姓、鋤、田、連、ご、あり、ま、た、天、武、紀、下、に、次、此、云、須、岐、ご、あ、
る、に、よ、り、て、須、伎、多、ご、訓、べ、し、ご、の、氏、人、は、天、智、紀、に、次、田、生、磐、天、武、紀、十、年、四、月、庚、戌、次、
田、倉、人、樅、足、石、勝、三、人、の、名、賜、姓、曰、連、桓、武、紀、延、曆、十、八、年、正、月、丁、巳、正、七、位、下、次、田、連、宅、
足、ご、み、え、清、和、紀、貞、觀、四、年、五、月、十、三、日、庚、辰、美、濃、國、厚、見、郡、人、外、從、五、位、下、行、助、教、六、人、
部、永、貞、讚、岐、少、目、從、七、位、上、六、人、部、愛、成、散、位、從、七、位、下、六、人、部、行、直、等、三、人、賜、姓、善、淵、朝、
臣、天、孫、火、明、命、後、少、神、積、命、之、裔、孫、與、伊、豫、部、連、次、田、連、等、同、祖、也、ご、云、る、も、て、吹、田、は、次、
田、な、る、事、を、思、ひ、辨、ふ、べ、し、

身人部連、火明命之後也、

この氏は右京の神別六人部、山城神別六人部連の條に云へり、
尾張連、同神十四世孫、小豊命之後也、

この氏は左京神別、尾張宿禰、尾張連の下と合せ考ふべし、

五百木部連、火明命之後也、

五百木部は伊福部に同じ、左京神別、伊福部宿禰の條に云へるを見るべし、

出雲臣、天穗日命十二世孫、宇賀都久野命之後也、

この氏は左京神別出雲宿禰、また出雲臣の條下に云へり、十二世孫宇賀都久野命は、
崇神紀に、鞆瀞とみえし人にて、國造系圖に、天穗日命、兒、武夷鳥命、孫、伊佐我命、三世、
孫、津彥命、四世、孫、櫛庭前命、五世、孫、櫛庭目命、六世、孫、櫛庭鳥海命、七世、孫、櫛庭田命、八世、孫、知
理命、九世、孫、世毛呂須命、十世、孫、阿多命、十一世、孫、伊幣根命、十二世、孫、氏祖命、亦名、宇賀
都久野命、出雲臣、土師連、菅原、秋篠、大枝、神門等、始、故、號、氏、祖、命、とあるにて、よくかなへ
り、

額田部湯坐連、天津彦根命五世孫、乎田部連之後也、

この氏は左京神別の額田部湯坐連の條に云へり、乎田部連はものに見えず、

津夫江連、天津彦根命之後也、

津夫江は地名なるへけれど未だ考へず、江は組にて積組にやとも思へど、拾芥抄姓
尸録部、姓名錄抄、ともに津保江連、あればもこのまゝなるべし、また風俗歌に、奈波乃
川不良衣、とあるは難波の津夫良江と聞ゆ、顯昭が歌に、雪ふれば、蘆のうら葉に浪こ
えて、難波もわかす奈波の津、とあるも同地にて此に由ある歟、天津彦根命之
後也、を一本に天穗日命十二世孫、宇賀都久野命之後也、に作るもあり、非なり、

凡河内忌寸、同上

この氏は攝津神別、凡河内忌寸に云へり、されど此國は凡河内氏の本貫なれば、攝津
なるは此より移り住る族類なるべし、

大縣縣主、同上

大縣は和名抄、河内國大縣、於保加多郡、續紀、養老四年十一月、河内國、堅下、堅上、二郡、更
號大縣郡、とある地名をされるなれば、於保加多と訓べし、拾芥抄姓尸録部、姓名錄抄、
縣主の部に、大彌とある彌は縣の誤なる事著ければ、大縣々主なり、然を本書には縣
の一字を脱せり、故に今之を訂せり、稱德紀、神護景雲二年七月辛丑、正六位下大縣連
百枚女、除目大成鈔、安元二年、上野掾正六位上、大縣宿禰安永、とあるはこの同族にや、

地祇

宗形君、大國主命六世孫、吾田片隅命之後也、

この氏は、右京神別の宗形朝臣の條に云へり、

安曇連、綿積神命兒穗高見命之後也、

この氏も、右京神別安曇宿禰の條に云り、

等禰直、椎根津彥命之後也、

等禰は、舍人と音近ければ、舍人の職を名に負るかとも思へど、本書の例、舍人はいづれも舍人とあれば地名にや、此氏國史に見あたらす、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、等禰直見えたり、

新撰姓氏錄考證卷之十六終

新撰姓氏錄考證卷之十七

常陸 栗田 寛 著

和泉國神別

起宮處朝臣、靈長公六十氏

天神

宮處朝臣、大中臣朝臣、同祖、天兒屋根命之後也、

この氏は、左京神別中臣宮處連の條に云へり、此に宮處朝臣とあるは、中臣を省きたる稱なり、

狹山連、同上、

狹山は、和名抄に、河内、國丹比、郡狹山、佐也萬郷によれる氏なり、佐也萬と訓べし、天兒屋根命十世孫に、臣狹山命と云ふあり、藤原系圖にみゆ、この人河内に住てその地名を負りとみゆ、左京神別中臣、酒人、宿禰の條にも、天兒屋根命十世孫巨狹山命とある、巨は臣の誤りなるべし、神名式に、河内國丹比、郡狹山、神社、大月次、新嘗とあるは、狹山連の祖神天兒屋根命を祭れるものなるべし、氏は、史にみえず、拾芥抄、姓名錄抄ともに狹山連あり、

和太連同上

和太は和名抄和泉國大鳥郡和田爾木多郷を負り爾木多と訓べしこの氏人國史にみえず拾芥抄に和田連とあるのみ

志悲連同上

悲は一本に非とありこの氏左京神別中臣志悲連の條にいへり中臣を畧きても云へりと見ゆ志悲といふ事のよしは左京皇別阿陪志悲連の條を見て知るべしこの氏は聖武紀天平二年三月辛亥志悲連三田次卷八の廿五左に悉悲連とあるは志を誤れるならむ陰陽醫術に委しき人の内に見ゆ平城紀大同三年九月甲申天文博士外從五位下志悲連國守仁明紀承和六年三月丙申天文留學生少初位下志悲連永世類聚國史第八十七弘仁十一年三月乙巳○刑法律部陰陽生志悲人成清和紀貞觀二年十一月十六日天文博士志悲連春繼などあり

蜂田連同上

蜂田は和名抄和泉國大鳥郡蜂田波知多郷とある地號を負るなり波知多と訓べし氏は清和紀貞觀六年九月四日戊子和泉國大鳥郡人民部少錄正七位下蜂田連瀧雄改本居隸右京職とみえ神名式に大鳥郡蜂田神社あるは此氏の祭る所なるべし

殿來連同上

拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄ともに蜂田連と云へり殿來は神名式大鳥郡等乃伎神社みえて今富木村と云ふありこの地名を負るなれば等乃伎と訓べしこの氏人孝謙紀十八十二左天平勝寶四年五月庚申无位中臣殿來連竹田賣授從五位下とあるのみ國內神名帳に從五位上殿本社ともみゆ拾芥抄姓名錄抄色葉字類抄にも殿來連を記せり

大鳥連同上

大鳥は和名抄に和泉國大鳥於保止利郡大鳥於保止利郷とある地名を負へりこの氏は聖武紀天平十八年四月癸卯正六位上大鳥連大麻呂延喜廿二年大鳥神社流記の連署に職事大鳥花押大鳥花押大鳥花押禰宜大鳥花押神主大鳥花押とみえて名は記さざれどこの社に仕ふる神官多くは天兒屋命の裔にて大鳥連なる事知べし然れば神名式大鳥郡大鳥神社名神大月次新嘗とある御社の神も同神にますこと著く泉州志に昔大鳥大明神禰宜神主皆大鳥氏也神風寺縁起帳云天古移禰命十一世孫大野臣從筑紫來住觀此則大野臣來大鳥里齋大鳥神自稱大鳥姓奉祖神耶といへるも古傳のまゝと聞ゆるをこの後に成れる和泉志には大鳥明神縁起帳とい

ふを引きて日本武尊の白鳥に附會したる説を擧たるは誤りなるを今に至ては、其説世に弘まりて、泉州志をとり見るものもなければ、大鳥神社の天兒屋命を祭れりとも知らざるはいと歎かしき事なり、されど古書をよく見たらんに、其惑は忽ち開けぬべし拾芥抄姓名録鈔共に大鳥連あり、

中臣部同上

中臣の事は、左京神別大中臣朝臣の條に云り、其族に姓はなくて、中臣部とのみ云るもありしとみゆ、天智紀に、常陸國貢中臣部、若子、常陸風土記に、難波、長柄、豐前、大朝、宇天皇之世、己酉年、大乙下中臣部、菟子、聖武紀、天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、賜中臣、鹿島連之姓、二十年秋七月戊寅、正六位下中臣部干稻麻呂、賜中臣葛野連、姓とみえ、東大寺奴婢籍帳、天平勝寶二年治部省牒に、下總國香取郡神戶大槻郷、戶主中臣部眞敷、同寺古文書、天平神護二年越前國檢田帳に、足羽郡草原郷、戶主中臣部大金、また小金、萬葉集廿二、下野國都賀郡上丁中臣部足國、類聚三代格貞觀十八年官符に、鹿島禰宜外正六位上中臣道繼などあるは、同氏なるべし、

民直同上

民は、神名式、大鳥郡美多彌神社とあり、祭神は天兒屋命にて、和田郷上村にありと云

るをもて、上に云る和太首に由ある事を知るべし、民は是によりて美多美と訓べし、朝家に近く仕ふる御田部を知る職號にや、この民を美多美とよむべき事は、出雲風土記、出雲郡美談郷、郡家正北九里二百四十步、所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐郷中、故云三太三、神龜三年改字美談とあるによりて、其義を辨ふべし、氏人は天武紀上に、民直大火、また民直小鮪とあるのみ、拾芥抄姓戶録部に民直とみゆ、

評連同上

評は古へ郡字に用ふる例なり、其は文武天皇、戊戌年二年に作れりと覺しき、妙心寺鐘銘に、糟屋評造、春米連、廣國あり、糟屋は筑前の郡名なり、評造は即郡領といふに同じ、大神宮儀式帳に、難波朝廷、天下立評給時、また小乙下久米勝麻呂、評督領仕奉、續紀、天平寶字八年の紀に、紀國の紀寺の事を云て、本國氷高評人、また續紀、文武四年に、衣評督、また神護景雲元年紀に、阿波國評督凡直麻呂、また那須國造、碑に、那須直章提評督、被賜、繼體紀に、韓地の名背評を、へコホリとよめり、これによりて評は古保里と訓べし、但し舊本に、評を許に作るは非なり、拾芥抄姓戶録部、姓名録抄ともに評連ある時は、許の評なる事は明了なり、また和泉國大鳥神社、流記帳に、一正一

位爾波比社一所、大鳥社、内庄中宮是也、神田參段、勅施入、葦田正里卅五坪一段、布施屋
里卅六坪、水合里一坪、郡里六坪并三ヶ坪内二段、畠地貳佰步、赤坂里廿七坪内とある
郡里の此によしあるをも思ふべし。

畝尾連、同上、

この氏は、左京神別に天辭代命子國辭代命之後とあり、出自ことなるに似たり、平田
篤胤曰、畝尾は大和香山の山足にある地名なるが、之を氏に負るは、彼山は櫛眞命神
社ある故に、兒屋命の御末の一派も、此に住て仕奉りけんが故に、左京にも和泉に
も移り住りし故に負る氏なるべし、と云るはいとよき考へなり、これに因てなほ言
へき事あり。

中臣表連、同上、

表連いまたものに見あたらす、拾芥抄姓尸録部また姓名錄抄に、中臣表連としるせ
り。

采女連、神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也、

この氏、右京神別采女朝臣の條に云り、
韓國連、采女臣同祖、武烈天皇御世、被遣韓國、復命之日、賜姓

韓國連、

韓國連の氏は、攝津神別物部、韓國連の條に云り、

阿刀連、同上、

この氏は、左京神別阿刀宿禰の條に云り、

宇遲部連、同上、

この氏は、山城神別宇治宿禰、また河内神別宇治部連の條に云るを合せ見るべし、
巫部連、同上、雄略天皇御體不豫、因茲召上筑紫豐國奇巫、令

眞源、椋大連、率巫仕奉、仍賜姓巫部連、

この氏は、右京神別の巫部宿禰の條に云へり、眞源椋大連は源の字衍なり、一本に源
眞椋に作るも非なり、天孫本紀に眞椋連とあるに従ふべし、大連二字なき本もあり、

曾禰連、采女臣、同祖、

この氏、左京神別曾根連に云り、

志貴縣主、饒速日命七世孫、大賣布命之後也、

志貴縣主は天武紀に、姓を賜ひて連となれり、故大和神別志貴連の條に云り、
若櫻部造、饒速日命七世孫、止知尼大連之後也、履中天皇御

世探櫻花獻之仍改物部連賜姓若櫻部造

この氏は、右京神別若櫻部造の條に云り、止知尼大連は、天孫本紀に、七世、孫十市根命、此命繼向珠城宮御宇天皇、御世賜物部連公姓とあり、右京神別若櫻部造の條に、履中天皇の御世櫻花を採て獻れるは、饒速日命三世孫出雲色男命之後也、四世孫物部長眞膽連とあれば、世代かなはず、止知尼連は垂仁朝に仕へ、長眞膽は履中朝に仕ふ、然るに垂仁の朝なる止知尼は、七世孫にして、履中の朝なる長眞膽を四世孫とあるはいかゞ、若しくは四世孫は三世四世とつゞくにはあらで、出雲色男より四世孫と云ふ事にや、それにては饒速日命より七世なれば合はざるなり、且天孫本紀による時は、長眞膽連はみえず、また十市根命より分れたる裔にもあらず、いつれか誤りあるべし、姓氏錄に出雲色男命とあるは、出雲醜大臣命にはあらで、其弟なる出石心大臣命の事ならんか、然らば十千根連も、此人の裔孫なれば事理かなへり、試に今その世系をいはゞ、饒速日命の子、宇摩志麻治命の子、彦湯支命の子、出石心大臣命の子、水口宿禰命の子、大綜杵命の子、伊香色雄命の子、十市根命にて、本文七世孫にあたり、しかるを一本に、十世に作るは誤れり、また履中天皇、御世の下に、物部長眞膽連の名あるべきことなり、此名なくて誰か探て獻れるにや、きこえず、

榎井部同神四世孫大矢口根大臣命之後也

榎井は、推古紀に朴井とみえて、國名を云はざるは、大和國にぞあらん、衣乃爲と訓べし、榎井氏は連、また朝臣もあれば、其より分れたる氏にて、榎井部とのみ云るもありしなるべし、中臣朝臣に中臣部氏あるが如し、中臣部かならず部曲の民とも云ひがたし、榎井部亦之に同じ、元正紀養老三年五月癸卯、從八位下榎井連持麻呂といへり、文武紀以下元正紀の七卷までに、此氏人の朝臣、姓を云は後より古へを云なるべし、仁明紀承和十二年二月己卯、和泉國日根郡人戶主正六位上春世宿禰島公、兄左坊城主典從七位上春世宿禰島人、弟主稅大允正六位上春世宿禰島長等、賜姓榎井朝臣、貫右京二條一坊、此氏は孝德紀に、物部朴井連稚子、また朴井連、(國名)齊明紀に、物部朴井連、(連)天武紀上に、朴井連雄君、此人は同紀に、物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年從車駕入東國、以有大功降恩、贈內大紫、因賜氏上とみえ、文武紀第二に、勅先朝論功行封の下に、榎井連小君とみえたり、同紀下に、小綿下朴井連子麻呂、文武紀二年十一月己卯、直廣肆榎井朝臣、倭麻呂、聖武紀神龜元年從七位上榎井朝臣大島、また天平四年正月甲子、從四位上榎井朝臣廣國、稱德紀景雲二年從五位上榎井朝臣子祖、此人を孝謙紀に小祖父、また子祖父、廢帝紀に小祖などかよはし、かけり、光仁紀寶

龜二年十一月癸卯散位從七位上榎井朝臣種人稱德紀(神護景雲二年二月己巳)從五位下榎井朝臣祖足桓武紀(延暦八年正月己酉)從五位下榎井朝臣秣鞆仁明紀(承和十五年正月戊辰)外從五位下榎井朝臣島公文德紀(嘉祥三年四月甲子)外從五位下榎井朝臣島長などみえたり、姓氏錄に榎井朝臣をばのせず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に榎井宿禰あり、舊事紀天孫本紀に、饒速日尊兒宇摩志麻治命の子、彥湯支命の子、出雲醜大臣命の子の四世孫大矢口宿禰命、孝靈天皇の朝の人とあるは、此大矢口根大臣命にやあらん、この子孫本紀にみえず、十六世孫物部荒猪連公(榎井臣等祖)惠佐古大連之子、弟物部弓梓連公(榎井臣等祖)弟物部加佐夫連公(榎井臣等祖)弟物部多都彥連公(榎井臣等祖)此連公淡海朝御世爲大連奉齋神宮とある榎井臣は連の誤りか、又別に榎井臣と云ふもありしか詳らかならず、榎井朝臣は世々の大嘗祭に石上氏と相並て、神楯矛を樹る職掌なり、文武紀(二年)に、大嘗祭榎井朝臣倭麻呂堅大楯とあるぞ始なるべき、踐祚大嘗式に、諸衛立仗諸司陳威儀物、如元日儀、石上榎井各二人、皆朝服率内物部四十人、立大嘗宮、南北神楯、就訖即分就左右楯下、胡床ともみえたり、

物部同神六世孫伊香我色雄命之後也

この氏左京神別物部の條に云り、

網部同上

網部は細井貞雄云阿比伎倍と訓べし、思ふに是は網引公の部曲の氏なるべし、故前條の網引公をも、伊香我色雄命の末とやすべからん、此二氏は神代よりの網曳なれど、氏は上はやくより衰へしなべに、八網田命の末に、漁捕にたえしもの、ありしに、其業をなさしめられたれど、神代よりの網曳に云別べくて、天皇の御末なるには、文字をかへて書來しこと、すべし、是はしも文字の傳來し後のこと、ろになしていへり、文字なかりし代には、天皇我孫の網代とそいひしならん、氏上の網引公はいよいよ衰へゆきて、吉備國にかたばかり其氏人のおちとまれど、猶部曲は和泉國に在りしにこそあらめ、此件の事は、己想やり云ることなれば、治定のことならざれど、如此りしにやと思へるまゝ、を記置るなり、猶能考べし、拾芥抄姓尸錄部に、網部とみえたりと云れど、己思ふに、網部は物部依羅連の部曲にて、なほ與佐美倍なるべし、皇別に大網臣、また續紀大神大網連などあるをも見るべし、和名抄河内國丹比郡依網(與佐美)郷こゝに由あり、

衣縫同上

この氏左京神別衣縫造の條に云り、拾芥抄に衣縫といへり、

高岳首同神十五世孫物部鹿火大連之後也

高岳は、綏靖紀に元年正月己卯、即天皇位都葛城是謂高丘宮とある高丘の地名によれるにや、大和志に、この宮趾森脇村にありとみゆ、多加哀加とよむべし、物部鹿火大連は、古事記(禮體段)に、此御世筑紫君石井不從天皇之命而多无禮故遣物部鹿火大連大伴之金村連二人而殺二人也とみえたる荒甲之大連にて、書紀には鹿火とあり、舊事紀天孫本紀に、饒速日命の子宇摩志麻治命(一世)彦湯支命(二世)出石心大臣命(三世)大水口宿禰命(四世)大綜杵命(五世)伊香色雄命(六世)十市根命(七世)物部鹿火宿禰(八世)物部五十琴宿禰(九世)物部伊宮佛連(十世)物部布都久留連(十一世)物部木連子連(十二世)物部麻佐良連(十三世)物部鹿火連(十四世)にて十四世孫なるを、此に十五世と云るは、饒速日命を加へて數へたるものなり、類聚符宣抄(元慶八年七月十七日)に、少外記高岳五常とある、此氏人なり、

安幕首同神七世孫十千尼大連之後也

安幕は、崇峻紀に、茅渟縣有真香邑(この邑は守屋大連資人捕鳥部万の墓ある處なれば、もごより物部連に由縁ある處と聞ゆ)とみえ、泉州志に、泉州郡阿間河庄、按古記曰、有真香阿理莫安幕者皆此地也、といへるは、あたれり、神名式和泉郡阿理莫神社もあ

るは、此氏人の祖神を祭れるにや、是によりて正しくは阿理万加と訓べけれど、安麻河とのみいはむも妨げなし、七世孫は上なる高岳首の條に引て云り、氏人はいまだ考へず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に安幕首とみえたり、

大伴山前連大伴宿禰同祖日臣命之後也

大伴は、左京神別大伴宿禰の條に云り、山前は孝德紀(白雉四年)造宮於山碓、東大寺奴婢籍帳(天平十三年)山背國移文に、乙訓郡山崎里みえ、和名抄山城國乙訓郡山崎(夜末佐岐)とあるによりて、夜末佐岐と訓べし、此地名を負る氏なるべし、この氏人は、類聚符宣鈔七卷(貞元二年五月十日)官符に、外記官吏主計主稅之助改姓之者、古今尤多、近則云々、主計助山前連義忠、伴宿禰姓とみえ、拾芥抄姓尸錄部に、大伴山前連とあり、

爪工連神魂命男多久豆玉命之後也、雄略天皇御世造紫蓋爪并奉飭御座仍賜爪工連姓

爪工、また多久豆玉命の事は、左京神別爪工連の條に云り、雄略天皇御世に、この多久豆玉命の裔なる某命、紫蓋爪を造りて、朝廷の大御爲に高御座を飾り奉りしによりて、爪工連姓を賜へりとなり、造紫蓋爪并とある聊か疑はし、紫蓋爪は、源稻彥考に、皇大神宮儀式帳に、紫衣笠二口云々、紫刺羽二柄とあるによらば、紫蓋紫刺爪なるべ

蓋紫刺羽等の誤なるべし、姓名錄鈔に、爪工の訓にツマタクミとあり、是正しからむ、
 掃守連、振魂命、四世孫、天忍人命之後也、雄略天皇御代、監掃
 除事、賜姓掃守連、

この氏の事、己に左京神別掃守連の條に云り、此にいはゆる天忍人命は、彦火々出見尊に仕奉りて、彦瀲尊の誕育の日に、舖設等の事を掌る職となりしより、世々其職をうけ繼て、雄略天皇の御世に、其裔孫の仕奉れるを歎美たまひて、其時掃守連と賜ひしなるべし、本書は多く抄録の文なる故に、文章缺漏ありて、詳ならぬ事多し、其心して前後の文意を迎へて讀とくべき事なり、掃守連の連を、一本に首とあり、拾芥抄姓尸錄部に、掃守連、また掃守、首ともあれば、首姓なるもありしなるべし、泉州志、和泉國泉南郡掃守、郷加守村あるは、掃守氏の居地ならんと云り、掃守はもと職名なれど、其氏人此に住るより、地名とはなれりしなり、

物部連、神魂命、五世孫、天道根命之後也、

物部連は、神饒速日命の裔にもあれば、混らはし、天道根命は、河内神別紀直の條に云り、

和山守首、同上、

和山守は、訂正本に爾岐也末毛利と訓めれど、爾岐と云ふは地名にや、また和山の山守にや疑はし、思ふに和山守首とありけむを、田の字を省きてしかよませたるか、它に證例なければ疑をかきて後の考をまつものなり、

和田首、同上、

和田は、上の和太連の條に云る、大鳥郡和田(爾木多郷)の地を負るなるべし、この氏人、
 いたまた見あたらす、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に和田首とあるのみ、

高家首、同上、

高家は、タケヘ、タカイヘ、タキヘ、などよみて國々多き郷名なれば、何れの地名を負りとも決めがたし、唯萬葉集九十二、河内國古市郡高屋みえ、神名式同郡高屋社、續紀三(九左)に、河内國古市郡人高屋連、藥などありて、本國に近ければ、由ありげなり、さらば高家は、タカヤと訓べきなり、

大庭造、神魂命、八世孫、天津麻良命之後也、

大庭は、和名抄、相摸國高座郡美濃國石津郡美作國大庭郡、但馬國二方郡、ともに大庭郷あり、相摸但馬には、訓注ありて、於保無波と訓り、こは音便なれば、於保爾波と訓べ

し、さて此地名の内、美作の國ぞ此氏の本貫なるべき、天神本紀、饒速日命の御供人の中に、五部造、爲伴領、率天物部、天降供奉、二田造、大庭造、云々とも見え、また副五部人、爲從、天降供奉、物部造等、祖天津麻良とあり、八世孫を本書により考ふるに、神魂命、男は多久豆玉命、爪工連の條、又天石都倭居命、多米連の條、又御食持命、紀直の條、孫は武津之身命、加茂縣主の條、三世孫は天枝命、天田祝山首の條に、天枝命子天爾支命とあれば、天枝命は三世孫と決はめつ、四世孫は天仁木命、爪工宿禰の條、五世孫は阿麻乃西乎乃命、今木連の條、宮部造の條、天壁立命子天背男命とみえたれば、天壁立命をば四世孫とはさだめつ、又玉櫛比古命、間人宿禰の條、又天日和志命、多米連の條、又天語連の條、田邊宿禰の條などにみえたり、又大廣目命、城原の條、又天道根命、紀直の條、川瀬の條などにみゆ、生玉兄日子命、神直の條、六世孫は阿居太都命、縣犬養宿禰、大掠置始連等の條、七世孫は天筒草命、若倭部連の條などみえたり、さてこの氏もと造姓なりしか、後に臣姓を賜へりとみゆ、其は稱徳紀に、天平神護二年十二月庚戌、美作國人從八位下白猪、臣大足、賜姓大庭、臣神護景雲二年五月丙午、美作國大庭郡人外正八位下白猪、臣證人等四人、賜姓大庭、臣とあるこれなり、されど臣姓は後世衰へつるにや、氏人もものにみえずして、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に大庭造のみ記せり、

神直同神五世孫生玉兄日子命之後也

神は加美と訓べし、交徳紀、齊衡元年十月、神直虎主、神直木並などに、賜姓大神、朝臣と云るは、大物主神の裔にて地祇なれば、この神直とは異なるを、訂正本に美和とよめるは、恐くは非ならん、此なるは神魂命の裔にて、紀直の族と思しく、紀伊の日前、國懸大神に仕奉れる故に、紀神直といふべきを省きて、神直といふものなり、光仁紀、寶龜八年三月に、紀神直、姓を賜へる事あるもの證とすべし、五世孫のつきは、大庭造の條に云り、

紀直神魂命子天御食持命之後也

この氏は、河内神別紀直の條にいへり、

大村直紀直同祖大名草彦命男枳彌都彌命之後也

この氏は、右京神別大村直の條に云り、大名草彦命、枳彌都彌命は、河内神別紀直の條に云り、枳彌都彌命を君積命ともかけり、

川瀬造神魂命五世孫天道根命之後也

川瀬は地名にはあるべからず、川瀬、舍人を置れし其造の氏なり、其は雄略紀に、十一年夏五月辛亥朔、近江國栗太郡言白鷗、鷺居于谷上、濱、因詔置川瀬舍人とある是にて、

谷上川の瀬にて鷓鴣の集り居る處を云なるべし、故加波乃勢と訓べし、其舍人の長たる造氏は、紀伊國造の氏人を用ひし故に、紀河瀬直とも云へりけむ、國造本紀に、以天道根命爲紀伊國造、即紀河瀬直祖とあり、紀をばふきても云へるか、造姓即その族なり、類聚符宣抄七、貞元二年五月、右大史川瀬、連保基、また三年十一月、主計權少屬川瀬保平、除目大成抄、寬弘六年秋、主計察權少允正六位上川瀬宿禰師光なごみえしは、此氏人なるべし、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に川瀬とありて姓なし、

直尻家、大村直同祖

直尻家は、訂正本に奈保志理乃伊閉とあるによりて訓へし、初めは直氏の後家の義にて、大村直の後へにあたれるをもて稱へるならん、其は今も片田舎には、その本宗なる家を本として、後へにあるを背戸といひ、前にあるを前と云ふに同じと思ひしかどあらず、直尻は、和泉志、今河内國八上郡直尻村ありと云へばなり、此氏ものにもえず、拾芥抄姓尸錄部に眞尻家とあるのみ、

高野、大名草彦命之後也

高野は、和泉志、日根郡高野村あり是か、又紀伊國高野山あり、大名草彦は紀伊國造にて、本國に由縁あれば、其子孫の高野に住るかありて、氏に負歟、多加奴と訓べし、氏人

史にみえず、

鳥取、角凝命、三世孫、天湯河桁命之後也

この氏は、右京神別鳥取部造、また鳥取連ありてそこに云へり、同族なから姓なき氏人もありしとみゆ、和名抄、和泉國日根郡鳥取止々利郷あり、

川枯首、阿目加伎表命、四世孫、阿目夷沙比止命之後也

川枯は、和名抄、越中國新川郡川枯郷あり、神名式、近江國甲賀郡川枯神社あり、近江の地名によれる氏なるべし、加波加禮と訓べし、加伎表の表は、一本に表とあるに従ふべし、加伎表命、夷沙比止命とも考ふる所なし、氏人は、仁明紀、承和十三年十一月壬子、勘解由主典川枯勝成とみえ、令義解序の末に、從八位上守判事少屬川枯首勝成とある同人なり、清和紀、貞觀四年八月、和泉國和泉郡人白丁川枯首吉守などあり、

荒田直、高魂命、五世孫、劔根命之後也

荒田は、神名式、大鳥郡陶荒田神社とある地に由あるべし、阿良多と訓べし、劔根命は、大和、神別葛木、忌寸の條に云り、この氏人、書紀以下國史にみえず、拾芥抄姓尸錄部に荒田直とあるのみ、荒田井直、また荒田尾直など云ふはあれど異姓なり、

天孫

也、**土師宿禰**、秋篠朝臣、同祖、天穗日命十四世孫、野見宿禰之後、**土師連**、同上、

この二氏は、右京神別土師宿禰の條に云り、清和紀、貞觀元年三月四日庚申、遣左衛門少尉正六位下紀朝臣今影、右衛門大志從六位上櫻井田部連貞雄麻呂、於河内和泉兩國、辨決陶山之爭、四月廿一日丙午、河内和泉兩國相爭、燒陶伐薪之山、依朝使左衛門少尉紀今影等、勘定爲和泉國之地、とみえたる陶山は、和泉國大鳥郡の地にて、古へより土師氏の住て、陶ものつくりに住奉れる地と聞ゆ、和泉神名式、同郡土師國神社、また泉南郡土師氏神社あるは此氏人の祭れる神なるべし、

山直、天穗日命十七世孫、日古曾乃己呂命之後也、

山直は、和名抄、和泉國和泉郡山直也、末多倍郷によれる氏なれば、也末多倍と訓みてあるべきに似たれど、この地は天穗日命の裔孫にて、山を掌る官名を負て此に住るがありしより、地名にもなれりと聞ゆれば、也万能阿多閉と訓べし、さて也万多倍はその省語なる事を知るべし、日古曾能許呂命この它ものにみえず、仁明紀、承和三年十二月己亥、和泉國人右大史正六位上山直池作弟池永等、改本居貫附左京五條、同六

年十一月癸未、左京人左大史正六位上山直池作等十人、改直字賜宿禰池作之先、出自天穗日命之後也、とみえ、この氏は、播磨風土記、賀古郡條に、景行天皇本國に到りませる時の事を云て、時賀毛郡山直等、始祖息長命、一名伊志治とあり、桓武天皇延暦四年五月の詔に、山部の御諱を避て、山部爲山との事ありしより、此姓も舊は山部直なるが、山直となれるにかとも思はる、其は東大寺正倉院文書、出雲國天平十一年大稅賑給歴名帳、漆治郷犬上里山部直字奈吾山部直島村山部直馬手などあるを、姓氏錄にも山部直はなく、山直と記し、續後紀以下にもみな山氏のみなればなり、されど播磨風土記に山直とあれば、もごより山直なりしか、考ふべし、清和紀、貞觀八年七月十五日、肥前國基肄郡擬大領山春永、光孝紀、仁和元年十二月廿三日、備前國上道郡人白丁山吉直、大間成文抄、延久元年十二月、播磨大掾正六位上山宿禰吉武、朝野群載、應德三年十一月、主殿女孺正六位上山宿禰清子などあり、拾芥抄、姓尸錄部に山直と記せり、

石津連、天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也、

石津は、仁德紀、六十七年、河内石津原、大鳥神社流記帳に、津川所謂石津者、難波長柄、豊前朝廷之御領、伊岐宮造料、石從讚岐國運置津也、仍名者、和名抄、和泉國大鳥郡石津以

之都郷とある地を負り、以之都と訓べし、野見、宿禰は、右京神別土師、宿禰の條に云り、塵袋卷五に、尾張國に大吳里と云ふ所あり、舊記には大塊とかけり、根元をたづぬれば、卷向日代の宮の御宇天皇、國におはしましける時、西の方に大にももの、わらふこゑのしければ、あやしみおそろき給ひて、石津田、連と云ふ人をつかはしてみせらるゝに、かほは牛のごとくなるもの、あつまりて、わらひけるこゑのをひた、しかりけるを、此石津田すこしもをそるゝ心なくして、劔を抜て一々に切てけり、自是其所をは大斬里と云ひけるを、後に謬りておほくれとは云ひなせるとかや、とある石津田、連は、石津、連なるべくおほゆるなり、もし然らば其時代を推すに、野見、宿禰の子なるべし

民直、同神十七世孫、若桑足尼之後也、

この氏、己に上に云り、若桑足尼はいまたものに見あたらす、

若犬養宿禰、火明命十五世孫、古利命之後也、

この氏は、上の河内神別若犬養、宿禰の條に云り、十五世は、左京神別尾張宿禰の條に云り、天孫本紀に、十六世、孫尾治坂合連、金連之子、此連、允恭天皇、御世、爲龍臣供奉、次尾治、古利、連とあるは、即古利、命と聞ゆれば、允恭の朝、ころの人なり、此に十五世とある

丹比連、同神男天香山命之後也、

この氏は、右京神別丹比宿禰の條に云り、

石作連、同上、

この氏、左京神別石作連の條に云り、

津守連、同上、

この氏は、攝津神別津守宿禰の條に云り、

網津守連、同上、

網は、古へ依羅之阿毘古、また依網池などありし地にて、其處なる津守の職なるへし、故與佐美能都母里と訓べし、

棕連、同上、

棕は、細井貞雄云、地號なるべけれど、ものに見えず、和名抄に、近江國甲賀郡藏部(久良布)とあるは、此部曲の居住せし地にや、こゝは天武紀、上に倉歷、また玉倉部邑などみえし地なればなり、(玉倉部の玉は、たゝへことばにいへるなり)と云り、されど棕連は職號にて、白鳥、棕人(續紀廿九卷)池上、棕人(姓氏錄春日倉首(續紀二卷)當麻倉首(古事

〔記〕忍海、倉連、續紀卅四卷などの類にて、和泉に住る椋連にはあらざるか、天武紀十三年十二月己卯、尾張連、倉連、云々、賜姓曰宿禰とありて、尾張連と並記せるは本姓なる事明けし、拾芥抄、姓尸録部に椋連みゆ、

綺連、津守連、同祖、天香山命之後也、

綺は、和名鈔布帛部、蔣魴切、韻云、綺、一云於利毛能、又一訓加無波太、似錦而薄者也、また山城、相樂、郡蟹幡、加無波太、郷、神名式、同郡綺原坐健伊那、那、太、比、賣、神社ありて、今綺田村といふによりて、加無波多と訓べし、加無波多は神に獻る衣服を織る由にて、神機の義ならん、加無波多と訓べし、此氏人は、神に獻る服を織る職業と聞ゆ、天孫本紀に、天香語山、命の後、建田背、命、神服連祖と云るにても、綺の神服なる事を知るべし、なほ大和、神別服部、連の條下に云る、神服部氏の事と合せ考へよ、

高市縣主、天津彦根命、十四世孫、建許呂命之後也、

この氏は、右京神別高市連と合せ考ふべし、古事記に、天津日子根命者、高市縣主、云々之祖也とみえ、天武紀上に、先是軍金網井之時、高市郡、大領高市縣主許梅、儻忽口閉而不能言也、三日之後、方著神以言、吾者高市杜所居名事、代主神、又牟狹社所居名生靈神者也、乃顯之曰、於神日本磐余彦、天皇之陵、奉馬及種々兵器、使亦言、吾者立皇孫命之前

後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、且言、自西道軍衆將至之、宜慎也、言託則醒矣、故是以便遣許梅而祭拜御陵、因以奉馬及兵器、又捧幣而禮祭高市身狹二社之神とみえ、同紀下、十二年十月己未、高市縣主、賜姓曰連とありて、此時より連姓となれり、この氏は、東大寺正倉院文書、山背國愛宕郡出雲郷雲上里神龜三年戶籍に、大初位、下高市縣主笠賣とみえたるのみ、

末使主、天津彦根命子彦稻勝命之後也、

末は須惠と訓、國造本紀に、須惠國造、志賀高穴穗、朝茨城、國造、祖建許呂命、兒大布日意彌、命、定賜國造とある須惠にて、和名抄に、上總國周淮、季郡これなり、この國造同祖なるをもて、末使主を氏に負りしなるべし、彦稻勝命の天津彦根命の御子なることものにみえず、本書の額田部條に、天津彦根命、孫意富伊我郡命、また高市連の條に、同神三世孫彦伊賀郡命あり、同人と思ゆ、さて其彦伊賀郡と彦稻勝と、訓讀の近く聞ゆるをもて考ふるに、伊賀郡は稻勝の畧語か、伊賀郡は賀の上に那字脱たるかにて、是も同人なるべし、さらば子は子孫までをかけて云るものにて、其御子の義にはあらざるべし、この氏は、稱德紀、神護景雲元年八月癸巳、正六位上咒禁師末使主望足、仁明紀、承和十一年十二月丙戌、山城國紀伊郡人末使主、主事原本脱たるを、今姓氏錄に據

て之を補ふ、逆麻呂改本居貫左京三條、この下にも某坊の脱たるべしとあるのみ、拾芥抄姓尸録部に、米使主とある米は末の誤りなり、

穴師神主、天富貴命、五世孫、古佐麻豆知命之後也、

穴師は阿那志と訓べし、神名式、大和國城上郡穴師坐兵主神社、(名神大、月次、相嘗、新嘗、) 卷向坐若御魂神社、(大、月次、相嘗、新嘗、) また穴師、大兵主神社とある、穴師に由あるべし、此穴師の神は、素盞鳴尊と御食津神とを申せるにや、和泉國和泉郡泉穴師神社二座、兵主神社、粟神社、とついでたるも故あるべし、和泉神別なるをもて云はゞ、泉穴師に由あるべし、此泉と云は、和名抄に、和泉國和泉郡上泉、(加美都、以都美、) 下泉とあるものなり、こゝにいみじき泉のありしから、國號に負しならん、神名帳に、同郡に、泉井上神社と云るも泉に由あるをや、今國府清水と云を、亦名和泉井と云るは是なるべし、穴師神の末に、天富貴命、また古佐麻豆知命と云ふありと見ゆ、いづれも古典に見えざる名なれば考ふべき由なし、細井貞雄云、穴師神社は天忍穗耳命を齋ると云り、皇祖神にしも在ば、殊に其神主を立て祭るなり、天富貴命は天之保伎乃命と訓べし、と云り、なほよく考ふべし、然るにこの富貴命をしも、平田氏は古語拾遺にいほゆる、太玉命の孫なる天富命なりなどいへるは、證なき事にてとるにも足らずなむ、神主は加

美奴斯と訓へし、加牟奴之と云は音便なり、神主はむねと神事を主るものを云り、神功紀に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、別命武内宿禰、命撫琴、喚中臣、烏賊津使主、爲審神者、云々あるにて、自ら事をとりて祭りするを神主と云事を思へ、拾芥抄姓尸録部に、穴師とのみしるして神主としるさざるは、當時には神主を失ひしにやあらむ、神主は姓にはあらず、其職を氏にそへ云ふものにて、彼荒木田渡會の二氏、古は只神主とのみ云へりしも、其主とある神事に仕奉をもてなり、此氏は國史に見えず、

坂合部、火闌降命、七世孫、夜麻止古命之後也、

坂合部の事は、左京神別坂合部宿禰、火明命の末なるにて、思ふに、火闌降命といふも、或は同祖なるをししか誤れるにはあらざるかなほよく考ふべし、夜麻止古命ものに見あたらす、

地祇、長公、大奈牟智神兒、積羽八重事代主命之後也、

長は、允恭紀に、阿波國長邑、和名抄に、阿波國那賀郡とある地なるをもて、之を古書に考ふるに、國造本紀に、長國造、志賀高穴穗朝御世、以觀松彦色止命、九世孫、韓背足尼、定賜國造とある長國の地を負る氏なり、然るを上田百樹、また内山真龍、また伴信友の

人々は、大奈牟智神といふによりて長柄首によしある事とのみ拘泥て、長の下に柄字脱たるならん、又長の一字にてナガラとよむべし、されど拾芥抄に、長柄直はありて、長、公と云は見えす、など論へるは皆非説なり、國造本紀に、觀松彦色止、命と云るは、意岐國造條にも、觀松彦伊呂止、命とありて、播磨風土記、讚容郡條に、邑寶里、(土中上)彌麻都比古命治井滄、即云、吾占多國、故曰大村、治井處號御井、村云々、久都野、彌麻都比古命告、云、此山踰者可崩、故云久都野、後改而曰宇努、云々と云る彌麻都比古ならんには、大己貴命の御子にもあるべし、且長、公は、事代主命の後なるを、續後紀に、長我孫葛城、云々、事代主命、八世孫忌毛宿禰之後也、と云るは、此長、國造長、直と同氏と聞え、式に勝浦郡事代主神社あり、長、直の世々勝浦郡に居りしさまに聞ゆるも由縁あり、光仁紀に、寶龜四年夏五月辛巳、阿波國勝浦郡領長、費人立言、庚午之年、長、直、籍背著費、字、因茲前郡領長、直、枚夫披訴改、注長直、天平寶字二年國司從五位下豐野、真人篠原、以無記驗、更爲長費、官判依庚午籍、清和紀貞觀三年、節婦阿波國勝浦郡人長、直、大富賣、とあるも、由縁あるを思ふべきなり、

新撰姓氏錄考證卷之十七終

新撰姓氏錄考證卷之十八

常陸 栗田 寛 著

左京諸蕃上

起太秦公宿禰氏 筑紫史三十五氏

漢 太秦公宿禰、秦始皇帝十三世孫、孝武王之後也、男功滿、王足仲彦、天皇(諡仲哀)八年來朝、男融通王(一日弓月王)譽田、天皇(諡應神)十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、大鷓鴣、天皇(諡仁德)御世、以百二十七縣秦民分置諸郡、即使養蠶、織絹、貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟、温煖肌膚、賜姓波多、公秦、公酒、大泊瀨、幼武、天皇(諡雄略)御世、絲綿絹帛、悉積如岳、天皇喜之、賜號曰禹都萬佐、

太秦は、下文に禹都萬佐とあるによりて訓べし、禹豆麻佐は、もと絲綿絹帛のうす高く積りたるさまを稱て賜へる、號にして姓氏にはあらぬを後には氏になれるなり、伊呂波字類抄に、太秦、廣隆寺本名也、とみえ、今も山城國葛野郡太秦といふ地號あり、

山城は秦氏の本貫の地なれば、そこにも氏人のすめるによりて地號となれるなるべし、書紀應神卷に、十四年、是歲弓月君、自百濟來歸、因以奏之曰、臣領己國之人夫百二十縣而歸化、然因新羅人之拒、皆留加羅國、爰遣葛城、襲津彥、而召弓月君之人夫於加羅、然經三年而襲津彥不來焉、十六年八月、遣平群木苑、宿禰的戶田宿禰、於加羅、仍授精兵、詔之曰、襲津彥久之不還、必由新羅人拒而滯之、汝等急往之、擊新羅、披其道路、於是木苑、宿禰等、進精兵、蒞于新羅之境、新羅王愕之、服其罪、乃率弓月君之人夫與襲津彥共來焉、(こゝに弓月君、是秦造之始祖也、と云ふことのあるべきに、無きは漏たるなり)古事記(同段)に、秦造之祖、云々等、參渡來也、とあり、本文に、秦、始皇帝三世孫、孝武王は、記傳に、此に秦、始皇三世孫、孝武王と云て弓月を其孫とす、然るとききは弓月は始皇が五世孫なり、此外の氏の條にも五世孫と云るあり、然るに秦始皇の終の年は孝元天皇五年にあたりて、應神天皇元年まで四百八十年なれば、時代合はず、若しは孝武王は十三世孫なるを十字の脱たるにて、弓月は十五世孫か、一の秦忌寸條に、始皇十四世孫、尊義王之後也、とある尊義王は、功滿王が兄弟か、此、世數ぞ年數に叶へる、さて又功滿王、仲哀天皇、御世來朝、とあるも傳の誤なるべし、さて弓月王とは、一の秦忌寸條にも王とあり、凡て漢韓へは其王には非るをも、王の族なる者をば某王と云る例常に多し、弓

月と融通とは一言の轉れるなり、二十七縣は、二上に百字の脱たるなるべし、さて弓月君の歸化れること、新井氏云、三韓の中の辰韓は、もと秦の亡人苦役を避て來て韓國に返れるを、馬韓其東界の地を割あたへたるなり、故に秦韓とも云り、其地北方濊貊と相接す、さて始皇三十二年、蒙恬をして、兵三十萬人を發して、長城を築かしむ、卅五年太子扶蘇をして、蒙恬が軍を上郡に監せしむ、卅七年、始皇崩、官者趙高亂を起し、胡亥を立て扶蘇に死を賜ふ、と云り、然れども我國の秦氏、始皇三世孝武王の後なりと云ふに依らば、扶蘇死せずひそかに逃れて遼を度り來れるにや、又は子ありて其亂を避て遂に濊貊の地に君たりしを、孝武王と云ひしにや、さてかの長城の卒の扶蘇父子の間從ひ來れる者ども、馬韓東界の地を得て舊君に服屬せしが、功滿融通の時に、隣敵のために國を亡ひて百濟に屬し、遂に國人を率て我國に來れるなり、晉大康の後、辰韓の朝貢絶たり、とあるも、秦氏我國に來れる時と合り、(已上)と云り、功滿王は、八年に來朝し、融通王は、山城蕃別に秦忌寸、太秦、公、宿禰同祖、秦、始皇帝之後也、物智王、弓月王、譽田、天皇諡應神、十四年來朝、上表歸國、率百二十七縣、貊姓歸化、并獻金銀玉帛種々、寶物等、天皇嘉之、賜大和、朝津間、腋上地、居之焉、とあり、百二十七縣民を率て來りし事、仁德朝にかけて云ると、應神朝にかけたるとはいさゝか違へり、融通の子

眞徳王次に普洞王、大鷲鶴、天皇諡仁徳御世、賜姓曰波陀、今秦字之訓也(秦忌寸條)とあるは、本文に、秦王所獻絲綿絹帛服用柔軟、温煖肌膚、賜姓波多公と云ふに合へり、普洞王の次、雲師王次に武良王あり、普洞王男、秦公酒、大泊瀬稚武、天皇諡雄略御世、備普洞王時、秦氏總被劫畧、今見在者十不存一、請遣勅使、檢括摠集、天皇遣使、小子部雷、率大隅阿多、隼人等、搜鳩集得秦氏、九十二部、一万八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛饒詣闕貢進、如丘如山、積畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹、郡万佐、是盈積有利益之義とあるは、本文酒公以下の條にあへり、書紀雄略卷に、十二年、秦酒君云々、十五年、秦民分散、臣連等各隨欲、驅使勿委、秦造由是秦造酒、甚以爲憂、而仕於天皇、々々愛寵詔聚秦民、賜於秦酒公、々々仍領率百八十種、勝部、秦獻庸調絹、充積朝廷、因賜姓曰禹、豆麻佐、二云禹、豆母利麻佐、皆盈積之貌とあり、秦民とは弓月君が率て來つる百廿七縣の民なり、仕字は白などの誤か、又此字の上に文脱たるか、秦酒公は姓氏錄になほ處々見ゆ、賜姓とは賜號とこそあるべけれ、禹豆麻佐は姓には非ず、此後も姓はなほ秦なるをや、さて此號の意、禹豆は今言にも、物を多く積たる貌などを禹豆高しと云に合り、万葉十五に、名爾於布奈流門能字頭之保爾と云るも、高き潮ときこゆ、母利と云るも、盛又森などの意と、同く通ひて聞ゆ、麻佐は、即百八十種、勝部とある

勝なるべし、姓氏錄諸蕃に、勝と云姓もあり、又上勝、不破勝、茨田勝、など戸にもありて、即秦勝と云ふもあり、是らみな加知と訓は誤にて、麻佐と訓べき也、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云ふ訓を取たる借字なるべし、(寛云此に説あり、上勝の條下に云るを見て知るべし)さて禹豆麻佐に、太秦の字を書は何時よりのことならむ、又本文に、秦王は融通王を詔へるなり、温煖肌膚、云々は、古語拾遺にも、所貢絹綿、軟於肌膚、故訓秦字、謂之波陀とあれど、若これらの義ならば、温或は軟の言を取てこそ名くべけれ、肌と云ふ言を取るべき由なし、新井氏も此説を信ずて、波陀は韓國の語なりと云へり、古語拾遺右のつゞきに、仍以秦氏、所貢絹、纒祭神、鈕首、今俗猶然、所謂秦機織之緣也、と云ふことも見ゆ、上に引る秦忌寸のつゞきに、役諸秦氏、構八丈、大藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏、官員以酒爲長官、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平二十年、在京畿者咸改賜伊美吉姓也、こゝに秦氏とあるは、秦民の誤なるべし、又禹豆麻佐の義を云るに、有利益之義とは、麻佐を益の意に見たるひがことなり、古語拾遺に、隨積埋益也と云るは、殊に俗説なり、大藏の事、古語拾遺にも見えたり、此といさゝか異なり、又欽明紀に、秦、大津父と云ふ人を拜大藏省と見え、召集秦人、漢人等、諸蕃投化者、安置國

郡、編貫戶籍、秦人戶數惣七千五十三戶、以大藏、掾爲秦仲造、とあり、此大藏掾は秦、大津父なるべし、仲造は其部の長なり、(以上記傳に據)なほ秦氏これかれ見えたり、書紀推古卷に、秦造河勝云々、因以造蜂岡寺、此寺同卷に、葛野秦寺ともあり、山城國葛野郡太秦村にあり、太秦又河勝が事種々の説あれども、佛徒の云ひ出でたる例の忘説なり、皇極卷に、葛野秦造河勝などありて、山城國葛野郡本居なり、同卷歌に、此河勝がことを禹都麻佐波云々、とよめり、色葉字類抄諸寺部に、太秦廣隆寺本名也、とみえ、今も山城國葛野郡太秦といふ地號あり、故山城國は秦氏の本貫の地なる故に、そこに此氏の人の住たれば、もとなり稱號とせる宇都麻佐を移して地名ともせるならん、さて後其地に寺を建て太秦と云へりしなるべし、續後紀五(七右)に、承和三年三月甲子、山城國人秦宿禰氏繼、改本居貫附四條三坊、天武卷十二年九月、秦造賜姓曰連、十四年六月、秦連賜姓曰忌寸、持統卷十年五月、秦造綱手、賜姓爲忌寸、續紀八に、秦朝元賜忌寸姓、天平二年三月、諸蕃異域風俗不同、若無譯語、難以通事、仍仰秦朝元云々等五人、各取弟子二人、令習漢語者、とみえ、十四(十三右)に、天平十四年八月丁丑詔、授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜太秦公之名、并云々、以築大宮垣也、(宇豆麻佐をば此にも名と云ふ、姓氏錄にも號とあるを以て、姓には非ざることを知るべし、然るに姓氏錄に、太秦

公宿禰と標られたるは、何の御代に姓には賜ひけむ、さて秦下とある下は忌寸の誤か、桓武紀卅八に、授正七位上太秦公忌寸宅守、從五位下、以築太政官院垣也、こゝに忌寸とあれど、此姓を賜へる事史にもれたり、かく此氏人の宮垣を築けるは、大堰を築ける故事によれるにもあるべし、極めて故こそありつらめ、十七(十二右)同二十年五月乙丑、右大史正六位上秦老等一千二百餘烟、賜伊美吉孝謙紀、天平神護二年十二月丁酉、大和國人正八位下秦勝古麻呂等四人、賜姓秦忌寸、神護景雲三年五月己丑、攝津國豐島郡正七位上井手小足等十五人、賜姓秦井手忌寸、(天平十五年五月癸卯に、正六位上秦井手乙麻呂あり、此族と見ゆ)西成郡人外從八位下秦神島正六位上秦人、廣主等九人、秦忌寸、同年十一月壬午、彈正史生從八位下秦長田三山、造宮長、上正七位下秦倉人皆主、造東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂、賜姓秦忌寸、桓武紀延曆七年八月戊子、對馬島守正六位上穴咋皆麻呂、賜姓秦忌寸、以誤從母姓也、仁明紀承和元年二月丁酉、山城國葛野郡人從八位上物集廣永、同姓豐守等、賜姓秦忌寸、承和四年十一月甲申、山城國人造酒司史生秦忌寸伊勢麻呂等、改本居貫附右京九條四坊、文德紀天安元年九月辛酉、中宮少屬正七位上秦忌寸永岑、賜太秦公宿禰姓、脫山城國占著左京光孝紀、仁和元年十二月十五日乙丑、山城國葛野郡人大膳少進正六位上秦忌寸氏立父子六人、改

本居貫附左京四條二坊三代實錄七(三十右)貞觀五年九月五日甲午山城國葛野郡人秦忌寸春風秦忌寸諸長等三人賜姓時原宿禰其先秦始皇之後也貞觀六年十一月八日壬戌讚岐國多度郡人美作掾從六位下秦子上成弟无位秦人彌成等三人賜姓忌寸本系出自秦始皇帝也(元慶七年十二月廿五日丁巳)に左京人秦宿禰永厚秦公直宗山城國葛野郡人秦忌寸永宗右京人秦忌寸越雄左京人秦公直本等男女十九人賜姓惟宗朝臣永厚等自言秦始皇十二世孫功滿王子融通王之苗裔也云々率百二十七縣人民譽田天皇十四年歲次癸卯是馬内屬也この氏の宿禰になりしことは見えず續後紀承和三年の所に宿禰と云るがあれば其より前にもなれるなるべし(後紀廿二四左弘仁三年正月辛未外從五位下秦宿禰智奈理とみえたり)この氏人は孝德紀に秦吾寺天智紀に小山下秦造田來津天武紀上に秦造熊近江將秦友足秦忌寸石勝同下卷大錦下秦造綱手卒由壬申年之功贈大錦上位文武紀(大寶二年四月丁未)從七位下秦忌寸廣庭また慶雲元年正月癸巳從六位下秦忌寸百足聖武紀(天平六年正月己卯)從七位上秦忌寸大宅また天平十二年十一月甲辰正六位上秦前大魚(同十三年十二月丙戌)參河介たる事みえ十八年九月庚戌に外從五位下秦忌寸大魚爲下野守孝謙紀(天平勝寶二年二月乙巳)正六位上秦忌寸首麻呂廢帝紀(天平勝寶八年十月庚午)

正六位上秦忌寸智麻呂また寶字八年十月庚午正六位上秦忌寸伊波多氣稱德紀(天平神護元年三月己亥)正六位上秦忌寸公足また(神護景雲元年正月己巳)正六位上秦忌寸養守また同年八月庚子散位正七位上秦忌寸眞成(神護景雲二年三月甲子)正八位上秦忌寸弟麻呂光仁紀(寶龜元年三月壬午)内掃部司員外令史正六位上秦刀良また(二年十一月)從五位上秦忌寸元環また(同七年三月癸巳)外從五位下秦忌寸石竹(按に上の伊波太氣同人なるべし)桓武紀(延暦三年正月己卯)正六位上秦忌寸長足また(同年十一月癸卯)外從五位下秦造子鳥また(同年十二月乙酉)山背國葛野郡人外正八位下秦忌寸足長また(同四年正月癸卯)授秦忌寸馬長外從五位下桓武紀(延暦十五年七月戊戌)外從五位下秦忌寸都岐麻呂(大同元年三月壬午)以下には秦宿禰とかけり(嵯峨紀(弘仁三年正月辛未)外從五位下秦宿禰智奈理また廿二十左)同五年五月庚申(无位)秦忌寸廣刀自仁明紀(承和八年十一月丙辰)外從五位下秦忌寸福代又(承和十四年八月己酉)遠江國藤原郡人秦成女正六位上秦忌寸福代文德紀(仁壽三年正月己亥)從七位下秦忌寸島子また(天安元年九月辛酉)中宮少屬正七位上秦忌寸永岑(清和紀(貞觀元年十一月廿七日)從七位下秦忌寸秋野また(同三年七月十四日)正七位下秦忌寸高志繼また(六年正月八日)无位)秦忌寸今子又(同年八月八日)秦忌寸善子また(同

七年十一月三日庚辰美作國久米郡人秦豐永天性孝行志在恭順幼稚之年致養二親父母亡後常守墳墓叙位三階免同籍課役表門閭令衆庶知焉又八年十月二十五日秦忌寸安統陽成紀元慶四年二月十七日出羽弩師從七位上秦忌寸能仁進甲冑百一十とみえ其十一月に外從五位下に叙せらる私殺を以て軍糧を助けしを以て也又同五年十月十日秦忌寸常吉また同七年正月七日正六位上秦忌寸永宗

秦長藏連太秦公同祖融通王之後也

秦は上に云る如く波太なり長藏は其職號をとりて複姓としたるなれば地名にはあらず奈賀久良と訓べし古語拾遺に至於後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建内藏分収官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部至於長谷朝倉朝秦氏分散寄隸他族秦酒公進仕蒙寵詔聚秦民賜於酒公仍率領百八十種勝部置織貢調充積庭中因賜姓字豆麻佐自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏齊藏内藏大藏秦氏出納其物東西文氏勘錄其簿是以漢氏賜姓爲内藏大藏令秦漢二氏爲内藏大藏主鑰藏部之緣也また姓氏錄山城蕃別秦忌寸條に大泊瀬稚武天皇盤雄略朝云々役諸秦氏構八丈大藏於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮是時始置大藏官員以酒爲長官とある大藏とも八丈大藏とも云る即長藏な

り齊明紀に秦大藏造萬里また東大寺正倉院文書(天平十七年左蕃寮解)に大初位上守少屬秦大藏連道成と云ふ人みゆこれに因ていは長藏とも大藏とも通はし云りしなり廣隆寺由來記推古朝の人に秦長倉多牟部あり

秦忌寸同王五世孫丹照之後也

この氏の事太秦公宿禰の條に云り融通王五世孫は廣隆寺緣起に秦氏系圖をのせたるに融通王普洞王酒秦公意美秦公忍秦公丹照秦公と序てたり五世にあたり氏人も太秦公宿禰の下に擧たり

秦忌寸同王四世孫大藏秦公志勝之後也

こは上の忌寸姓と同姓なれど四世より分れたると五世より分れたると其派いさゝか異なり大藏秦公は上の秦長藏連の條に云る如く大藏を負る秦公氏ありしなるべし志勝の志は秦氏系圖に忍秦公とある人を志と誤りしにて勝は秦勝の勝をそへて云るなるべし同王四世孫を一本に太秦公同祖とあり又一本には太秦公宿禰同祖とかけり勝を膳に作るもあり

秦造始皇帝五世孫融通王之後也

始皇五世は秦氏系圖に秦始皇帝故亥武孝竺區宋孫王法成王功滿王融通王とあり

て一世たがへり此氏孝德紀に朴市秦造田來津あり天武紀十二年九月秦造賜姓曰連また持統紀十年五月詔大錦上秦造綱手賜姓爲忌寸とみえたれば造より連にうつりまた忌寸姓になれるなり東大寺文書延喜二年十一月に近江國愛智郡大目郷居住依知秦公父子その郷の刀禰に前擬大領正六位上依知人公又雄正六位上依智人公房雄右兵衛從八位上依智人公春影大初位上依智秦眞東大寺文書延喜廿年九月十一日右大臣忠平少書史依知秦友頼西宮抄位錄條○天德四年正月十八日中務錄依智秦時頼外記日記天慶五年五月七日王計少屬依知秦良範除目大成抄三延喜十四年信濃少目依知秦公岑範朝野群載天曆十年六月十三日伊賀權掾依智秦宿禰正頼吉記元暦元年十一月近江掾依智秦盛清などあるは朴市秦造の裔なるべし依智は和名抄に近江國愛智衣知郡とある郡名をとれるものと聞ゆ

文宿禰出漢高皇帝之後鸞王也

文は職號にて文籍を掌るに起れり布美と訓べし漢高皇帝は劉邦が事にて諡を高祖といへりこの鸞王の後に王狗と云ふが百濟に轉り住みて其孫に王仁と云ふあり應神紀十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹云々阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚郎子師焉於是天皇問阿直岐曰如勝汝博士亦有耶對曰有王仁者

是秀也時遣上毛野君祖荒田別座別於百濟仍徵王仁也云々十六年春二月王仁來之則太子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不通達故所謂王仁者是書首等之始祖也古事記(應神段)に又科賜百濟國若有賢人者貢上故受命以貢上人名和邇吉師即論語十卷千字文一卷并十一卷付是人即貢進此和邇吉師者文首等祖この和邇吉師の吉師は新羅國の官十七等の中の第十四を吉士と云ふよし北史に見えたればそれなるべし和邇は書紀に王仁とあるに同じ其祖父を續紀に王狗とあれば王は姓なるべしされど記に和邇とあると照してワニとこそ讀むべけれこの王仁が漢籍を獻りける時より文字を讀習ふ事も始りけるを以て文と云ふ氏をば負るなるべし氏は書紀雄略卷に河内國古市郡人書首加龍齊明卷に河内書首關名天武卷に書首根麻呂など見え同卷十二年九月文首賜姓曰連十四年六月書連賜姓曰忌寸桓武紀延暦十年夏四月戊戌左大史正六位上忌寸最弟播磨少目正八位上武生連眞象等言文忌寸等元有二家東文稱直西文稱首相比行事其來遠焉今東文舉家既登宿禰西文漏恩猶沈忌寸最弟等幸逢明時不蒙曲察歷代之後申理無由伏望同賜榮號永貽孫謀有勅責其本系最弟等言漢高皇之後曰鸞々之後王狗轉至百濟々々久素王時聖朝遣使徵召文人久素王即以狗孫王仁貢焉是文武生之祖也於是最弟及眞象等八

人賜姓宿禰仁明紀承和元年五月壬子河内國人正六位上^{文忌寸繼立改忌寸賜宿禰}
焉云々繼立等之先並百濟國人也とありさて此氏にまぎらはしきことゞも多し其
はまづ此氏の外に別に文直と云ふ氏あり其は和邇が後にはあらず漢直より別れ
たる氏にて戸も直にて姓氏錄に文忌寸坂上大宿禰同祖都賀直之後也とあり書紀
に其氏人もこれかれ見えたり首と直との戸を以て辨ふべしさて其氏人は世々倭
國に居りし故に倭文直と云ふ此和邇が後なるをば河内文首と云へり右に引る續
紀などに東文とあるは倭文直なり西文とあるは河内文首にて東西を即やまどか
ふちと訓ことなり學令に東西史部とある義解に居在皇城左右故曰東西也とあり
但し此注はまぎらはし皇城の左右には拘はらず河内は西倭は東なる故に東西と
云ふなりたとひ皇城の左に居ても倭國なるをば東と云るをやさて天武天皇の御
世に至て文首も文直も共に連となり文忌寸になれるより兩氏いよ紛らはしけ
ればたゞ東西を以て辨ふるなり續後紀三に左京人文忌寸歲主同姓三津等賜姓淨
野宿禰河内國人文忌寸繼立改忌寸賜宿禰焉歲主三雄繼立等之先並百濟國人也と
ある繼立は河内人とあれば西文なるべく歲主も一に擧たれば西文なるべしさて
文氏の先は漢國人なれども百濟を経つれば其國人と云へるもたがはず神祇令に

六月十二月晦日大祓東西文部上祓刀讀祓詞義解に東漢文首祝詞式大祓詞終に東
文忌寸部獻橫刀時呪西文部准之此文部の刀を奉り祓詞を讀儀は四時祭式に見え
たりその祓詞と云ふは式の大祓詞の末に載たる謹請皇天云々の文にて義解に謂
文部漢音可讀者とありさて此氏人が如此刀を獻り詞を讀むことは其本國の傳事
なるべきを何れの御代よりか難へ用ひ始め賜ひけむさて此文部とあるをフヒト
べと訓は非なりフヒトべと訓べきは史部にて別なり其は學令に東西史部とあり
て義解に前代以來奕世繼業或爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也とありて此は
某史と云戸の氏々の倭河内に居を云り文首文直の事には非ず思ひ混ふべからず
さて又右の神祇令の義解に東漢文直西漢文首とある漢は共に漢國人の末の氏な
る故に云り凡て漢國より來たるを漢某と云へり然るに又別に漢直と云ふ氏もあ
りて混ひやすし心得おくべし但皇極紀に倭漢書直縣孝德紀に倭漢書直麻呂など
云ふ人見えたるこれらは倭文直は漢直より別れたる氏なるを以て漢と云へるな
り義解に云る意と異なりさて又文字阿夜とも訓故にかの漢直と紛ひて文首文直
の文をアヤと訓ることもあり非なり凡て此文首氏のごとは右の如く種々混亂や
すきことゞも多しよくせずは誤るべし(上記傳の説による)

文忌寸、文宿禰同祖、宇爾古首之後也

この氏文宿禰と見合すべし、宇爾古首他に見當らず、この氏人は、持統紀に、文忌寸博勢、續紀一に博士とあり、此人等八人を南島に遣して國を覓し事、二年四月に見ゆ、また文忌寸赤麻呂、また文忌寸智徳、文武紀、慶雲元年正月正六位上文、忌寸釋加、四年十月戊子、從四位下文、忌寸禰麻呂卒、遣使宣勅、贈正四位上、并賜施布、以壬申年功也、この人の墓版を、天保二年九月に、大和國宇陀郡八瀧村に掘得たる事あり、其文に、壬申年將軍左衛士督正四位上文、禰麻呂忌寸、慶雲四年歲次丁未九月廿二日卒とあり、狩谷望之か考に、禰麻呂、日本書紀に、根麻呂に作り、續紀、或は尼麻呂に作る、皆同じ、天武天皇の吉野を發して伊勢に至りたまふ時、禰麻呂等二十餘人之に從ひ奉りき、天皇美濃に遷りて後、禰麻呂をして兵に將として大友皇子を近江に討て之を平く、是年壬申にあたり、誌に、壬申年將軍とは之を云り、天皇の十二年姓を連と賜ひ、十四年に再び忌寸とせらる、文武天皇大寶元年壬申年功を以て食封一百戸を賜ひ、又中功を以て功田八町を二世に傳へしむ、續紀に、慶雲四年十月戊子卒す、この文上にあり、故に略けり、とあれど誌によるに、史文疑ふらくは誤りならん、正四位上は是贈位なる事、寶龜二年四月記、天平寶字元年十二月記、並に贈正四位上とあるもの證とすべし、

誌に贈といはざるは作者の誤り、其左衛士督たる事を史にのせざるは闕文なりと云り、元正紀、(靈龜二年四月癸丑)詔、壬申功臣贈直大壹文、忌寸知徳息、從七位上鹽麻呂、贈正四位上文、忌寸禰麻呂、息、正七位下馬養、賜田各有差、また孝謙紀、(天平寶字元年十二月壬子)太政官奏曰、旌功錫命、聖典所重、褒善行封、明王所務、我天下也、乙巳以來、人々立功、各得封賞、但大上中下、雖載令條、功田記文、或落其品、今故比校昔令、議定其品、云々、壬申年、功田贈正四位上文、忌寸禰麻呂、同年、功田八町贈直大壹文、忌寸智徳、同年、功田四町、云々、中功合傳、二世とみえ、(養老三年五月癸卯)無位文部、此人等二人、賜文忌寸姓、また養老四年六月壬辰、文部黑麻呂等十一人、賜文忌寸姓、(養老五年正月甲戌)和琴師文、忌寸廣田、聖武紀、(天平九年九月癸巳)正六位上文、忌寸馬養、(禰麻呂の子)また、(天平十二年十一月甲辰)正六位上文、忌寸黑麻呂、孝謙紀、(十八)七右〇天平勝寶三年正月己酉、正六位上文、忌寸上麻呂、稱徳紀、(天平神護元年正月己亥)正六位上文、忌寸光庭、(嵯峨紀、(弘仁四年正月辛酉)正六位上文、忌寸山守、文徳紀、(齋衡三年十二月庚申)文、忌寸大藏、改、忌寸賜伊美吉姓、清和紀、(貞觀十年正月七日)授文、伊美吉園、兄、從五位下、陽成紀、(元慶三年十一月廿五日)正六位上主計、權助文、忌寸良男、また、(同七年正月七日)外從五位下丹波權守文、伊美吉廣常、東大寺正倉院文書、(天平九年駿河正稅帳)部領使左辨史生少初

位下文、忌寸奈保麻呂符宣抄七(卅三右)○康保五年六月廿九日(正六位上行大目文宿禰(關名)とあり、

淨野宿禰は、文忌寸より出づ、幾與奴と訓べし、仁明紀、承和元年五月壬子左京人正七位下文、忌寸歲主、元位同姓三雄等、賜姓淨野、宿禰、歲主三雄等之先、百濟國人也、といへり、文忌寸は、漢高祖の後なる事上に云るが如し、然るに百濟國人と云るは誤りなるべし、氏人は、桓武紀五(延曆十六年二月乙丑)從五位下淨野、宿禰最弟、嵯峨紀廿四(弘仁五年八月丙午)從五位下淨野、宿禰夏嗣、仁明紀七(承和五年正月丙寅)從五位下淨野、宿禰三腹、また八(同六年四月乙卯)從五位上淨野、宿禰良山、陽成紀四十三(元慶七年正月九日)從五位下淨野、宿禰宮雄、などみゆ(卷四十五の六丁と見合すべし)

武生宿禰同祖王仁孫河浪古首之後也

武生は、地號なるべけれど、いづれの國にや詳ならず、和名抄、武藏國橫見郡高生(多介布)但馬國氣多郡高生(多加布)などあり、これによりて多介布と訓べし、常陸國久慈郡に、武弓山と云ふあり、武生村の北にあり、タケフなるべけれど、俗にタキフと云り、武弓氏の人も郡中に多くあり、河浪一に阿良に作る、稱徳紀、天平神護元年十二月辛卯右京人外從五位下馬尾登國人、河內國古市郡人正六位上馬尾登益人等四十四人、賜

姓武生連とみえしはこの同族なるべし、氏人は、光仁紀(寶龜四年十月乙卯)正六位上武生連鳥守桓武紀(延曆三年四月甲午)攝津職史生正八位下武生連佐比乎、また(同七年二月辛己)武生連狗(皇太子乳母)などあり、

櫻野首同上

櫻野は、地名と聞ゆれど其國處を詳にせず、一本に武生宿禰同祖阿浪古首之後也、に作る、

伊吉連出自長安人劉楊雍也

伊吉は、壹岐の國なるべし、いかなる由にて名に負けむ其義詳かならず、天武紀下に、十二年冬十月己未、壹伎史云々、賜姓曰連、氏人は、舒明紀に、伊岐史乙等、孝徳紀に、伊岐史麻呂、同紀の注に、伊吉連博徳とみえ、聖武紀十一(天平四年十月丁亥)從五位上伊吉連古麻呂、廢帝紀廿四に、天平寶字六年十二月乙卯、外從五位下伊吉連益麻呂、稱徳紀廿九に、神護景雲二年二月癸巳、外從五位下伊吉連真次、などみえたり、仁明紀に、承和二年九月乙卯、河内國人左近將監伊吉史豐宗及其族總十二人、賜姓滋生、宿禰、唐人楊雍之孫、貴仁之苗裔也、また除目大成抄五(承曆二年)周防少掾正六位上滋生、宿禰行兼とあり、拾芥抄姓尸錄部に、伊吉連といへり、

常世連、燕國王公孫淵之後也

常世は書紀にも古事記にも常世國とかきて登許與と訓めり常世國とは何方にま
れ此皇國を遙に隔り離れてたやすく往還がたき所を泛く云ふ名なり故常世は借
字にして名義は底依國にてたゞ絶遠き國なるよしなりと記傳に云へる如く此も
さる義にて氏に負るにやあらむ神名式に河内國大縣郡常世岐姬神社とある常世
は此氏の本居にて即その地名となれるなるべし(河内志に神宮寺村といふに八王
子といふ社ありと云へり)河内蕃別に常世連と云るがあるも此故なり氏人は聖武
紀天平十九年八月丙寅正六位上赤染造廣足赤染高麻呂等九人賜常世連姓光仁紀
寶龜八年四月乙未右京人從六位上赤染國持等四人河内國大縣郡人正六位上赤染
人足等十三人遠江國秦原郡人外從八位下赤染長濱因幡國八上郡人外從六位下赤
染帶繩等十九人賜姓常世連とみえ東大寺正倉院文書(天平感寶元年七月)裝讀所解
文に常世常人あり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に常世宿禰常世連とみえたり

山代忌寸出自魯國白龍王也

山代は山城の國名によれる氏なり白龍王は和泉諸蕃に凡人中家の條に山代忌寸
同祖白龍王之後也とあり孝謙紀天平勝寶八年七月庚午河内國石川郡人漢人廣橋

漢人刀自賣等十二人賜山背忌寸姓とあるは此族なり神別にも山背忌寸ありてい
ご混らはし

大崗忌寸出自魏文帝之後安貴公大泊瀨幼武天皇(諡雄略)
御世率四衆歸化男龍一名辰貴善繪工小泊瀨稚鶴鵝天皇
(諡武烈)美其能賜姓首五世孫勤大壹惠尊亦工繪才天命開
別天皇(諡天智)御世賜姓倭畫師亦高野天皇神護景雲三年
依居地改賜大崗忌寸姓也

大崗は和名抄に大和國添上郡大岡郷とある是なり於保乎加と訓べし魏文帝は魏
志に文帝諱丕字子桓武帝太子也と見え其後安貴公と云ふが雄略天皇の朝に四衆
を率て歸化せりこの四衆を一本に四部また四部衆とあるぞよろしかるべき安貴
の子龍一名を辰貴といふ繪畫を善せり武烈天皇の朝に其材能を美て首姓を賜ひ
しが五世孫惠尊も繪を工みにせるを以て天智天皇の朝に姓倭畫師を賜ひ高野天
皇の朝に居地に因て大崗忌寸を賜へりとなり稱德紀神護景雲三年五月甲午左京
人正六位上倭畫師種麻呂等十八人賜姓大崗忌寸といへり此氏人は清和紀十五貞
觀十年正月七日外從五位下大崗忌寸福雄類聚國史(天長二年正月甲戌)正六位上大

幡文造同上

崗忌寸豐繼、とみえたり、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、大岡忌寸と記せり、幡文は、職名を以て氏に負せたるにて、幡文とは、推古紀十一年十一月に、繪于旗幟、とあるか如く、幡に繪くを幡文と云へりしなり、大かたは外國ぶりの書なるべければ、蕃人の裔の職なりしと見ゆ、文武紀に、慶雲元年冬十月戊辰、幡文通、賜造、姓、とあるのみ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、幡文造とみえたり、

楊候忌寸、出自隋、煬帝之後、達率楊候阿了王也

楊候は、もと彼國の姓なれば、字音のまゝに也、胡と訓べし、達率は百濟の官十六等の其第二にあたり、阿了の了を一に子とあり、氏は、孝謙紀、神護景雲二年三月癸丑、左京人外從五位下陽胡、毘登人麻呂等、男女六十四人、賜姓楊胡忌寸、陽成紀、元慶五年三月七日、散位從五位上陽候、忌寸永岑とあるのみ、

陽胡史同祖

陽胡は上の楊候に同じ、この氏は、書紀推古卷に、陽胡、史祖玉、陳習曆法、元正紀、養老二年二月壬子、大隅國守陽候、麻呂、また同六年二月戊戌、從五位下陽胡、史眞身、文武紀、四年八月乙丑、勅僧通德、姓、陽候、史、名久爾、貸、授勅廣肆、爲用其藝也、また孝謙紀、天平感寶

木津忌寸、後漢靈帝三世孫、阿智使主之後也

元年五月戊辰、從七位上陽候、史令珍、正八位下陽候、史令珪、從八位上陽候、史令瓊、從八位下陽候、史人麻呂、並、授外從五位下、四人並是眞身之男、各貢錢千貫也、などあり、後には宿禰、姓を賜へるにや、除目大成抄二、天元四年秋、陸奥權大目正六位上陽候、宿禰内成、また明月記、正治二年十月二十七日、伊賀大目陽候、統世あり、

木津は、山城國の木津か、さらば、綴、嘉郡木津村あり、和名抄、近江國高島郡木津、郷もあれば定めがたけれど、幾都と訓べし、阿智使主は、應神紀に、倭、漢、直祖阿智使主、其子都加使主、並、率己之黨、類十七縣、人夫、而來歸焉、とみえ、丹波系圖に、靈帝の子、延王の子、石秋王の子、阿智王とあるにて、三世にかなへり、桓武紀、延暦元年十一月丁未、式部史生正八位下、倭、漢、津、忌寸、吉人等、是、阿智使主之後也、是以蒙賜忌寸之姓、可注倭、漢、木津、忌寸、而誤記、倭、漢、津、忌寸、姓字繁多、唱導不穩、望請、改、除、倭、漢、二字、爲、木津、忌寸、許之、とみえしのみなり、天台座主記に、良源、近江國淺井郡岳本郷、人、木津氏、とあるは、近江の木津郷に由ありて、聞ゆ、拾芥抄、姓尸錄部、木津忌寸みゆ、

淨村宿禰、陳袁濤塗之後也

淨村は、地名なるべけれど、いづれの國なるや、知りがたし、淨村は清村ともかけり、幾

與牟羅と訓べし、陳云々一に、出自陳、袁濤塗正五位下李元環也とあり、正五位以下の文は、下文淨宗宿禰の條文の攙入なるべし、また出自陳、袁濤塗也、また一には正五位下季元懷也とあり、季元懷は李元環の誤りにて、是も次條の文の攙入なるべし、光仁紀、寶龜九年十二月庚寅、玄蕃、頭從五位上袁晉卿、賜姓清村宿禰、晉卿、唐人也、天平七年隨我朝使歸朝、時年十八、九、學得文選爾雅音、爲大學博士、於後大學頭安房守、桓武紀十三、延曆廿四年十一月甲申、左京人正七位下淨村宿禰源言、父賜錄袁常照、以去天平寶字四年奉使入朝、幸沐恩渥、遂爲皇民、其後不幸永、背聖世源等早、爲孤露、無復所恃、外祖父故從五位上淨村宿禰晉卿、養而爲子、依去延曆十八年三月廿二日格、首露已訖、僅有天恩、無追位記、自天佑之、欣幸何言、但賜姓正物、國之徵章、伏請改姓名、爲春科宿禰道直、許之と云り、この氏人、仁明紀三二左〇承和元年正月戊午、外從五位下清村宿禰豐、また廿三右〇嘉祥三年正月丙戌、外從五位下清村宿禰是嶺などあり、さて空海が性靈集、爲藤真川舉清豐啓一首とある文に、如今故中務卿親王之文學正六位上淨村宿禰淨豐者、故從五位上勳十一等晉卿之第九男也、父晉卿、遙慕聖風、遠辭本族、誦兩京之音韻、改王吳之訛響、口吐唐言、發嬰學之耳目、遂乃位登五品、職踐州牧、男息九人、任中而生弘秀兩人、則任經中外、俸食判官、並皆降年短促、不幸而殞、最弟一身、子然孤留、是則真川

等受業之先生也、この淨豐は、仁明紀にみえし豊と同人かよく考ふべし、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、淨村宿禰とみゆ、

清宗宿禰、唐人正五位下李元環之後也、

清宗は、地號とも聞えざれば稱號なるべし、幾與牟羅と訓むべし、諸蕃人の姓に淨野清根、清濟、清道など清淨の字を用ふるが多きは、いかなる故にや、未だ思ひ得ざれど、そが中には地名なるも、稱號なるもあるべし、よく考へて後に定むべきなり、廢帝紀、天平寶字五年十二月丙寅、唐人外從五位下李元環、賜姓李、忌寸とみゆ、この紀は、姓氏錄にみえず、後に此氏を改めて清宗とせられしなるべし、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、清宗宿禰といへり、

清海宿禰、唐人從五位下沉惟岳之後也、

清海は、地名なるべけれど、何れの國にや、思ひ得ず、幾與宇美と訓てあるべし、光仁紀、寶龜十一年十二月甲午、唐人從五位下沉惟岳、賜姓清海宿禰、編附左京とあるのみにて、氏人も史にみえず、拾芥抄、姓名錄抄ともに、此氏を脱せり、この清海、忌寸以下新長忌寸まで、沉惟岳、張道光、晏子欽、吾稅兒、徐公卿、孟惠芝、盧如津、沉庭島、馬清朝の九人は、廢帝紀、天平寶字五年八月甲子、迎藤原河清、使高元度等、至自唐國、初元度奉使之日、取

渤海道隨賀正使楊承慶等往於唐國事畢欲歸兵仗樣甲冑一具伐刀一口槍一竿矢二隻分付元度又有內使宣勅曰特進秘書監藤原河清今依使奏欲遣歸朝唯恐殘賊未平道路多難元度宜取南路先歸復命即令中謁者謝時和押領元度等向蘇州與刺史李帖平章造船一隻長八丈并差押水手官越州浦陽府折衝賞紫金魚袋沈惟岳等九人水手越州浦陽府別將賜綠陸張什等三十人送元度等歸朝於大宰府安置とある時の事にて此文中に九人と云るは即姓氏錄にみえし九人の人々なるを知るべし

嵩山忌寸唐人外從五位下船典賜綠張道光入朝焉沈惟岳同時也

嵩山は唐國の山名なれば訂正本によりて須世と訓べし桓武紀延曆三年六月癸丑唐人正六位上孟惠芝正六位上張道光等賜姓嵩山忌寸また國史七十八に同十七年六月戊戌勅唐人外從五位下嵩山忌寸道光云々等遠辭本養歸投國家雖預品秩家猶乏宜特優恤隨便賜稻ともあり

榮山忌寸唐人正六位上本國賜岳綠晏子欽入朝焉沈惟岳同時也

榮山は地名にや又大和榮山寺などによれるが訂正本に佐加也萬と訓るに據るべし

し國岳を一本に及倉に又司倉に作る司倉とあるに従ふべし桓武紀延曆三年六月辛丑唐人賜綠晏子欽賜錄徐公卿等賜姓榮山忌寸

長國忌寸唐人正六位上大押官賜綠正稅兒入朝焉沈惟岳同時也

長國は續紀に永國に作るも見ゆれば奈我久爾と訓べし桓武紀延曆三年六月癸丑正六位下吾稅兒賜永國忌寸といへりこれによらば正稅兒の正は吾の誤りとみゆ稿本には五とあり一本には吾とあり

榮山忌寸唐人正六位上本判官賜綠徐公卿入朝焉沈惟岳同時也

榮山は己に云り桓武紀延曆三年六月辛丑唐人賜綠徐公卿等賜姓榮山忌寸

嵩山忌寸唐人正六位上本丑食賜綠孟惠芝入朝焉沈惟岳同時也

嵩山も己にみゆ丑は一に及とあり榮山忌寸の條に司兵を及倉ともあるによらば

丑は司の誤なるべし桓武紀延曆三年六月癸丑唐人正六位上孟惠芝賜姓嵩山忌寸清川忌寸唐人正六位上本賜綠盧如津入朝焉沈惟岳同時也

清川は、いつれの地名ともわき難けれど幾與加波と訓べし、盧を一本に盧とあるは非なり、桓武紀、延暦五年八月戊寅、唐人盧如津、賜姓清川、忌寸、この盧は續紀の寫本に盧とあるに従ふべし、拾芥抄姓尸錄部に、清川忌寸といへり、
也、清海忌寸、唐人正六位上、本賜綠、沈庭四助入朝焉、沉惟岳同時

四助の四を一に曰と作き、また古本に昂とある昂字よろし従ふべし、この沉庭昂は沉惟岳の同氏と聞ゆ、此氏ものにみえず、拾芥抄にもせす、

新長忌寸、唐人正六位上馬清朝之後也、

新長は、伴信友の考に、今譯語の義ならむと云るによりて爾比袁佐と訓べし、桓武紀、册九(二十九右)延暦七年五月丁巳、唐人馬清朝、賜姓新長忌寸、

當宗忌寸、後漢孝獻帝四世孫山陽公之後也、

當宗は、色葉字類抄末部諸社の條に、當宗(マサムネ)と注せるによりて末佐牟禰と訓べし、さて當宗をマサムネと唱來れるはいかなる由にかなべて地名に似ず、しひて考ふるにもしくは劉氏の祖宗の義にて、當宗、神靈など稱びて字音に唱たりけむを、後に皇國さまにもすべく、たゞに字の訓にすがりてマサムネと唱て、やがて氏に

も用ひたるにやあらむ、孝獻帝四世孫山陽公と云へるは、後漢書に、孝獻皇帝、諱協、靈帝、孝靈帝とも見ゆ、中子也、延康二十五年十月乙卯、遜位于魏、魏王丕稱天子、奉帝爲山陽公、邑一萬戶、位在諸侯王上、都山陽之濁鹿城、魏青龍二年三月薨、年五十四、諡孝獻皇帝、太子早卒、孫康立、五十一年、晉、太康六年薨、子瑾立、四年、太康十年薨、子秋立、二十年、永嘉中爲胡賊所殺、國除、以上本書の文を摘て記す、さて永嘉は西晉の懷帝が年號にて、六年にして終れり、其の元年は應神天皇の御世の三十八年に當れり、とみえたる秋が事なり、其を姓氏錄には、孝獻帝より計へて四世(高祖よりは二十世)に當れる秋を、單に山陽公と云へるなり、當宗忌寸は、その秋が殺されて國亡びたる後、その子孫の歸化れるが後なるべし、猶考ふるに丹波氏、系圖に、尊卑分脈に載たり、印本なるは名の脱たるや字の誤多きを或寫本とまた群書類從に收たるとに依てさきに訂しおける本をもてひけり、後漢靈帝子延王、その子に石秋王、その子に阿智王と、系り記して應神帝廿年、日本來朝、住大和國、と注し、さて阿智王の弟に、山陽公當宗、祖と系り注せり、かくてその阿智王が事は、應神紀に、廿年九月、倭漢直祖阿智、使主、其子都賀使主、並率己之黨類十七縣、而來歸、また續紀、延暦四年六月の下に、坂上忌寸、刈田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝曾孫、阿智王之後也、此阿智王を姓氏錄木津忌寸譜に、靈帝三